

JICA 2018



ANNUAL REPORT
国際協力機構 年次報告書

ミッション

JICAは、開発協力大綱の下、人間の安全保障と質の高い成長を実現します。

JICAは、日本の政府開発援助 (ODA) の中核を担う独立行政法人です。

世界有数の包括的な開発援助機関として、

世界のさまざまな地域で開発途上国に対する協力を行っています。

2017年7月に新しく掲げたビジョンに基づき、多様な援助手法を組み合わせ、

開発途上国が抱える課題の解決を支援していきます。

ODA
(政府開発援助)

二国間援助

JICA

技術協力

有償資金協力

無償資金協力

国際緊急援助

民間連携

市民参加協力

多国間援助 (国際機関への出資・拠出)

ビジョン

信頼で世界をつなぐ Leading the world with trust

JICAは、人々が明るい未来を信じ多様な可能性を追求できる、
自由で平和かつ豊かな世界を希求し、
パートナーと手を携えて、信頼で世界をつなぎます。

アクション

- 1 **使命感**——誇りと情熱をもって、使命を達成します。
- 2 **現場**——現場に飛び込み、人びとと共に働きます。
- 3 **大局観**——幅広い長期的な視野から戦略的に構想し行動します。
- 4 **共創**——様々な知と資源を結集します。
- 5 **革新**——革新的に考え、前例のないインパクトをもたらします。

ミッション

JICAは、開発協力大綱の下、人間の安全保障と質の高い成長を実現します。

JICAは、日本の政府開発援助 (ODA) の中核を担う独立行政法人です。

世界有数の包括的な開発援助機関として、

世界のさまざまな地域で開発途上国に対する協力を行っています。

2017年7月に新しく掲げたビジョンに基づき、多様な援助手法を組み合わせ、

開発途上国が抱える課題の解決を支援していきます。

ODA
(政府開発援助)

二国間援助

JICA

技術協力

有償資金協力

無償資金協力

国際緊急援助

民間連携

市民参加協力

多国間援助 (国際機関への出資・拠出)

29カ国 2,000カ所以上

JICAの支援を受けて
5S-KAIZEN-TQM活動を展開した医療施設数
(2007~2017年度)

305万ha

森林再生のための協力による植林面積
(2000~2016年度)

世界の課題に挑む

68,633人

アジアにおいて育成を支援した産業人材の数
(2015~2017年度)

23カ国 60,381人

サブサハラ・アフリカにおいて、小農による
市場志向型農業の推進(SHEPアプローチ等)の研修を受講した農民の数
(2014~2017年度)

1,500万人以上

JICAの支援を通じて、学びの改善に向けた
質の高い教育環境を提供された子どもの数
(2015~2017年度)

パフォーマンス
(2017年度)

援助対象の
開発途上国・
地域
146
カ国・地域

専門家派遣
(新規)
11,098
人

研修員受入
(新規)
17,138
人

海外拠点
96カ所
※4

国内拠点
15カ所
※4

職員
1,909人
※4

包括連携協力
協定または
連携覚書を締結した
地方自治体
10
※5

包括連携協力
協定または
連携覚書を締結
した大学
36校
※5

連携覚書を締結
した地域金融機関
43行
※5

協力メニューと実績(2017年度)

実施中 526件^{※1} (89カ国・地域)

新規承諾 59件 (21カ国・4機関)

新規 157件^{※2} (56カ国・地域)

援助隊派遣・物資供与 20件 (15カ国・地域)

主要な提案型事業における新規採択 148件

青年海外協力隊派遣(新規) 1,171人

沿革



※1 技術協力プロジェクトの件数
 ※2 外交政策の遂行上の必要から外務省が自ら実施するものを除く。
 ※3 事業規模とは、2017年度における技術協力(研修員+専門家+調査団+機材供与+協力隊+その他ボランティア+その他経費)、有償資金協力(実行額)、無償資金協力(新規G/A締結額)の総額。
 ・複数国・地域にまたがるもの、および国際機関に対する協力実績を除く。
 ・中東・欧州地域の合計金額には、JICAが調査団派遣を行った先進国分も含まれる。
 ※4 2018年7月1日現在
 ※5 2018年3月末現在の締結数合計



Message

ごあいさつ

国内外の
パートナーと
未来の礎を築く

「信頼で世界をつなぐ」。JICAが2017年に掲げた新たなビジョンです。

新たなビジョンを掲げるにあたり、「人間の安全保障」と「質の高い成長」の実現を、改めて組織のミッションとして確認しました。そして、相手のオーナーシップを尊重し、共に考えることで、国内外の幅広いパートナーと手を携え、人々や国同士を「信頼」でつないでいくこと、それこそがJICAに期待される役割だと考えています。

2018年10月には、JICAが旧国際協力銀行の海外経済協力業務部門と統合し、日本の政府開発援助(ODA)を一元的に担う「新JICA」となってから、10年の節目を迎えます。この間、統合効果を発揮し、グローバル化に伴う課題への対応、公正な成長と貧困の削減、ガバナンスの改善、および人間の安全保障の実現に努めてまいりました。また、地方自治体や民間企業、大学等との連携を強化することによって、開発途上国の課題の解決とともに、日本の地方創生への一層の貢献を目指しています。2015年、国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」にうたわれている幅広いパートナーとの連携も、われわれの取り組みを一層後押しするものと感じています。

2018年は、明治維新から数えて150年の節目とも重なります。この機をとらえ、国内の複数大学の協力を得て、JICA開発大学院連携を開始します。開発途上国の将来のリーダーとなる人材を日本に招き、明治維新最大の功績、すなわち開国と民主的な変革によりもたらされた日本の近代化の経験を、教訓も含めて日本の開発援助の経験とともに学んでもらうことは、必ずやそれぞれの国の未来と発展を支える礎となるものと信じています。また、この取り組みは、相手国と日本の信頼関係をさらに深めることにつながると考えています。

2017年度は、第4期中期計画(2017～2021年度)の初年度でした。2016年7月に発生したバングラデシュ・ダッカ襲撃テロ事件や南スーダンからの国外退避を踏まえ、安全対策のさらなる強化に取り組んでいます。

JICAは、「信頼で世界をつなぐ」というビジョンの下、国内外の幅広いパートナーと手を携えて、組織ミッションの達成のために、弛むことなく邁進してまいります。

2018年9月
国際協力機構理事長
北岡伸一

目次

Profile	1
理事長メッセージ	2
特集 新JICA10年の歩み	6
HIGHLIGHTS 2017	8

事業の目的と概況 11

日本のODA	12
JICA事業の概況	14

活動報告 19

地域別取り組み

東南アジア・大洋州	20
ASEAN設立50周年	23
東・中央アジア	24
南アジア	26
中南米	28
アフリカ	30
中東・欧州	32

課題別取り組み

貧困削減	34
平和構築	35
ジェンダーと開発	36
気候変動対策	37
社会基盤	38
人間開発	40
地球環境	42
農村開発	44
産業開発・公共政策	46

パートナーとの連携

民間連携・中小企業海外展開支援	50
地球規模課題対応 国際科学技術協力 (SATREPS)	53
市民参加協力	54
ボランティア	56
国際緊急援助	58
研究活動	60
開発パートナーシップと SDGsへの取り組み	62
移住者・日系人支援	64

ウェブサイト等

より詳細な情報はウェブサイトに掲載しています。ODA見える化サイトは、協カプロジェクトに関するさまざまな情報を、写真や映像も含めてわかりやすく紹介するサイトです。また、評価に関する取り組みや事業の評価結果を公表する事業評価年次報告書も発行しています。

コーポレートサイト
<https://www.jica.go.jp>



ODA見える化サイト
<https://www.jica.go.jp/oda/index.html>



事業評価年次報告書2017
https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/general_new/2017/index.html



協力形態と事業運営 65

技術協力	66
有償資金協力	68
無償資金協力	70
事業評価	71
環境社会配慮	72
人材養成・確保	74

組織運営 75

コーポレートガバナンス	76
広報活動	85

組織概要

沿革	86
組織図・役員一覧	87
国内拠点・海外拠点	88
予算	90
事例索引	91

別冊（資料編）

事業実績統計、財務諸表、財務状況については別冊（資料編）をご参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/report/index.html>

本報告書の計数、地図について

- この年報は2017年度（会計年度。2017年4月1日から2018年3月31日まで）の国際協力機構の活動をまとめたものです。
- 収録した事業実績に関する統計等の数値は、国際協力機構に関するものは上記2017年度について、政府開発援助（ODA）に関するものは2017年（2017年1月1日から12月31日まで）について集計したものです。なお、一部の数値は暫定値を使用しています。また集計の時期や方法などにより、数値が異なる場合があります。
- ODAに関する金額の表示単位は米ドルです。換算レートは1米ドル＝112.2円（2017年のDACの指定レート）を使用しています。
- 本書で使用している地図はすべて略図で、国境紛争地域、国境不明確地域などの国境線は、便宜上付したものです。



表紙写真

撮影：

- ①久野武志、②③中村年孝、
④⑤吉田亮人、⑥鈴木 革、⑦柴田大輔

新JICA10年の歩み

新JICAの4つの動き

1 技術協力と有償・無償資金協力の一体的運用による効果

多様な援助手法を組み合わせることで、包括的かつ連続的な支援を実現。さらに、各事業の最適な運用と多様なニーズに対するワンストップ体制の構築により、複雑化・広範化する開発課題に対処し、国際社会の平和と安定、繁栄を目指して、事業効果の最大化と日本政府の政策実施への貢献、日本のODAの国際社会でのプレゼンス向上を進めました。

2 民間連携の強化

民間企業による活動を開発途上国の経済成長を促す大きな原動力ととらえ、ODAを活用した中小企業海外展開支援事業を開始し、海外投融資事業も再開しました。開発途上国の課題解決に、JICAのネットワークと民間の技術やアイデアを結合した支援を展開しています。中小企業の海外展開支援のために地域金融機関との連携を進めるなど、側面支援も推進しています。

民間連携・中小企業
海外展開支援事業の
採択件数

818件

(2013～2017年度)

海外投融資事業
での
出融資案件数

22件

(2011～2017年度)

JICA内の動き

10月
改正JICA法施行
により新JICA発足
10月
NGO-JICA協議会
設置
12月
JICA初となる
財投機関債（JICA債）
発行

1月
科学技術振興機構と
「地球規模課題対応
国際科学技術協力
（SATREPS）」に
関する連携協定締結



ラオス国立研究所での寄生虫感染症の遺伝疫学による精度の高い診断法の開発等を支援

3月
提案公募型調査制度
「協力準備調査
（PPPインフラ事業）」開始

7月
新環境社会配慮
ガイドライン施行

11月
海外投融資再開後
初の案件に調印
12月
政府系機関初の
個人向け債券発行

3月
ODAを活用した
中小企業海外展開
支援開始
7月
民間連携
ボランティア制度
創設



タイの技術専門学校で工作機械の指導を行う、京都の精密測定会社からの民間連携ボランティア

2008

2009

2010

2011

2012

日本・国際社会の動き

9月
世界金融危機
「リーマンショック」発生

6月
世界保健機関（WHO）が
新型インフルエンザの
世界的大流行を宣言

9月
MDGs国連首脳会合
10月
生物多様性条約
第10回締約国会議
（COP10）（於：名古屋）
12月
「アラブの春」が
チュニジアで始まる

3月
東日本大震災



キャンドルをともし、東日本大震災の犠牲者の冥福を祈るパレスチナの元JICA研修員たち

7月
南スーダン独立

6月
国連持続可能な開発会議
（リオ+20）（於：ブラジル）

2008年10月、JICAと旧国際協力銀行の海外経済協力業務部門が統合し、同時に外務省の無償資金協力業務(外交政策上、外務省が直接実施するものを除く)を受け継ぎ、「新JICA」が発足しました。これにより、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に担う、世界有数の二国間援助の実施機関となりました。援助の戦略性と実施体制の強化を目指した改革がスタートを切ってから10年。ODAの新時代へ続く事業を展開してきた新JICAの歩みを振り返ります。

3 地域・大学との連携の強化

青年海外協力隊(ボランティア)派遣やNGO等との連携による草の根技術協力に加え、開発途上国の開発課題への貢献と、日本の地域活性化への貢献の両立を目指し、地方自治体や大学等研究機関との連携を推進。アフリカの高度産業人材育成をはじめ、分野や国に着目した研修員(学位課程就学者)の受け入れも拡大しています。

※長期研修、長期研修(課題別)、長期研修(有償助成技協)、日系リーダー育成事業および人材育成奨学計画での受入人数

学位課程就学のため
受け入れた研修員等

104カ国
5,509人※
(2008年10月~2018年4月)

8月
エボラ出血熱の
感染拡大防止へ
緊急援助

9月
「アフリカの若者の
ための産業人材育成
イニシアティブ
(ABEイニシアティブ)」
第1期生来日



ビジネス展開について日本の企業と議論するアフリカからの長期研修員

11月
JICA初となる
政府保証外債発行

11月
青年海外協力隊
発足50周年
記念式典開催



記念式典を世界各地で開催

11月
ドル建て借款創設

4 世界共通の課題への取り組み

2015年に「持続可能な開発目標 (SDGs)」が国際社会で合意されたことを受け、「ミレニアム開発目標 (MDGs)」に続き、SDGs達成に向けて取り組んでいます。日本の知見を生かしつつ、国内外のパートナーとの連携を強化することで、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) などの国際的イニシアティブ形成に貢献し、「誰一人取り残さない」世界と、「人間の安全保障」「質の高い成長」の実現を目指しています。



1月
国際救急医療チーム
設立30周年
記念セミナー開催

1月
海外投融资
本格再開後初の
インフラ案件調印

7月
地域金融機関と
初の業務提携に係る
覚書を締結

7月
青年海外協力隊が
「ラモン・
マグサイサイ賞」
受賞

11月
シリア難民の
留学生受入の
募集開始

2月
「途上国の課題
解決型ビジネス
(SDGsビジネス) 調査」
制度新設

7月
新ビジョン
「信頼で世界を
つなぐ」制定

10月
新JICA
設立10周年

2013

6月
第5回アフリカ開発会議
(TICAD V) (於：横浜)

6月
「インフラシステム輸出
戦略」閣議決定

2014

8月
WHOが西アフリカの
エボラ出血熱流行に対し緊急事態を宣言



ザンビアにてコモロリから血液や臓器などのサンプルを採取するSATREPS関係者

2015

2月
開発協力大綱を閣議決定

3月
第3回国連防災世界会議
(於：仙台)

5月
日本政府が「質の高い
インフラパートナー
シップ」を発表

7月
第3回開発資金国際会議
(於：エチオピア)

9月
「持続可能な開発目標のための
2030アジェンダ」採択

12月
地球温暖化対策の国際
枠組み「パリ協定」採択

2016

7月
バングラデシュ・ダッカ
襲撃テロ事件

8月
第6回アフリカ開発会議
(TICAD VI) アフリカで
初開催 (於：ケニア)



JICAは18の公式サイドイベントを開催

9月
難民と移民に関する
国連サミット

2017

8月
東南アジア諸国連合
(ASEAN) 設立50周年



日本とベトナムが共同で設立準備を進めた「日越大学」の開学式

12月
UHCフォーラム2017
(於：東京)

2018

HIGHLIGHTS 2017

多くのJICA事業において長年の取り組みが結実し、新たな展開を見せた2017年度。
国内外のパートナーとの連携を強め、多様化するニーズへの対応を加速させました。

日本初の ソーシャルボンド発行

2017年5月 JICAがBond Issuer of the Yearに

日本の発行体として初めてソーシャルボンド(社会貢献債)を発行したJICA。その実績が評価され、2017年5月にトムソン・ロイター・マーケティング株式会社よりDEALWATCH AWARDS(社債部門)のBond Issuer of the Yearを受賞しました。投資を通じた社会課題の解決を目指す取り組みが関心と呼ぶなか、投資家の社会貢献の思いを開発途上国の発展につなげるJICA債への注目が高まっています。



「DEALWATCH AWARDS」の表彰式

移住の歴史と 移住者の足跡を 発信して15年

2017年8月 JICA横浜 海外移住資料館、来館者50万人を突破

「海外移住資料館」は、主に北中南米への日本人の移住者を、新天地で新たな文明形成に参画したいわば「国際協力の先駆者」ととらえ、資料・文献・写真などの展示を通して彼らの歩んだ道を日本人の歴史のなかに正しく位置づけることを目指しています。今から150年前、初めてハワイへ向けて旅立った「元年者」の出港地である横浜に2002年に開設された当館は、2017年8月25日に累計来館者数が50万人を超えました。



資料館の「移住の道のり」のコーナー。移民の七つ道具が詰まったトランク

「一刻も早く、 一人でも多く」の思いを 胸に メキシコでも活躍

2017年9月 国際緊急援助隊30周年

海外で大きな災害が発生した際に、JICAが被災地に国際緊急援助隊を組織して派遣することを定めた「国際緊急援助隊の派遣に関する法律（JDR法）」が、2017年9月に施行30年を迎えました。同月に発生したメキシコ地震の際も、国際緊急援助隊・救助チームを派遣。チームは夜を徹して作業にあたりました。その活動はメキシコ国内で連日報道され、チームの撤収時には多くの市民から感謝の言葉が寄せられました。



メキシコにおける救助チームの活動

初派遣！ 第1号は水泳コーチ

2017年10月 青年海外協力隊がミャンマーへ

2016年11月の派遣取極締結（88カ国目）を受け、2017年10月よりミャンマーへの青年海外協力隊派遣が開始されました。第1号となったのは、本間隆暉さん（静岡県出身、水泳）。12月に行われた大会では指導した選手たちが初優勝を飾る快挙！ 2018年2月からは保健分野での派遣も開始され、青年海外協力隊創設から52年、その歴史に新たな1頁が刻まれています。



青年海外協力隊創設から52年。ミャンマー第1号隊員として熱のこもった指導をする本間隊員

広大な大地を南北の 経済回廊がつなぎ、 アフリカの経済成長を 後押し

2017年10月 タンザニア道路セクター支援事業が完工（第1次、第2次）

1970年に提唱された経済回廊「アフリカ国際幹線道路」第4ハイウェイは、10,000km以上離れた南アフリカ共和国とエジプトをつなぎ、アフリカの広大な大地を象徴する大規模な構想でした。JICAはアフリカ開発銀行と共に、残された未舗装区間であったタンザニアの道路整備に協力し、先行事業と合わせ、2017年10月に400kmを超える区間の舗装が完了しました。新しい道が国境を越えた人々のつながりを生み、より活発な交流を促します。



タンザニアの首都ドドマから北に延びる幹線道路

すべての人の健康の実現に向けて

2017年度の
主要トピックスを
ラインナップ

2017年12月 「UHCフォーラム2017」共催

東京で開催された本フォーラムには、61カ国から政府高官や国際機関代表ら約600名が参加しました。ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)とは、すべての人が、必要とする質の高い基礎的な保健医療サービスを、負担可能な費用で利用できる状態のことです。JICAも共催した本フォーラムでは「UHC東京宣言」を採択し、2030年までのUHC達成に向けた取り組みを加速化していくことを確認しました。



安倍首相やグアテマラ国連事務総長らと共に、JICA北岡理事長も登壇(写真：久野真一)

地域の産学官民で取り組む 日本初のプラットフォーム

2017年12月 「関西SDGsプラットフォーム」設立

地域と開発途上国をつなぐ「結節点」の役割を果たす各地の国内拠点。JICA関西では2017年12月16日、関西地域の民間企業、NGO/NPO、大学・研究機関、地方自治体・政府機関と共に「関西SDGsプラットフォーム」を立ち上げました。JICAは経済産業省近畿経済産業局および関西広域連合本部事務局と共に共同事務局を担います。幅広いアクターによる協働が、世界や地域の課題解決のためのアイデアや技術の創出につながることを期待されます。



地域の幅広いアクターがそろった記念シンポジウムで基調講演を行うJICA北岡理事長

4月	ほっかいどう地球ひろばオープン
4月	スリランカ：ごみ処分場堆積物崩落に対し国際緊急援助隊（専門家チーム）を派遣
5月	★JICAがBond Issuer of the Yearに
5月	ジョージア：コーカサス地域初の在外拠点開設
6月	ミャンマー：JICAの技術協力で開発された教科書が全国の小学校に一斉導入
7月	新スキーム「途上国の課題解決型ビジネス（SDGsビジネス）調査」第1回公示の結果、5案件を採択
7月	新ビジョン「信頼で世界をつなぐ」を制定
8月	「シリア平和への架け橋・人材育成プログラム」の初年度留学生が来日
8月	★海外移住資料館来館者数50万人突破
9月	★国際緊急援助隊30周年
9月	ソマリア：26年ぶりの新規技術協力プロジェクト開始が決定
10月	モンゴル：自然エネルギー分野初の海外投融資により建設されたツェツィー風力発電所が稼働
10月	★ミャンマー：青年海外協力隊派遣開始
10月	★タンザニア：道路セクター支援事業が完工（第1次、第2次）
11月	ジャマイカ：JICA初のドル建て借款「エネルギー管理及び効率化事業」の借款貸付契約調印
11月	タンザニア：初の女子陸上競技会「LADIES FIRST」をタンザニア情報・文化・芸術・スポーツ省と共催
12月	★「UHCフォーラム2017」共催
12月	★「関西SDGsプラットフォーム」設立
2018年	
1月	セルビア：89番目の青年海外協力隊の派遣取極締結国に
2月	ラオス：無償資金協力により建設されたラオスー日本友好橋（通称セコン橋）開通
3月	キューバ：事務所開設
3月	島根県海士町との連携協定を締結。地域創生の経験・知見を開発途上国へ



バヌアツ：エファテ島南東部のビーチにて【写真：鈴木 華】

事業の目的と概況

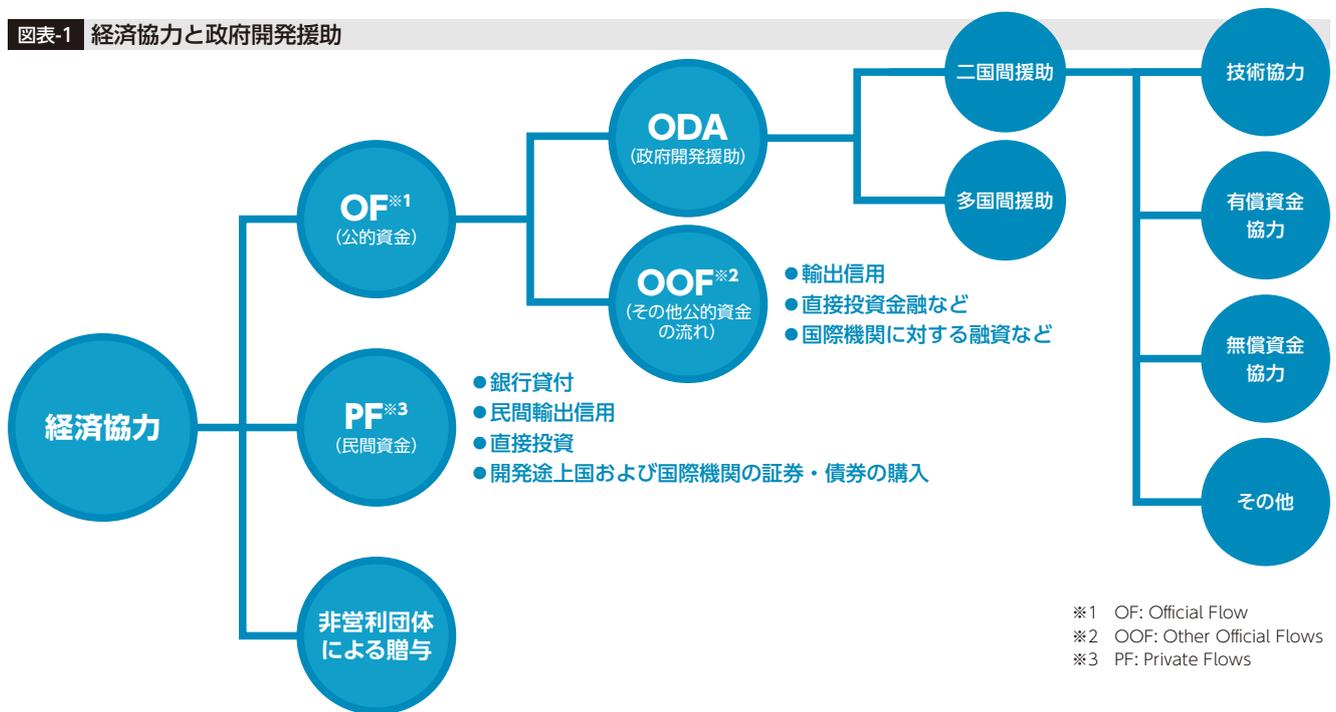
日本のODA

ODAとは

開発途上国の社会・経済の開発を支援するため、政府をはじめ、国際機関、NGO、民間企業などさまざまな組織や団体が経済協力を行っています。これらの経済協力のうち、政府が開発途上国に行う資金や技術の協力を政府開発援助 (Official Development Assistance: ODA) といいます。

ODAは、その形態から、二国間援助と多国間援助 (国際機関への出資・拠出) に分けられます。二国間援助は「技術協力」「無償資金協力」「有償資金協力」の3つの手法と、ボランティア派遣など「その他」の方法で実施されます。

図表-1 経済協力と政府開発援助



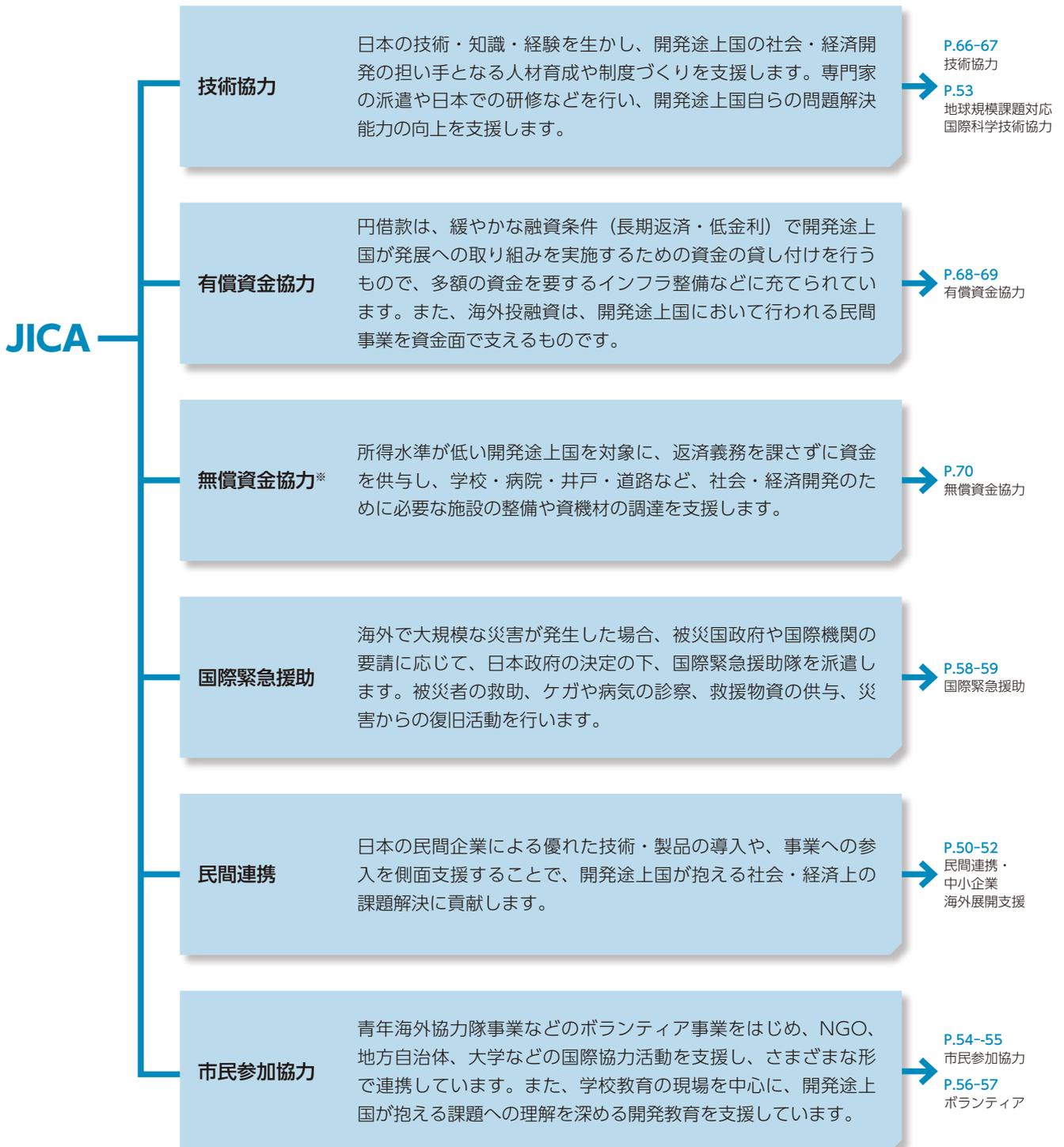
図表-2 日本のODA実績 [2017年(暦年)、暫定値]

援助形態		ドル・ベース(百万ドル)				円ベース(億円)			構成比(%) ODA計 (純額ベース)
		実績	前年実績	対前年比(%)	実績	前年実績	対前年比(%)		
ODA	贈与								
	無償資金協力	2,621.64	2,812.31	-6.8	2,941.03	3,059.87	-3.9	22.9	
	技術協力*	2,884.18	2,777.57	3.8	3,235.56	3,022.07	7.1	25.2	
	贈与計	5,505.81	5,589.88	-1.5	6,176.59	6,081.94	1.6	48.2	
	政府貸付等	2,530.76	1,422.13	78.0	2,839.08	1,547.31	83.5	22.1	
	二国間ODA計(純額ベース)	8,036.57	7,012.01	14.6	9,015.67	7,629.26	18.2	70.3	
	国際機関向け拠出・出資等計(純額ベース)	3,394.57	3,368.34	0.8	3,808.13	3,664.84	3.9	29.6	
	ODA計(支出純額)	11,431.14	10,380.35	10.1	12,823.80	11,294.10	13.5	100.0	
	名目GNI速報値(10億ドル、10億円)	5,038.44	5,114.54	-1.5	565,227.80	556,475.60	1.6		
	対GNI比(%)	0.23	0.20		0.23	0.20			

(注) 1. 上記には卒業国向けの援助を含んでいます。卒業国向け援助を除いた実績の詳細は、別冊資料編の表1を参照ください。
 2. DAC加盟国以外の卒業国で支出実績を有するのは次の12カ国・地域：アラブ首長国連邦、オマーン、サウジアラビア、シンガポール、セントクリストファー・ネイビス、トリニダード・トバゴ、[ニューカレドニア]、パハマ、バルバドス、[フランス領ポリネシア]、ブルネイ、[香港]
 3. 2017年DAC指定レート：1ドル=112.1831円(2016年比、3.3804円の円安)。
 4. 四捨五入の関係上、各形態の計が一致しないことがあります。
 5. 債務救済には、円借款の債務免除、付保商業債権および米穀の売渡し債権の債務削減を含み、債務繰延を含みません。
 6. 従来、国際機関を通じた贈与は「国際機関向け拠出・出資等」として計上してきましたが、2006年より拠出時に供与先の国が明確であるものについては各被援助国への援助として「無償資金協力」へ計上することに改めました。
 7. 技術協力に含めてきたNGO事業補助金については、2011年実績より各国の無償資金協力に含めることとします。
 ※ 技術協力に行政経費・開発啓発費を含みます。

日本のODAを担う JICA

JICAは日本の二国間援助の中核を担う世界有数の開発援助機関です。技術協力、有償資金協力、無償資金協力*を中心としたさまざまな支援メニューを効果的に活用し、開発途上国が抱える課題解決を支援するため、世界の約150の国と地域で事業を展開しています。



* 外交政策の遂行上の必要から外務省が実施するものを除く。

JICA事業の概況

第4期中期計画 (2017～2021年度)

JICAは法律に則り、5年間のサイクルで定める中期計画に基づき業務運営を行っています。2017年度より開始した第4期中期計画(2017～2021年度)では、持続可能な開発目標(SDGs)などの国際的な枠組みと開発協力大綱を基に、4つの開発課題(インフラ・経済成長、人間中心の開発、普遍的価値・平和構築、地球規模課題)、6つの地域、多様な主体との連携や国際的な議論への貢献などに関する計画を設定しています。これらに加え、事業を支える組織、業務基盤の強化や効率的な運営、安全対策、内部統制などについても具体的に示しています。

これらの計画を達成するための取り組みを通じ、JICAは今後も開発課題の解決やわが国の国益への貢献といった国内外から期待されている役割を果たしていきます。

第4期中期計画の枠組み

開発協力を通じた開発課題および地球規模課題の解決、わが国の国益への貢献

平和と安全と繁栄、安定性、透明性
および予見可能性が高い国際環境の
実現

国際社会におけるわが国への信頼感
の向上、開発途上地域との関係強化、
国際社会の秩序と規範形成への貢献

開発途上地域との関係性の強化を通
じたわが国経済、社会の活性化への
貢献

重点領域

- 国の発展を担う人材の育成
- 開発の担い手との連携強化とわが国地域活性化への貢献
- 国際的公約実現への貢献および国際社会でのリーダーシップの発揮
- 安全対策の強化

重視するアプローチ

- 信頼関係の構築に向けたオーナーシップとパートナーシップを重視した協力の推進
- 人間の安全保障を踏まえた人間中心のアプローチ
- 事業の戦略性の強化と業務の質の向上
- 統一性・一貫性のある情報発信

具体的な取り組み

重点課題への取り組み

- 経済成長の基礎および原動力の確保
- 人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進
- 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の構築
- 地球規模課題への取り組みを通じた持続可能で強靱な国際社会の構築

連携の強化

- 民間企業等
- NGO/市民社会組織
- ボランティア
- 大学・研究機関
- 地方自治体
- 開発教育、理解促進等

事業実施基盤の強化

- 広報
- 知的基盤の強化
- 事業評価
- 災害援助等協力
- 開発協力人材の育成促進・確保

地域の重点取り組み

- 東南アジア・大洋州
- 南アジア
- 東・中央アジアおよびコーカサス
- 中南米・カリブ
- アフリカ
- 中東・欧州

安全対策の強化

その他重要事項

- 効果的・効率的な開発協力の推進
- 国際的な議論への積極的貢献および国際機関・他ドナー等との連携推進
- 開発協力の適正性の確保
- 内部統制の強化等
- 財務内容の改善
- 人事、施設・設備に関する計画等

国の重要方針と政策

開発協力大綱
関連政策、各種政府公約

開発協力を取り巻く国際的な枠組み

持続可能な開発目標(SDGs)
パリ協定(気候変動)

2018年度の 事業展開の方向性

開発協力大綱および第4期中期計画で掲げられている重点課題の解決を通じて国際社会の平和と安定、繁栄に貢献することを目的として、「人間の安全保障」と「質の高い成長」の実現を念頭に、以下の取り組みを強化します。



スーダン：州立職業訓練センターにおける職業訓練システム強化プロジェクト
[写真：飯塚明夫]

1 日本政府の 「自由で開かれたインド太平洋 戦略」に基づく事業展開

自由で開かれたインド太平洋戦略の枠組みでの事業展開を推進するとともに、国際社会における連携・パートナーシップをより一層強化します。特に、域内の連結性強化のための人材育成、インフラ、貿易・投資環境整備や、法の支配の確立のための法制度整備、海上保安能力の向上などに取り組みます。

2 国の発展を担う 人材育成の強化

明治150年の機をとらえてJICA開発大学院連携を始動し、多様化、複雑化する開発課題の解決を担う人材の育成強化に取り組みます。特に、体系的に日本の開発経験などを学ぶ機会を研修員に提供し、帰国後に母国の発展に効果的に役立ててもらおうとともに、知日派・親日派のリーダーとして活躍し両国間関係が中長期的に維持・強化されることを目指します。

3 民間の力を生かした 開発途上地域と 日本の双方の活性化

包摂性、持続可能性、強靱性を兼ね備えた「質の高い成長」に向けて、地方を含む日本の中小企業などの強みや国内外の民間企業が持つ潜在力を活用した事業展開と、それを通じた地域活性化に取り組みます。

4 未来志向の協力コンセプトと 発信の強化

開発協力における革新的な手法や技術などの取り込みを強化するとともに、旺盛な開発ニーズに対応するために多様な資金ソースの動員を促進します。また、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)や食と栄養のアフリカ・イニシアチブ(IFNA)をはじめとした各種協力のコンセプト化と対外発信をさらに強化し、国際社会でのプレゼンス向上に取り組みます。

事業実績の概要

事業別の実績

JICAの2017年度事業別実績(図表-3、図表-4)については、技術協力が1,923億円で、前年度比7.4%減となっています。また、無償資金協力の供与実績は、計157件、1,151億円(贈与契約締結額)となりました。有償資金協力のうち、円借款の供与実績は53件、1兆8,454億円(承諾額)、海外投融資の供与実績は計6件、430億円(承諾額)となりました。

図表-3 2017年度事業規模



- ※1 有償資金協力勘定予算による技術支援等を含み、管理費を除く技術協力経費実績
- ※2 円借款、海外投融資(貸付・出資)の承諾額
- ※3 贈与契約締結額。ただし、複数の会計年度に及び案件については、各会計年度の供与限度額を計上。

図表-4 2017年度事業別実績

(単位: 億円)

	2017年度	2016年度
技術協力*1計	1,923	2,077
研修員受入	220	212
専門家派遣	587	645
調査団派遣	338	602
機材供与	23	37
青年海外協力隊派遣	87	87
その他ボランティア派遣	33	33
その他	635	462
有償資金協力*2計	18,884	14,858
無償資金協力*3計	1,151	980

- (注)各事業額は少数第1位四捨五入のため、合計値と合わないことがあります。
- ※1 有償資金協力勘定予算による技術支援等を含み、管理費を除く技術協力経費実績
 - ※2 円借款、海外投融資(貸付・出資)の承諾額
 - ※3 贈与契約締結額。ただし、複数の会計年度に及び案件については、各会計年度の供与限度額を計上。

過去10年間の推移

図表-5~7は、10年間の技術協力、有償資金協力、無償資金協力の各事業規模の推移を示しています。

有償資金協力は、2017年度は1兆8,884億円と前年度に比べ27.1%の増、また、無償資金協力は、2017年度は総額1,151億円と、前年度に比べ17.4%の増となっています。

図表-5 過去10年間の技術協力経費の推移 (単位: 億円)

2008年度	1,508
2009年度	1,760
2010年度	1,688
2011年度	1,889
2012年度	1,678
2013年度	1,773
2014年度	1,764
2015年度	1,917
2016年度	2,077
2017年度	1,923

図表-6 過去10年間の有償資金協力承諾額の推移 (単位: 億円)

2008年度	9,294
2009年度	9,676
2010年度	5,389
2011年度	9,494
2012年度	12,267
2013年度	9,858
2014年度	10,159
2015年度	22,609
2016年度	14,858
2017年度	18,884

(注)円借款、海外投融資(貸付・出資)の合計額

図表-7 過去10年間の無償資金協力の事業規模の推移 (単位: 億円)



地域別の実績

技術協力について、その地域別の実績を見ると、アジア39.0%、アフリカ18.6%、北米・中南米7.2%の順で割合が大きくなっています。

また、2017年度の新規承諾分に関する有償資金協力の地域別実績はアジア61.6%、中東8.0%、アフリカ7.9%の順となっています。2016年度に続き、アジア

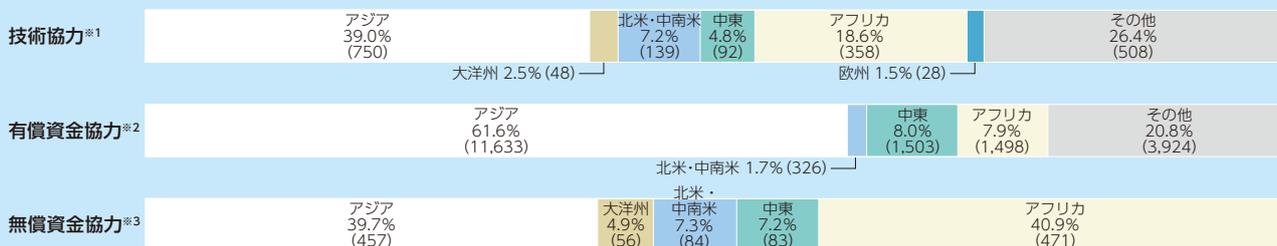
の比率が高くなっています。

一方、無償資金協力では、アフリカ40.9%、アジア39.7%と、2016年度と同様にアフリカならびにアジアが高い割合を占めています。

なお、「その他」には、国際機関や国・地域をまたぐもの(全世界)などが含まれています。

図表-8 地域別の実績構成比 (2017年度)

(単位: % / 億円)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。

※1 有償資金協力勘定予算による技術支援等を含み、管理費を除く技術協力経費実績 ※2 円借款、海外投融資(貸付・出資)の承諾額。国際機関向けのうち、アフリカ開発銀行、アフリカ開発基金はアフリカ地域に含めている。 ※3 贈与契約締結額。ただし、複数の会計年度に及び案件については、各会計年度の供与限度額を計上。

分野別の実績

技術協力について、その実績を分野別に見ると、公共・公益事業23.7%、人的資源11.2%、農林水産10.6%、計画・行政8.8%の順となっています。

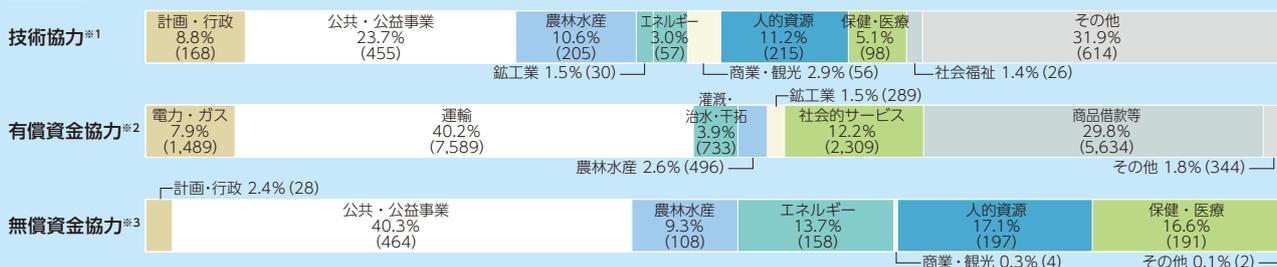
有償資金協力については、道路・鉄道などの運輸分野への協力実績が40.2%と多く、次いで社会的サービス

12.2%、電力・ガス7.9%となっています。

無償資金協力については、公共・公益事業が40.3%、次いで人的資源17.1%、保健・医療16.6%への協力の割合が高くなっています。

図表-9 分野別の実績構成比 (2017年度)

(単位: % / 億円)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。

※1 有償資金協力勘定予算による技術支援等を含み、管理費を除く技術協力経費実績 ※2 円借款、海外投融資(貸付・出資)の承諾額 ※3 贈与契約締結額。ただし、複数の会計年度に及び案件については、各会計年度の供与限度額を計上。

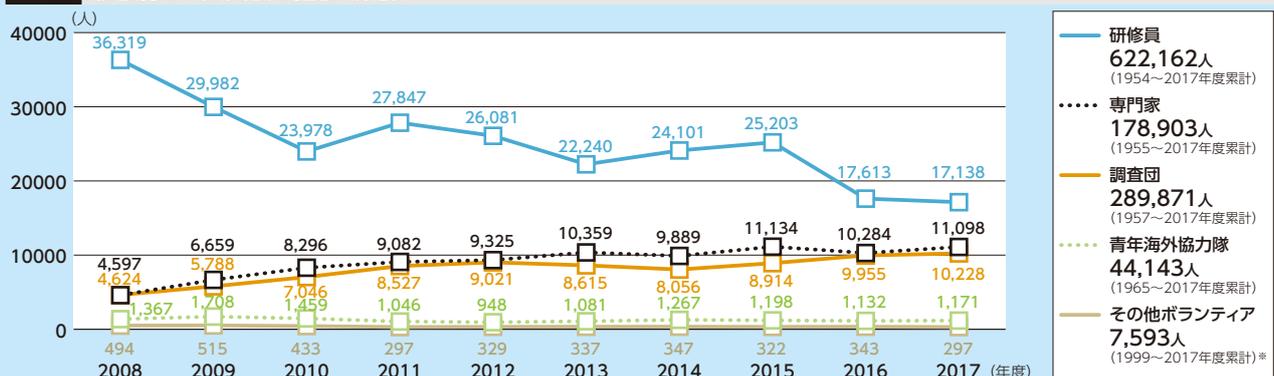
技術協力形態別の人数実績の推移

2017年度のJICA事業の人数実績を形態別に見ると、研修員受入(新規)が1万7,138人、専門家派遣(新規)1万1,098人、調査団派遣(新規)が1万228人、青年海外協力隊派遣(新規)が1,171人、その他ボランティア派遣(新規)が297人でした。この結果、累計では研修員受入62万2,162人(1954~2017年度)、専門家派遣17万

8,903人(1955~2017年度)、調査団派遣28万9,871人(1957~2017年度)、青年海外協力隊派遣4万4,143人(1965~2017年度)、その他ボランティア派遣7,593人(1999~2017年度)*となっています。

2008年度以降の形態別人数実績の推移は、図表-10のとおりです。

図表-10 形態別の人数実績の推移 (累計)



※ 内訳はシニア海外ボランティア、日系社会シニア・ボランティア、国連ボランティア、日系社会青年ボランティア。これらは1998年までは他の形態の実績として集計されています。
(注) 移住者送出国は1995年度で終了。1952~1995年度の累計は、73,437人です。

財務諸表の概要

一般勘定

1. 貸借対照表の概要

平成29年度末現在の資産合計は271,332百万円と、前年度末比16,376百万円増となっております。これは、現金及び預金の111,663百万円増が主な要因です。なお、現金及び預金の残高198,210百万円には、無償資金協力案件における贈与に充てるための資金が165,456百万円含まれております。平成29年度末現在の負債合計は205,260百万円と、前年度末比36,608百万円増となっております。これは、運営費交付金債務の20,101百万円増が主な要因です。

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産		流動負債	
現金及び預金	198,210	運営費交付金債務	20,101
その他	29,272	無償資金協力事業資金	164,071
固定資産		その他	15,398
有形固定資産	40,342	固定負債	
無形固定資産	1,736	資産見返負債	5,208
投資その他の資産	1,772	その他	482
		負債合計	205,260
		純資産の部	
		資本金	
		政府出資金	62,452
		資本剰余金	△ 20,193
		利益剰余金	23,813
		純資産合計	66,072
資産合計	271,332	負債純資産合計	271,332

2. 損益計算書の概要

平成29年度の経常費用は238,184百万円と、前年度比8,762百万円減となっております。これは、運営費交付金を財源とする業務費用が前年度比19,119百万円減となったことが主な要因です。平成29年度の経常収益は227,716百万円と、前年度比31,202百万円減となっております。これは、運営費交付金収益が前年度比43,340百万円減となったことが主な要因です。

(単位：百万円)

	金額
経常費用	238,184
業務費	229,248
重点課題・地域事業関係費	72,754
国内連携事業関係費	18,666
事業支援関係費	38,070
無償資金協力事業費	90,152
その他	9,607
一般管理費	8,586
財務費用	348
その他	3
経常収益	227,716
運営費交付金収益	132,494
無償資金協力事業資金収入	90,152
その他	5,071
臨時損失	690
臨時利益	90
前中期目標期間繰越積立金取崩額	15,372
当期総利益	4,304

(注1) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。
(注2) より詳細な財務状況は別冊資料編を参照ください。

有償資金協力勘定

1. 貸借対照表の概要

平成29年度末現在の資産合計は12,278,942百万円と、前年度末比414,795百万円増となっております。これは貸付金の増加343,024百万円が主な要因です。負債合計は2,665,229百万円と、前年度末比283,429百万円増となっております。これは財政融資資金借入金の増加171,194百万円が主な要因です。

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産		流動負債	
貸付金	12,005,004	1年以内償還予定 財政融資資金借入金	150,179
貸倒引当金(△)	△ 171,804	その他	63,076
その他	338,539	固定負債	
固定資産		債券	683,132
有形固定資産	8,904	財政融資資金借入金	1,761,334
無形固定資産	5,236	その他	7,508
投資その他の資産		負債合計	2,665,229
破産債権、再生債権、 更生債権その他 これらに準ずる債権	87,063	純資産の部	
貸倒引当金(△)	△ 75,454	資本金	
その他	81,455	政府出資金	8,037,408
		利益剰余金	
		準備金	1,546,921
		その他	79,188
		評価・換算差額等	△ 49,805
		純資産合計	9,613,713
資産合計	12,278,942	負債純資産合計	12,278,942

2. 損益計算書の概要

平成29年度の当期総利益は79,188百万円と、前年度比4,825百万円増となっております。これは経常収益が173,328百万円と前年度比155百万円減となった一方、経常費用が94,049百万円と前年度比5,055百万円減となったことによるものです。経常収益は貸付金利息が前年度比7,467百万円減、経常費用は貸倒引当金繰入が前年度比13,717百万円減となったことが主な要因です。

(単位：百万円)

	金額
経常費用	94,049
有償資金協力業務関係費	94,049
債券利息	7,327
借入金利息	17,130
金利スワップ支払利息	7,395
業務委託費	32,484
物件費	14,212
貸倒引当金繰入	8,244
その他	7,258
経常収益	173,328
有償資金協力業務収入	171,701
貸付金利息	145,294
受取配当金	19,319
その他	7,087
その他	1,627
臨時損失	97
臨時利益	6
当期総利益	79,188

(注1) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。
(注2) より詳細な財務状況は別冊資料編を参照ください。

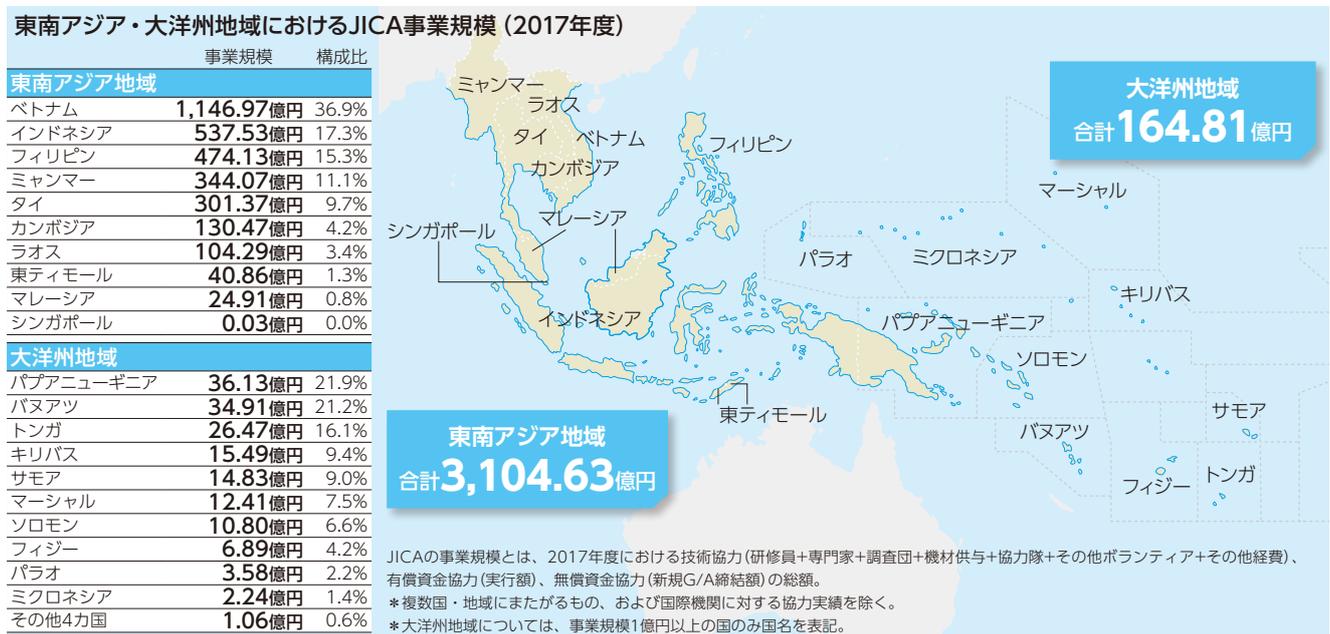


ジンバブエ：ダンスに興じる女性たち[写真：吉田亮人]

活動報告

東南アジア・大洋州

地域の連結性向上と格差是正、「質の高い成長」を目指して



東南アジア

地域の課題

東南アジア11カ国のうち、東ティモールを除く10カ国が加盟する地域協力機構である東南アジア諸国連合(ASEAN)は、2015年12月のASEAN経済共同体設立後も域内統合の深化に向けた取り組みを進め、2017年には設立50周年を迎えました【→ P.23を参照ください】。大きな節目を迎えた一方、今後もASEAN諸国が発展し深化を遂げるためには、ハード、ソフトの両面でASEAN域内、ASEANと日本、ASEANと世界の「連結性」を強化する必要があります。

先発ASEAN諸国(インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ブルネイなど)は、いわゆる「中所得国のわな」*に陥らず持続的な成長をするために、産業の高付加価値化とともに、産業発展を支える人材育成を進める必要があります。また、後発ASEAN諸国(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)においても、近年は経済回廊の整備が進み、その恩恵を享受して潜在成長力を発揮できる環境が整ってきています。今後、先発ASEAN諸国との格差縮小のため、高い経済成長を実現し国民生活の改善を進めることが必要です。

東ティモールについては、2017年、独立15周年を迎えました。2011年には2030年を見据えた「戦略開発計

画」を発表し、従来の「復興」のステージから卒業して本格的な経済開発への取り組みを開始しています。

2017年度の取り組み

1. 地域的取り組みの推進

JICAはASEANの連結性強化を支援するため、各種政策やマスタープランの策定レベルから関与し、個別のインフラ開発事業やソフト面での投資環境改善、法制度整備などの支援を行っています【→ P.39事例を参照ください】。また、域内や各国内の格差是正に向け、後発ASEAN諸国における基礎教育やガバナンス、保健、農業、上水供給などの分野への支援のほか、南南協力・三角協力の推進を図っています。2017年9月にはタイ外務省国際協力局(TICA)とのパートナーシップ協定を締結し、同国のドナー化の推進に貢献しました。

東ティモールについては、道路をはじめとする運輸交通インフラの整備、高度産業人材の育成、農村経済振興のための技術協力・政策提言、政府の開発計画策定・実施能力向上のための技術協力などを行っています。

2. 「質の高い成長」の推進

JICAは、拡大するインフラ整備のニーズに応えるた

* 貧困状態から抜け出し、中所得水準を達成した国が賃金上昇などのため国際競争力を失い、経済成長が停滞する状態を指す。

め、また、雇用創出や社会サービスへのアクセスを通じた人々の生活改善や環境との調和など、持続的成長に貢献する「質の高い成長」のため、「質の高いインフラ」の整備を推進していきます。

具体的には、民間資金の導入推進、国際機関や民間企業とのパートナーシップの強化、ライフサイクルコストや環境・社会への配慮のほか、産業人材の育成、女性の能力強化、親日派リーダー育成・ネットワーク化などの多様な人材育成支援による、包摂的アプローチを踏まえた協力を推進しています【→ P.51事例を参照ください】。

また、各案件形成過程における迅速化にも留意しています。代表例として、2019年の開業を目指すジャカルタ都市高速鉄道(MRT)事業が進行中です【→ 下事例を参照ください】。

3. 平和で安全な社会の実現

JICAはガバナンス強化、民主化の促進などに焦点を当て、ミャンマーの少数民族支援、ベトナムでの人身取引の水際対策など各国への支援のほか、法整備支援、海上保安能力強化や離島の開発支援など、地域的な課題に向けた協力も行っています。

今後の協力

持続可能な開発目標(SDGs)達成に向け、質の高いインフラ投資、女性支援、人材育成などを通じた「質の高い成長」を目指します。

また、日本政府が表明したASEANにおける「質の高い



麻疹風疹混合ワクチン(MRワクチン)のベトナムでの生産体制の構築を支援
[写真提供：Vietnam News Agency、撮影：Duong Ngoc]

インフラパートナーシップ]や「産業人材育成協力イニシアティブ」を実現するための支援に力を入れます。

大洋州

地域の課題

JICAは、太平洋島嶼国14カ国を支援しています。これらの国々は、言語も多様で独自の文化や習慣を持ち、開発状況も異なる一方、島嶼国特有の「狭小性」「隔絶性」「遠隔性」に起因する共通の課題も抱えています。

日本と太平洋島嶼国は、1997年から3年ごとに「太平洋・島サミット」(PALM)を開催し、太平洋島嶼国が直面するさまざまな問題に関して首脳レベルで協議しています。JICAはPALMを踏まえて、太平洋島嶼国に対する幅広い支援を実施しています。

インドネシア ジャカルタ都市高速鉄道事業

日本の鉄道技術でインドネシア初の地下鉄建設



日本から納入された鉄道車両

2018年4月、日本からインドネシアへ輸出された鉄道車両が現地に到着し、大きな注目を浴びました。

インドネシアで初の地下鉄である都市高速鉄道事業(MRT南北線)がジャカルタ首都圏に完成すると、成長著しいインドネシア経済の中心である同首都圏で、深刻な渋滞が緩和され、大気汚染なども減り、投資環境が改善することが期待されています。

この円借款事業では、本邦技術活用条件が適用され、土木工事では、日本

の得意技術である「泥土圧シールド工法」が用いられたほか、日本の車両や信号システムが導入されています。先行する約15.7km区間の開業を2019年に控え、建設作業が進むなか、さらに北部に約7.8km延伸する計画もあり、継続的な日本の支援に対する期待が高まっています。

JICAは今後もインドネシア政府と協力しながら、日本の技術を活用した質の高いインフラ事業の推進を図っていきます。

2017年度の取り組み

1. 海洋協力

バヌアツやソロモンでは、沿岸資源管理能力の向上のための技術支援を実施しました。また、トンガやサモア、バヌアツにおいて港湾整備に取り組んだほか、フィジーを拠点に広域アドバイザーを配置し、船舶や港湾施設の維持管理に関する技術支援を実施しました。

2. 環境管理

地域機関である太平洋地域環境計画 (SPREP) と連携して、持続的な廃棄物管理のための地域・国レベルの体制整備を支援しました。

また、パプアニューギニアの首都沿岸部においては、下水が処理されずに海へ放流されていましたが、同地域に下水処理場を整備し、住民の衛生環境の改善と海洋環境の保全に貢献しました。

3. 防災・気候変動対策

フィジー気象局の太平洋島嶼国に対する気象人材育成機能の強化、SPREPとの連携による「太平洋気候変動センター」の設立支援、気候変動に対する強靱性の向上などに取り組みました。

4. エネルギー安定供給

各国への資金協力と地域レベルでの技術協力を通じて、電力システムの安定化とディーゼル発電の効率的な運用を図りつつ、再生可能エネルギーの最適な導入を促進する支

援に取り組みました【→ P.47事例を参照ください】。

5. 人材育成

太平洋島嶼国の中核人材育成のため、「太平洋島嶼国リーダー教育支援プログラム (Pacific-LEADS)」において行政官等を留学生として招へいしています。2016年度に受け入れた第1陣41名に加えて、2017年度も新たに41名を受け入れるとともに、受入中の留学生に対して、省庁や地方自治体などにおけるインターンシッププログラムを実施しました。

今後の協力

2018年5月18、19日の両日、第8回太平洋・島サミット (PALM8) が福島県いわき市で開催され、太平洋島嶼国と日本の首脳間の議論を経て、以下の協力・支援策などが打ち出されました。

- ①「自由で開かれた持続可能な海洋」に基づく、海上法の執行を含む海上保安分野や海洋資源管理への支援
- ②再生可能エネルギーの一層の導入拡大、気候変動や環境・防災、貿易・投資・観光への支援を通じた「強靱かつ持続可能な発展」の基盤強化
- ③人的交流の活性化

JICAはPALM8での協力・支援策に基づいて、包括的な支援を行っていきます。

サモア 沖縄連携によるサモア水道公社維持管理能力強化プロジェクト

沖縄の知見を活用し、住民に安全な水を



水道公社職員に水質検査指導を行うJICA専門家

JICAは、沖縄県内の水道事業者による協力の下、2006年からサモア水道公社 (Samoa Water Authority : SWA) の能力強化を支援してきました。また、太平洋の島嶼国と地理的・気候的に類似点の多い沖縄県の知見や技術を生かした支援をさらに推進すべく、2013年3月、県レベルの地方自治体としては初めて、沖縄県と包括的な連携協定を締結しました。

こうした背景の下、2014年8月、案件名に日本の自治体名を冠した「沖

縄連携によるサモア水道公社維持管理能力強化プロジェクト」がスタートしました。

このプロジェクトでは、SWAが住民に安全な水を供給できるよう、沖縄県内での研修や県内の水道事業者からの専門家派遣を通じて、漏水探知、漏水修理、無収水対策、水質管理体制および浄水場の運営管理の強化支援による水質改善を図っており、既にSWAが定める水質基準を満たすなどの成果が上がっています。



「質の高い成長」を支える日本の経験と技術

2017年8月に設立50周年を迎えた東南アジア諸国連合 (ASEAN)。

日本とASEANは、共に相手にとってなくてはならないパートナーです。

JICAは、日本の経験と技術を生かして、ASEANの「質の高い成長」を支え続けています。

● 1967年、5カ国でスタート

1967年の設立当初、加盟5カ国でGDPも230億ドルほどだったASEANは、2018年3月現在、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、シンガポール、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジアの10カ国が加盟しており、GDP総額2兆5,500億ドルの一大経済圏に成長しました。

地理的にも近い日本とのつながりは緊密です。日本からの直接投資は、この20年間で5.1倍に急増し、日系現地法人の数は1万社を超えました。また、2017年時点で8万1,000人以上もの留学生がASEAN各国から来日中です。

● ASEAN共同体の発足

2015年には「政治・安全保障」「経済」「社会・文化」の3本柱から成る「ASEAN共同体」が発足し、域内の関係深化に向けて大きく動き出しました。

ゴールは、ASEAN全体が真の意味での「共同体」に進化していくことにあり、そのためには域内の連結性強化や開発格差の是正など、さまざまな課題の解決に向けた取り組みを、これまで以上に推進していく必要があります。

● 共に歩むパートナーとして

JICAは、ASEANが一つの地域として発展し、日本も共に成長するために、以下のような取り組みを実施しています。日本にとってASEANは、さまざまな側面にわたる重要なパートナーです。JICAは引き続き信頼と友好の絆を強化しながら、ASEANと共に歩んでいきます。

1. 物流や人の流れの促進

道路や橋などのインフラ整備に加え、物流や人の流れの円滑化を図る通関制度の構築などを支援しています。例えば、日本独自の「輸出入・港湾関連情報処理システム (NACCS)」を現地の事情に応じてカスタ



タイ：ASEAN各国と日本の災害医療チームの合同演習で、模擬患者を被災地から搬送する様子 (ASEAN災害医療連携強化プロジェクト)

マイズし、ベトナムではVNACCS、ミャンマーではMACCSとして導入支援を進めています。通関手続きの効率化を通じ、域内の連結性強化に貢献しています。

2. 災害対応能力の強化

災害多発国である日本は、被災や防災の経験や知見を多く有しています。JICAはこれらを土台として、同じく災害多発地域であるASEAN域内における防災と災害対応協力の強化に取り組んでいます。

代表的な取り組みの一つが「ASEAN災害医療連携強化プロジェクト」です。タイ政府と連携して、ASEANにおける災害医療分野の地域連携体制を構築するため、加



VNACCSを使用した通関関連手続きを行うベトナムの税関職員

盟国の災害医療関係者を集めた研修や、連携に向けた手順書の開発、同分野での学術的ネットワーク強化などを進めています。

本プロジェクトは、2014年10月のASEAN防災担当大臣会議で掲げられた、各国があらゆる災害に丸となって対応を目指す「One ASEAN, One Response」を実現するプロジェクトとして、2017年11月に実施された第20回日ASEAN首脳会議の議長声明文でも取り上げられました。

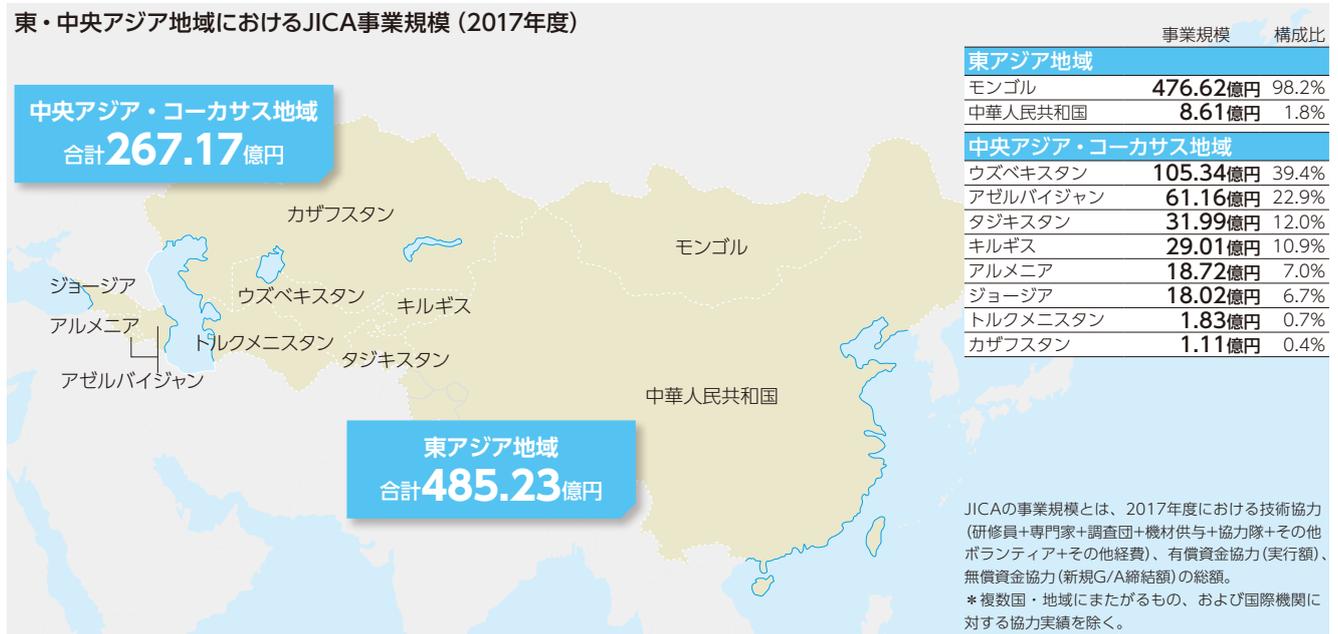
3. 人材の育成

ASEAN各国が潜在成長能力を高め、持続的な成長を実現するためには、国を支える人材の育成が不可欠です。

例えば、各国の行政官に日本のこれまでの経験から自国に生かせる点を学んでもらおうと、日本の修士・博士課程での就学を含む人材育成事業も実施しています。その一つ、「公共政策トップリーダー・コース」が2017年より開始されました。インドネシアやタイといった、無償資金協力による留学生受入事業である人材育成奨学計画 (JDS)の対象となっていなかった国も対象とし、前途有望な若手行政官が日本の大学院の博士課程で学んでいます。

東・中央アジア

地域内の国際連結性を高め、包括的かつ持続的な発展を目指して



地域の課題

東・中央アジア地域の協力対象国は、中国、モンゴル、中央アジア5カ国とコーカサス3カ国の計10カ国です。

中国を除く9カ国は旧社会主義国であり、市場経済移行国です。ロシア、中国という二大国に国境を接する国が多く、その影響を強く受けています。この地域の各国の独立と安定が維持されることは、その国だけでなく関係国にも有益と考えられています。

しかし、旧ソ連崩壊後の独立により各国の利益が相反するようになり、域内の連結性は低下しました。カザフスタン、トルクメニスタン、アゼルバイジャン、モンゴルは資源国であり、急速な経済成長の一方で、資源の国際価格変動に経済が大きく影響されます。資源国は地下資源への依存、また、ウズベキスタンは綿花への依存などモノカルチャー経済に近かったことが、現在の脆弱な経済の一因となっています。

近年は資源価格の低迷、ロシア経済の後退、中国の経済成長の減速などにより、各国とも厳しい経済状況にあります。特に、資源に恵まれず、ロシア、カザフスタンへの出稼ぎ労働者からの送金が経済を支えているタジキスタン、キルギスの両国は、経済悪化による不安定化が危惧されています。

2017年度の取り組み

中央アジア諸国とモンゴルに対して、日本は1990年代から二国間協力ではトップドナーとして関与し続けてきました。各国が日本に期待するとともに、日本がそれに応えることで協力関係を構築してきたといえます。特に、日本の開発や市場経済化アプローチを学べる人材育成については、無償資金協力による留学生受入事業である人材育成奨学計画(JDS)事業や日本センター事業などを含め、評価が非常に高く、継続と拡大が期待されています。また、近年、さらなる経済発展のために、イノベーションや工学系分野の改革の必要性に言及する国も出てきており、日本の大学との連携も期待されています。

コーカサス3カ国に対しても、アルメニアの防災分野、アゼルバイジャンのエネルギー分野など、日本の協力への期待が高い分野を中心に引き続き取り組んでいます。

2017年度の取り組みと主な成果は以下のとおりです。

1. ガバナンスの強化

モンゴルに対し、国際通貨基金(IMF)、アジア開発銀行(ADB)、世界銀行と歩調を合わせた財政支援円借款を速やかに実施し、あわせて「安定的なマクロ経済運営」「社会的弱者支援の促進」「経済成長の強化」の3分野における改革を支援しました。また、資本市場活性化のための証券会社監督ガイドラインの更新や関連人材育成制度を刷新しました。

2. 産業の多角化

モンゴルの農牧業とウズベキスタンの農業について基礎調査を実施し、プロジェクトを形成しました。2017年11月には、モンゴルの中小企業振興への功績が評価され、大統領よりプロジェクトの専門家に外国人へ叙勲される最高位の「北極星勲章」が授与されました。

3. インフラの整備

空港、国際幹線道路、発電所などの計画策定と建設により、地域内外の連結性の強化と格差の是正に貢献しました。また、ADBなどと協調してタジキスタン、ジョージアの国際幹線道路建設に関する案件を形成しました【→ 下事例を参照ください】。ウズベキスタンでは、ADBとの協調融資によるタリマルジャン火力発電所2号機が完工しました。

4. 人材育成

モンゴルで工学系高等人材の育成を継続しています。また、同じくモンゴルで高等専門学校型教育、中央アジア5カ国で高度産業人材育成のための基礎調査を完了しました。さらに、キルギスでは、JDS卒業生が2017年9月発足の新内閣で法務大臣となり、経済省、国家登録局、国家資産管理基金の事務次官にも就任しました。10月発足のモンゴル新内閣においてもJICA帰国研修員が国防大臣、エネルギー大臣、保健大臣に就任するなど、2017年は長年の人材育成支援の成果が発現する年となりました。

今後の協力

今後も各国との関係を維持しつつ、次の分野に重点を置いて協力していきます。



モンゴル：ウブハンガイ県で、疫学調査中の獣医学研究所の所員たち(家畜原虫病の疫学調査と社会実装可能な診断法の開発プロジェクト)

- 「ガバナンスの強化」「産業の多角化」「インフラ整備」「人材育成」を重点領域として協力を進めます。
- 特に、産業多角化の基礎となる産業人材育成などの支援を進めます。ガバナンス強化については財政、政策・制度面での人材育成を支援します。
- 域内外の連結性や国内格差の是正に配慮しつつ、質の高いインフラ整備を支援します。

中国に関しては、日本のODAの大部分を占めていた円借款、JICAが実施する無償資金協力の新規供与は終了しました。JICAは政府方針に基づき、日中両国が直面する共通の課題であり、日本国民の生命や安全にも影響する分野に絞って支援を実施しています。例えば、わが国への越境公害、感染症、食品の安全などの分野です。また、技術協力については、中国側が費用の相当部分を負担するコストシェア方法により実施しています。

ジョージア 東西ハイウェイ整備事業（I）（II）

欧州とアジアをつなぎ、地域の物流ハブを目指して



既に運用が開始された区間。東西ハイウェイ全線の完成に向けて、さらなる支援の準備を進めている

ジョージアは中央アジアと欧州を結ぶ最短ルート上に位置し、コーカサス地域の物流の要を担う重要な位置を占めています。なかでも、アゼルバイジャン国境から黒海沿岸まで、ジョージアを東西に横断する約460kmの「東西ハイウェイ」は国際幹線道路として、中央アジアから欧州各国を結ぶ地域運輸協力構想の重要な一翼を担っています。

ジョージアでは、道路輸送が貨物輸送の4割以上、旅客輸送の9割以上を占め、国の経済を支える生命線となっ

ています。JICAは、他ドナーと連携し、東西ハイウェイのうち、ゼスタフォニ〜クタイシ〜サムトレディア間(約57km)の整備を、2009年から実施してきました。

JICAによる支援区間のうち本線は、2017年12月に全線開通しました。東西ハイウェイの開通により、移動や輸送の時間が大幅に短縮され、マーケットへのアクセス向上などのメリットに加え、市街地をバイパスすることで市中の一般道路の渋滞緩和にも効果が期待されています。

南アジア

「質の高い経済成長」と「自由で民主的な社会の基盤づくり」に貢献



地域の課題

南アジア地域は、欧州と同程度の面積に18億人もの人々が暮らし、宗教・民族・文化・言語などで多様性に富んでいます。環インド洋の中核に位置し、大きな成長の可能性を有する一方、成長に伴う所得格差や宗教間対立、さらには自然災害などの不安定さも抱えています。

南アジア地域の安定と発展はアジア全体の安定と発展に不可欠であり、JICAは「人間の安全保障」の視座を持ち、各国固有のニーズに応じた協力を展開するとともに、国や地域の連結性を強化する協力を推進しています。また、日本政府の「質の高いインフラパートナーシップ」「自由で開かれたインド太平洋戦略」などを通じ、各国・国際機関と協働し、「質の高いインフラ投資」の推進に向けた事業と「自由で民主的な社会の基盤づくり」に取り組んでいます。

2017年度の取り組み

2017年度は、①経済基盤の構築、連結性の向上、②平和と安定、基礎的行政サービスの向上、③基礎生活分野の改善を重点分野として協力を進めました。各分野の取り組みは以下のとおりです。

1. 経済基盤の構築、連結性の向上

インドでは、高速鉄道研修施設建設事業、チェンナイ海水淡水化施設建設事業(第一期)、インド北東州道路網連結性改善事業(フェーズ2)やグジャラート州投資促進プログラムなどの借款契約に調印しました。バングラデシュでは、ダッカ地下変電所建設事業などの借款契約の調印を行い、インフラ整備や貿易・投資環境整備などの事業を推進しました。

2. 平和と安定、基礎的行政サービスの向上

ネパールでは、民主化プロセスの促進に向けた長年の支援が実り、ネパール初となる民法が成立したほか、20年ぶりの地方選挙の実施に際し、選挙管理委員会の職員を招へいし、日本の選挙運営などを学ぶ研修を実施するなどの協力を行いました。

また、テロ対策・治安維持能力向上への協力として、空港保安能力の強化に向けた支援を展開しています。パキスタンでは無償資金協力の実施を決定、バングラデシュでは技術協力プロジェクトを開始しました。さらに、アフガニスタンの女性警官の育成も支援しています。

3. 基礎生活分野の改善

農村部の女性や社会的弱者を含む地域住民の生計向上に向けた森林保全支援事業をインドで実施中です。パキスタンやブータンでは、貧困地域の生計向上に貢献する農業・農村開発案件を進めました。保健分野では、ポリオ根絶を目指すパキスタンやアフガニスタンの政策に対し、地域の感染症・非感染症対策体制の強化を支援しています。

人々の生活と密接に関係する防災分野では、ネパールで地震復興支援を継続しており【▶ P.27事例を参照ください】、ブータンでも住宅の耐震化に協力しています。また、スリランカでは、仙台防災枠組に基づく防災ロードマップの策定を支援したほか、2017年5月に南西部地域で発生した洪水・土砂災害に対して国際緊急援助隊専門家



Bangladesh: 母子予防接種への協力 [写真: 鈴木 華]

チームを派遣するなど、防災に対する取り組みの強化を後押ししています。

気候変動による海面上昇などの自然災害を受けやすいモルディブにおいては、気象・防災情報の基盤整備強化に向けた協力を展開しています。

今後の協力

南アジア地域では、貧困層が多く、自然災害にも脆弱な地域特性や、「自由で開かれたインド太平洋戦略」などの日本政府の戦略を踏まえ、①域内および他地域との連結性強化、②投資環境整備を含む産業競争力強化、③平和と安定および安全の確保、④基礎生活分野の改善、⑤地球規模課題への対応を重点領域として、以下4つの目標を設定し協力を進めていきます。

1. 質の高い経済成長

- 持続的な経済成長を支える基盤づくりに貢献する。
- 包摂的な経済の構築、絶対的貧困層の削減加速化に貢献する。
- 若者がより良い明日を信じ、その実現に貢献できる社会の構築に貢献する。
- 南アジア地域内および周辺地域との連結性強化に貢献する。

2. 自由で民主的な社会の基盤づくり

- 国民から信頼される公共部門の構築に貢献する。
- 国民が潜在能力を發揮できる制度の構築に貢献する。
- 貧困層、難民、女性、少数民族・宗教などに配慮し、人間の安全保障の実現に貢献する。

3. ダウンサイドリスクへの対応

- 自然災害への備えの充実、災害後の早期復興に貢献する。
- 国民が健康な生活を送れるよう、疾病対策やユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) *の推進に貢献する。

4. 日本の国益に資する開発協力

- 戦略的重要性が高まる南アジア地域各国と日本との信頼関係の増進に貢献する。
- インフラ輸出、中小企業海外展開など日本の経済外交推進に貢献する。
- ODA関係者の安全強化と不正事案撲滅に貢献する。

* 「すべての人が、生涯を通じて健康増進・予防・治療・機能回復に関する基礎的なサービスを、必要なときに負担可能な費用で受けられること」を示す概念。

ネパール 震災復旧・復興プログラム

震災から3年、「より良い復興」と将来の防災に向けて



研修を受けた職人によって再建中の住宅

甚大な被害をもたらした2015年4月の震災から、JICAは「より良い復興 (Build Back Better)」の理念の下、ネパールの復旧・復興、防災への支援をハード・ソフト両面から展開しています。

地震により崩壊した住宅は約50万戸。その多くは山間部にある脆弱な住宅でした。このような状況を受け、円借款「緊急住宅復興事業」では、耐震住宅の復興資金を供与するとともに、耐震建築ガイドラインの整備、住民や職人への研修、地域の共助組合の運営を

支援しています。

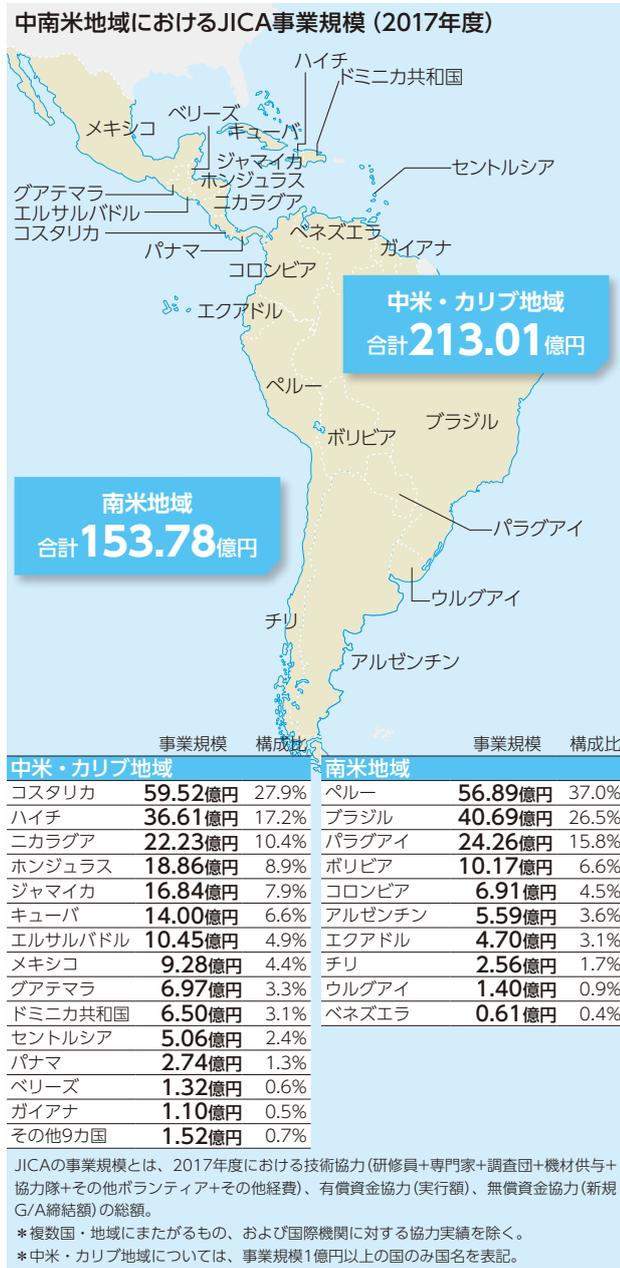
また、住宅だけでなく、円借款や無償資金協力、技術協力などさまざまなスキームを通じて、学校や病院、公共施設、橋梁などの再建や、女性グループの活動を通じた生計回復などにも協力。日本の文化財修復技術を有する専門家を派遣し、世界遺産の旧王宮にある寺院などの修復も支援しています。

さらに、将来想定される地震に備え、「カトマンズ盆地地震災害リスクアセスメントプロジェクト」により、防災計画の策定にも協力しています。



中南米

格差是正や経済基盤整備、地球規模課題への対応を通じた関係強化



中南米地域は33カ国、総人口6.3億人(世界人口の8.4%)を有し、GDPの規模は5.1兆ドル(2016年)でASEAN地域の約1.8倍。210万人を超える日系人の存在や、食料・鉱物資源の輸入といった点で、伝統的に日本と強い結びつきを持つ親日国が多い地域です。多民族の融和を実現しているブラジル、小国ながらも環境問題で世界をリードするコスタリカなど、日本や世界が学ぶべき歴史を持ち、取り組みを実践している国もあります。

また、2018年1月に高所得国に移行したチリをはじめ、メキシコ、ブラジル、アルゼンチンなど所得の高い国があり、地域全体としても所得レベルは平均的に高い状況です。しかし、多くの国が中所得国水準に達する一方、カリブ地域の小島嶼国を中心とした気候変動や自然災害などへの特別な脆弱性や、歴史的に深刻な貧富の格差などの問題を抱えています。

2017年度の取り組み

このような状況のなかで、中南米地域に対する開発援助は、これまでの援助アセットを活用しながら支援分野を絞り込み、日本との友好的な結びつきをさらに強化し、ひいては国際舞台での協力ができるといった関係を目指しています。こうした意識の下、投資環境整備に貢献するインフラや、防災、気候変動対策、格差是正を重点領域として支援を実施しています。また、知日派人材の育成や日系社会との連携を強化しています。

2017年度は、これらの重点領域で、主に次のような取り組みを行いました。

1. インフラ整備

ニカラグアにおいて、長年にわたり無償資金協力によ

地域の課題

中南米地域は、日本を起点にして見ると地球の反対側に位置する、地理的には最も遠い地域です。しかし、野球やサッカーでの中南米出身選手の日本での活躍や、中南米産のサケやキヌアなど、日々の生活のなかで中南米との関わりを身近に感じることは多くあります。また一方では、東日本大震災の津波が同地域沿岸にまで達したという事実もあり、地理的に最も遠く離れていても、確かなつながりがあることを再認識させられます。



ニカラグア：ラス・バンデラス橋の開通記念式典(無償資金協力「マネージャー・ラマ間架け替え計画」)

り24もの橋を建設してきた実績を生かして、本邦技術活用条件(STEP)の適用による円借款「リオ・ブランコシウナ間橋梁・国道整備事業」などにつなげるなど、中南米地域における「質の高いインフラ投資」を推進する取り組みを行いました。

2. 防災

米州開発銀行(IDB)と連携してインフラの災害レジリエンスに関する共同研究を実施し、災害レジリエンスの観点から、日本とJICAの「質の高いインフラ投資」の優良事例を基に教訓を抽出して提言をまとめ、両機関のウェブサイトで報告書を一般公開しました。また、2016年4月のエクアドル地震による被害を踏まえて、技術協力プロジェクト「地震と津波に強い街づくりプロジェクト」を2017年7月から開始しました。

3. 気候変動対策

IDBとの協調融資スキーム(CORE)を通じ、ボリビアで円借款「ラグナ・コロラダ地熱発電所建設事業」を実施し、エクアドルでは「チャンビロ地熱発電所建設事業準備調査」により試掘支援を実施しました。

4. 格差是正

「生活改善広域アドバイザー」の派遣により、中米広域での生活改善アプローチ活用事例の収集と分析、共有のためのシステム開発を支援しました。また、格差が縮小しないグアテマラにおいて、「生活改善アプローチ」の一

層の普及と地方開発における活用の方向性を整理しました。さらに、ホンジュラス、ニカラグアでは地方自治行政能力強化の取り組みを継続すべく、個別専門家派遣や技術協力プロジェクトを開始しました。

5. 留学制度を活用した人材育成

新しい留学生受入事業の枠組みで「中南米・カリブ次世代知日派リーダー育成プログラム」を立ち上げ、日本国内の大学院に3名を受け入れました。

6. 地域協力

中米地域の政治および政策フレームワークとして域内での調整を担っている中米統合機構(SICA)とJICAは、2015年10月に5つの重点分野から成る協力アクションプランを合意しています。2017年度は、このうち物流・ロジスティクスと生態系・湿地帯保全に関する地域協力プロジェクトの準備を進めました。

今後の協力

今後は、さらに増加するインフラ需要に対し、民間企業の手も活用し、「質の高い成長」を目指す協力を行っていきます。また、再生可能エネルギー・省エネルギーの促進、防災人材の育成、環境保全につながる支援を行うとともに、格差是正に貢献します。さらに、民間企業や地方自治体との協働を図りながら、知日派人材の育成や日系社会との連携を一層強化していきます。

コロンビア 紛争被害者の生活再建のための包括的な協力

半世紀に及ぶ国内紛争の終結を受け、平和構築支援を加速



地雷探知犬訓練手法について学ぶ
[写真提供：カンボジア地雷対策センター (CMAC)]

コロンビアでは1960年代から激しい国内紛争が続いていましたが、2016年11月に同国最大の左翼ゲリラ組織と政府の間で和平合意が締結され、平和への歩みが進められています。

JICAは紛争終結前から紛争被害者へのさまざまな支援に取り組んできました。和平合意を受け、包括的な平和構築支援を加速しています。

2017年5月からは新たな日本人専門家を派遣し、避難先から戻ってくる帰還民の定着と生計向上に向けた支援を始めました。

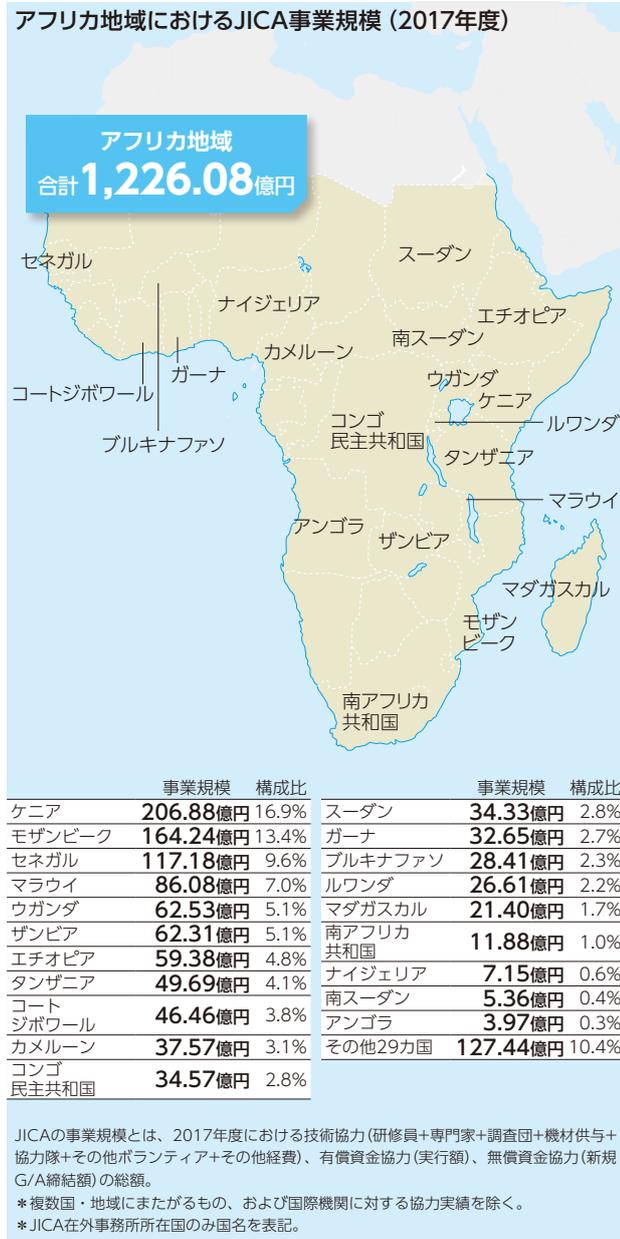
また、帰還促進のため、地雷除去が喫緊の課題であることから、地雷対策に携わる行政官への研修を2017年11月から開始。四半世紀に及ぶJICAの協力を通じて、世界有数の地雷対策機関となったカンボジア地雷対策センターとの二人三脚で、カンボジアとコロンビアでの技術研修を2022年まで毎年実施する予定です。

世界最大規模といわれる700万人超の国内避難民の生活再建のために、JICAは息長く協力していきます。

アフリカ

「信頼」に応える——TICAD VI 貢献策の着実な達成に向けて

アフリカ地域におけるJICA事業規模 (2017年度)



地域の課題

2016年8月に開催された第6回アフリカ開発会議(TICAD VI)では、アフリカ地域の現状や課題を踏まえて、「経済多角化・産業化を通じた経済構造改革の促進」、「質の高い生活のための強靱な保健システム促進」、「繁栄の共有のための社会安定化の促進」の3つの取り組むべき優先分野が合意されました。日本は、同年から3年間の官民総額300億ドル規模(約3兆円)のアフリカへの投資とともに、この3分野に対して、「質の高いインフラ投資」やアフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ(ABEイニシアティブ)などの実施、すべての人が保健サービスを受容するためのユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)などの推進、食料安全保障や社会安定化に取り組むことを表明しています。

2017年度の取り組み

TICAD VIで表明された経済の多角化、産業化を通じた経済構造改革の促進において、東アフリカ北部回廊、ナカラ回廊、西アフリカ「成長の環」の3重点地域を対象に、都市計画、交通網、インフラ整備のための戦略的マスタープランを策定し、電力の安定供給、渋滞の解消、物流改善等ビジネス環境整備のためのインフラ整備などを支援しました【➡下地図、写真を参照ください】。東アフリカ北部回廊については、ケニア、ウガンダ、ルワンダ、ブルンジをつなぐルートを対象とした北部回廊物流マスタープランを策定するとともに、その起点となるケニアのモンバサ港開発や経済特区開発事業を行っています。

TICAD VIで表明された3つの総合広域開発重点地域



人材育成を通じた民間セクターの活動促進のため、「ABEイニシアティブ」としてアフリカからの留学生を招へいしています。これまでに受け入れた計821名に加えて、2017年度は新たに280名を受け入れるとともに、受入中の留学生に対してインターンシッププログラムや日本企業とのネットワーキングプログラムを実施しました。2014年度受入れの第1期生は母国に帰国しており、日本企業に採用される人や日本企業と共に現地でビジネスを展開する人も出るなど、成果を出しています。

UHCの推進のため、2017年12月に東京で開催したUHCフォーラムにおいては、セネガルのUHC支援の事例を基に、世界銀行や世界保健機関(WHO)と効果的な協力に向けた議論などを行いました【→ P.10を参照ください】。また、アフリカの健康危機対応・感染症拡大防止を目指した相互連携の強化のため、アフリカ疾病予防管理センター(African CDC)と協力趣意書を締結。ガーナでは、母子保健手帳の全国展開を支援する技術協力プロジェクトを開始しました。

社会の安定化に向けては、コメ生産量倍増を目標にJICAが2008年に他ドナーと共に立ち上げた、アフリカ稲作振興のための共同体(CARD)イニシアティブのレビューを行い、今後の枠組み案について関係機関と合意しました。2017年4月には、アフリカ24カ国と国連環境計画、国連人間居住計画、横浜市等が参加する「アフリカのきれいな街プラットフォーム」を設立し、アフリカのごみ問題解決に共同で取り組むことが決まりました(2018年3月末現在29カ国加盟)【→ P.63事例を参照ください】。難民などの脆弱な人々への支援として、ウガンダ

北部に流入した100万人超の南スーダン難民を受け入れるホストコミュニティの現状調査と同コミュニティに対する教育、保健、農業などの支援を行いました【→ P.35事例を参照ください】。また、1991年以降紛争が続いたソマリアにおいて、若者の雇用促進のための環境整備を支援する26年ぶりの新規技術協力プロジェクトを開始しました。

アフリカのこうした広範な開発課題に対する支援を効果的に進めるため、JICAは国際機関や研究機関との連携を推進しています。2017年10月には、アフリカ地域の持続可能な開発目標(SDGs)達成のため、ルワンダに設立された「アフリカ地域持続可能な開発目標センター(SDGC/A)」と業務協力協定を締結。また、アフリカ開発銀行グループの一員であるアフリカ開発基金とは、同基金の第14次増資期間(2017~2019年)の事業実施に必要な資金として736.01億円の円借款貸付契約に調印しました。

今後の協力

日本のTICAD VIでの公約の達成に向けて、これらの協力を着実に実施することによりTICADで築かれた日本とアフリカとの「信頼」に応えるとともに、この「信頼」の絆をより強固なものにしていきます。

また、2019年はTICAD 7が横浜で開催されます。これまでのTICADの協力の成果を踏まえつつ、アフリカ各国、関係機関および民間セクターと共に今後の協力を検討していきます。

ケニア 非都市部における水資源保全と衛生環境改善のための循環型無水トイレシステム普及促進事業

排泄物を資源に変える民間技術が難民の自立も支援



LIXIL社員(左)と現場の責任者たち[写真:中宮敬博(株)LIXIL]

多くの人が劣悪な衛生環境に置かれているケニアにおいて、株式会社LIXILは2014年から2016年の2年間、JICAの民間技術普及促進事業を活用し、循環型無水トイレの利用に関する調査を実施しました。同製品は、排泄物を固体と液体に分離して別のタンクに貯留し、その後タンクから回収した排泄物を、肥料や生活水に再資源化するという循環型システムです。

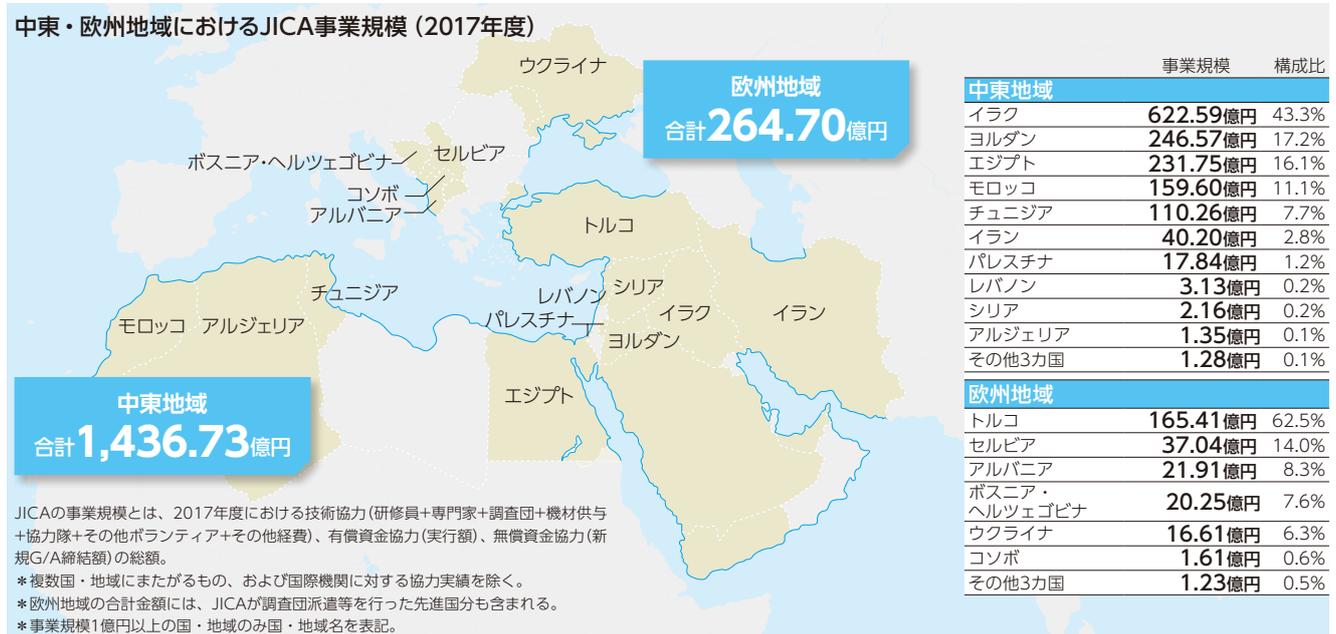
調査を通じて、水資源に乏しい乾燥・半乾燥地帯のケニアで、下水処理設備がないなかでの水洗トイレ利用が、水

源汚染を引き起こしているという実態を把握。同社は資源の再活用に着目して、「貴重な水を使わずに、安全・快適で、かつ環境にやさしい循環型無水トイレ」と製品を再定義し、改良を進めてきました。

2018年2月、同社は国連人間居住計画と契約を締結し、ケニアのカロベイエイ難民居住地に衛生的かつ安全な循環型無水トイレを整備しました。排泄物から再資源化された肥料を作物の栽培に利用するシステムが、難民の経済的自立を後押ししています。

中東・欧州

質の高い成長、復興支援、対話を通じた地域安定化へ



地域の課題

中東地域では2011年に始まった「アラブの春」以降、多くの国で不安定な状況が続いています。シリア紛争などに起因する難民問題や、ISILなどの暴力的過激主義から解放された地域に対する中長期的な支援が求められています。具体的には、復興と持続的な経済成長のためのインフラの整備やガバナンス支援、また、社会の不安定化の背景にある格差是正、若年層の雇用創出を視野に入れた投資促進などの支援が必要とされています。

欧州地域においても、地域安定化のため、民族融和による平和の定着、経済復興、ガバナンス強化が課題です。

2017年度の取り組み

● 地域の安定化に向けて

長期化するシリア紛争への対応として、将来の開発を担う人材の育成を目的とした「シリア平和の架け橋・人材育成プログラム」による、シリア人留学生の日本の大学院での受入れを開始しました。2017年度は、19名の留学生が来日しました【→ P.33事例を参照ください】。

また、シリア難民を数多く受け入れているホスト国への支援として、ヨルダンでは財政支援やインフラ整備などに加え、難民等の経済的自立のためのソフトウェア開発ビジネス(SDGsビジネス)調査、太陽光発電事業への

海外投融資など、民間のパートナーとも連携した支援を実施しています。同じく多くのシリア難民を受け入れているトルコでは、地方自治体に対するインフラ整備支援のほか、難民への心理ケアを含む社会福祉サービスを支援しています。難民の移動ルートとなったセルビアやマケドニアでは、国境付近で医療機材の供与などの支援を実施しました。

中東和平への貢献として、日本政府が提唱する「平和と繁栄の回廊」構想実現に向けた旗艦事業であるパレスチナにおける「ジェリコ農産加工団地」の開発・運営能力向上の支援を継続、2018年5月現在12社が操業しています。また、イラク復興に不可欠な電力の安定供給に向け、円借款「ハルサ発電所改修事業(フェーズ2)」などを実施しています。

● 「質の高い成長」に向けて

中東・欧州地域の各国は概ね中所得国ですが、さらなる持続的な経済成長のため、日本の技術・知見を活用したインフラ整備、環境、教育・保健、中小企業などの分野での支援を通じて「質の高い成長」を推進しています。

インフラ整備では、エジプトにおける地下鉄、太陽光発電所、空港などの整備、チュニジア第2の大都市圏で安全な水の安定供給を支援する円借款「スファックス海水淡水化施設建設事業」、モロッコにおいては、増加する輸送需要への対応により、投資および民間セクター開

発の促進に貢献するべく、「ケニトラ大西洋新港建設事業」形成に向けた調査などを支援しています。

欧州連合(EU)加盟に向け自国の環境基準のEU基準への適合を目指す欧州地域の国々に対しては、セルビアやボスニア・ヘルツェゴビナにおける石炭火力発電所への排煙脱硫装置の設置、ウクライナ、アルバニアに対する下水処理施設の整備支援、コンボにおける廃棄物管理の強化などの環境改善を支援しています。

教育・医療分野では、エジプトにおいて日本の教育の特徴を生かした人材育成を支援するため、日本への留学生受入や、小学校などでの掃除・学級会などの特別活動をはじめとした日本式教育導入に向けた円借款に加え、就学前教育・技術教育における技術協力を開始するなど、「エジプト・日本教育パートナーシップ」に基づく支援を実施しています。イランでは、医療サービスの質の改善を目指した無償資金協力「テヘラン市医療機材整備計画」など、日本の技術・知見を生かした支援を推進していきます。

また、EUの輸出拠点となることが期待される西バルカン、ウクライナ、モルドバを対象に、持続的な経済成長に向けた中小企業支援を行うとともに、西バルカン諸国や歴史的遺産を多く有する中東諸国での観光産業振興を通じた経済活動の促進も支援しています。

今後の協力

- 中長期的な対応が求められる難民問題に対し、さまざま



エジプトの公立小学校に学級会を導入し、話し合いを通じて生徒の自主性や協調性の醸成を促進

まなパートナーとも連携して難民と難民受入ホスト国に対する支援に継続して取り組みます。また、地域安定化に向け、域内の信頼醸成を通じた中東和平、欧州における民族融和、ISILなどから解放された地域の復興に向けた支援を推進します。

- 持続的な経済成長に向け、エジプトにおける下水施設整備、モロッコの港湾開発などのインフラ整備のほか、教育・保健、ガバナンス強化、中小企業支援など、日本の技術・知見も生かした「質の高い成長」を支援します。
- 復興・開発を担う人材育成に対し、日本式教育の導入も念頭に置き、留学、技術協力、資金協力などのスキームを活用した包括的な支援に取り組みます。

シリア 平和への架け橋・人材育成プログラム

5年間で最大100人、シリア難民留学生の受入れを開始



日本語を学ぶ研修員

本事業は、2016年5月のG7伊勢志摩サミット直前に日本政府が表明した中東支援策の一つです。

シリア国内での紛争が8年目に入り、ヨルダン、レバノンに逃れているたくさんのシリア難民の若者が就学機会を奪われました。5年間で最大100名の留学生に高等教育の機会を提供し、将来のシリアの復興を担い、シリアと日本の架け橋となる人材を育成します。

2017年度は、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)、各受入大学、また日本政府の関係機関などの協力も得て、

無事に留学生19名の受入れを開始しました。

来日した留学生は、各受入大学や地域の方々を支えられながら、将来のシリアの復興に貢献できるよう、精力的に勉学に励んでいます。同行した家族も、子どもが幼稚園や保育所に通ったり、配偶者が日本語教室で学んだりするなど、徐々に日本での生活にも慣れてきています。第2年次の留学生は2018年8月に来日、第3年次の募集を9月に開始予定であるなど、着実に事業を実施していきます。

貧困削減

貧困層の持つ潜在的な能力・可能性の拡大を支援



*SDGsの17の目標のうち、関連のあるものを表しています。

開発途上国全体の貧困人口は、アジアの経済発展などもあり、1990年の47%から2015年には14%に減少しました。しかし、サブサハラ・アフリカでは、今も貧困層の割合は人口の約35%に上ります。また、全世界でいまだ約7億人が1日1.90ドル未満で暮らす貧困状態にあります。貧困から脱却した人々も、病気や事故、紛争、自然災害、市場の変化などにより、再び貧困層に転落する可能性のある脆弱な立場に置かれています。

JICAは、「人間の安全保障」を推進し、持続可能な開発目標(SDGs)が理念として掲げる「開発の恩恵から誰一人取り残さない世界」の実現を目指します。

課題の概要

ミレニアム開発目標(MDGs)において浮き彫りになった課題として、貧困層あるいは貧困から脱却した人々が直面する多様なリスクがあり、これに対応するため、さまざまな分野での社会保障や保護、能力強化が必要であることがわかりました。大規模な自然災害、環境破壊、テロ、金融危機などは貧困層の生活に深刻な影響を与え、貧困を増幅・拡大させる要因となっています。こうしたリスク要因に対応し、貧困削減を進めるための多様かつ柔軟なアプローチが求められています。

現在、貧困の定義としては、安定的・持続的な生計を

確保できること(①経済的能力)に加え、健康で基礎的な教育を受け、衛生的な環境で生活できること(②人的能力)、人々の生活を脅かすさまざまな「脅威」に対処できること(③保護能力)、人間としての尊厳や文化・習慣が尊重され、社会に参加できること(④政治的能力、⑤社会・文化的能力)、これら5つの能力が欠如した状態であるとの考え方が主流になっています。

JICAの取り組み

JICAは公正な成長とそれを通じた持続的な貧困削減のため、上記の5つの能力を強化し、能力を発揮できる環境を整えることで、貧困層の一人ひとりが貧困状態から脱却することを目指します。

開発途上国における人材育成・能力開発、政策・制度の改善、社会・経済インフラの整備などの各種事業においては、①貧困層を直接的な支援の対象とする「貧困対策」、②直接的に貧困層を対象としないものの、貧困層が当該事業から得る便益を増大させるような工夫を事業に組み込む「貧困配慮」の2つを軸にして、事業の形成・実施を進めています。

また、JICAは、貧困層の良質かつ多様な金融サービスへのアクセスと活用、消費/支出の平準化、資産形成、リスクへの対応、所得の多角化と拡大を支援し、生活の安定と経済活動への参画を促します。

さまざまな障壁を持つ貧困層を対象とする事業はこれまでの取り組みを超えて、マルチセクショナルな取り組みが必要であり、政府以外の多様な主体の役割がますます重要になっています。そのため、公的セクターの支援や市民社会との連携に加え、国内外の民間セクターとの連携も積極的に進め、貧困削減を後押しします。



JICAは貧困層の人々の生活をさまざまなリスクから守る手段であるマイクロ保険をエジプトで普及させるため、保険提供能力の強化に向けて、エジプト保険機構と共にマイクロ保険ディプロマコースのカリキュラム開発と人材育成を行いました。写真は、マーケティングコースで顧客生涯価値(CLV)に基づくマーケティングROI(費用対効果)計算を行う受講生

平和構築

紛争が発生・再発しない国づくりをサポート



*SDGsの17の目標のうち、関連のあるものを表しています。

課題の概要

武力紛争は人々の暮らしを根底から変えてしまいます。仕事や学校に行くことや、買い物や病院に出かけること、それまで普通だったことができなくなり、多くの人々が安全な生活を奪われ、住み慣れた土地からの避難を強いられます。紛争が終結しても、一度壊れてしまった社会システムを再構築し、経済・社会を再建し、平穏な生活を取り戻すには、息の長い取り組みが必要です。

紛争の発生や再発を予防し、平和を定着させるには、軍事的手段や、予防外交などの政治的手段とともに、社会的な格差、機会の不平等などの紛争の引き金となる問題の根本的な解決に取り組む必要があります。インフラの再建だけでなく、国民のニーズを公正に汲み上げて対応できる体制づくり、そしてコミュニティや人々のエンパワーメントにより、安定した国をつくること、平和な暮らしにつながります。

JICAの取り組み

JICAは、紛争が発生・再発しない国づくりを支援するため、「国民から信頼される政府」と「強靱な社会」の2つ



パレスチナ：工事監理を指導する女性エンジニア(難民キャンプ改善プロジェクト)

の側面に注目し、中長期にわたり安定的に国家を発展させることを目的とした協力に取り組んでいます。

紛争直後の段階では、行政サービスを再構築するための支援を行い、紛争中に滞っていた基礎的な行政の機能を迅速に回復することで、平和な日常を取り戻すことへの国民の期待に応え、同時に国民と政府との間の信頼の回復も目指します。

また、長期化・大規模化する紛争の影響により難民や国内避難民となった人々への支援や、それらの人々を受け入れる国・地域へのサポートにも取り組んでいます【→下事例、P.29、33事例を参照ください】。

ウガンダ 難民問題への包括的な取り組み

人道と開発のネクサス(連携)



予算計画に関するトレーニングを受ける行政官

ウガンダは南スーダンなどの近隣国から140万人以上の難民を受け入れています。

JICAは難民の多くが滞在する北部地域で「アチョリ・西ナイル地域コミュニティ・レジリエンス強化のための地方行政能力向上プロジェクト」を実施中です。地域のニーズに合った行政サービスを通じ、自治体・コミュニティ・住民・難民の相互の信頼関係を深め、地域社会の結びつきを強めることを目指しています。

また、2017年6月にウガンダで行われた「難民連帯サミット」では、開発

を通じた難民問題へのアプローチを国連開発計画(UNDP)と共に提案しました。JICAが強調したのは、難民受入国の能力を高めること、特に地方行政能力の強化の重要性です。サミット後には、難民受入地域の現状とニーズを調査・分析して、道路、病院、学校の改修などの支援策案をつくり、ウガンダ政府や国際機関と共有しました。

これらの事業は人道と開発をつなぐ支援として、各所から高い評価を受けています。今後もJICAは難民受入国への包括的な支援、難民の自立促進などへの協力を継続していきます。

ジェンダーと開発

ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの実現を目指して



*SDGsの17の目標のうち、関連のあるものを示しています。

課題の概要

ジェンダーとは、社会的・文化的に形成される性別のことで、男女の役割やその相互関係を含む意味合いを持ちます。

一般に、社会における固定的な男女の役割や責任は、その地域の人々の価値観、伝統、慣習などによって無意識のうちに規定されていることが多く、各種政策や制度、組織などもその影響を受けています。また、社会通念やシステムは、男性の視点に基づいて形成されていることが多いため、不平等が内包されていることがあります。

持続可能な開発目標(SDGs)では、「ジェンダー平等、すべての女性・女子の能力強化」は17のゴールのなかの独立したゴールであるほか、すべての開発目標の達成において必要不可欠な横断的課題として認識されています。JICAは、事業のあらゆる段階で、社会における男性と女性の社会的な役割の違いや力関係によって生じる課題やニーズを踏まえ、ジェンダーの視点を組み込んでいく「ジェンダー主流化」のプロセスを推進することで、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの実現を目指しています。

JICAの取り組み

JICAは、ジェンダー平等な政策・制度の構築支援、また、母子保健、女子教育や女性企業家支援など女性・女子のエンパワーメントの推進【→ 下事例を参照ください】、女性・女子に対する暴力への対応のための能力強化、人身取引被害者の保護・自立支援などに取り組んでいます。

同時に、農業、自然環境保全、防災、ガバナンス、インフラ開発など、その他の多様な分野においても、事業を通じて達成すべき成果や活動のなかに、ジェンダー平等の視点を反映した事業を盛り込んで実施しています。例えば、課題別研修「ジェンダーと多様性の視点に立った災害リスクの削減」では、過去の自然災害において女性の被害者の方が男性被害者より多かった状況を踏まえ、防災対策・計画の策定に女性をはじめ多様な人々の声を生かせるよう人材育成に力を入れています。また、インドでの円借款事業「デリー高速輸送システム建設事業」では、女性専用車両の導入、女性警備員や駅員の配置、非常通報装置の設置など、女性の課題とニーズに対応したことで、女性が公共交通を安心して利用できるようになり、女性の社会進出に貢献しています【→ P.61事例を参照ください】。

アフリカ地域 課題別研修「日・アフリカビジネスウーマン交流セミナー」

女性の起業・企業経営の能力強化とネットワークの促進に向けて



ファッション分野の企業家の取り組みを視察

女性による起業は、新しい価値や市場を生み、地域や社会の活性化を大きく後押しするものです。しかし、開発途上国の多くの女性は、資金や情報へのアクセス、政策・制度面における制約、さらにビジネスネットワーキングの機会の不足など、起業するうえでいくつもの課題に直面しています。

この研修は、2013年の第5回アフリカ開発会議サイドイベントの成果として開始され、これまでに5回実施し、計74名が参加しました。アフリカ各国の女性企業家と、企業家を支援する立場にある中小企業省などの行政官が

ペアとなり、日本で女性企業家支援策を学び、女性企業家によるビジネスの現場を視察します。

2017年7月にはコートジボワールにおいて、周辺国の帰国研修員を対象とした知識共有セミナーを開催。広く社会に貢献する取り組みを始めている研修員も多いことが確認されました。

また、国際女性会議WAW! (東京)のサイドイベント「新興女性企業家フォーラム」にも、過去3年間帰国研修員を招へいし、ネットワークの拡大や、企業家としてのリーダーシップの発揮に向けて支援を続けています。

気候変動対策

全世界で取り組む地球規模の課題解決に向けて



*SDGsの17の目標のうち、関連のあるものを示しています。

課題の概要

気候変動問題は、異常気象や自然災害の増加などさまざまな現象をもたらし、自然生態系や社会・経済を含む人類の生活基盤全体に影響を及ぼします。経済成長や貧困削減、人間の安全保障に対する脅威となるものであり、世界全体で取り組んでいくべき重要な課題です。

2015年12月、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、京都議定書に代わる2020年以降の新たな気候変動対策の国際的枠組みとなる「パリ協定」が採択され、世界は新たな一歩を踏み出しました。持続可能な開発目標(SDGs)のなかでも、「気候変動への対処」は国際社会の関心度が高いゴールの一つとなっています。

JICAの取り組み

JICAは「気候変動対策分野ポジションペーパー」を策定し、すべての開発事業に気候変動対策の視点を組み入れる「気候変動対策の主流化」を図るとともに、次の4つの重点取組課題に沿って気候変動対策への支援を実施しています。

1. 低炭素、気候変動影響に対応する強靱な都市開発・インフラ投資推進

経済成長が著しく、インフラ建設需要の膨大な開発途上国において、今後建設が加速するインフラを低炭素で強靱なものにしていくことを支援しています。

2. 気候リスク評価と対策の強化

気候変動の影響は、あらゆる場所で顕在化しつつあり、今後の開発事業において気候リスクを考慮していく必要があります。将来の気候リスクを評価し、予防・削減を重視した対策の支援を実施しています。

3. 開発途上国の気候変動政策・制度改善

気候変動対策は長期的な取り組みが不可欠です。開発途上国が自ら緩和行動計画・適応行動計画、温室効果ガスインベントリなどを策定し、実施・モニタリングできるよう、政策・制度に関する能力強化を支援しています。

4. 森林・自然生態系の保管理強化

森林・自然生態系の劣化・消失を伴う森林伐採・土地利用変化に起因する温室効果ガス(GHG)排出は、世界全体のGHGの人為的な累積排出量の約3割を占めるといわれています。JICAは、例えばコミュニティによる森林管理能力の強化を通じた持続可能な森林保全・利用の促進などの取り組みを進めています。

JICAが日本初の緑の気候基金(GCF) 認証機関に

GCFを活用し気候変動対策支援をさらに拡充



ベトナム・ディエンビエン省における森林再生活動の様子

2017年7月6日、緑の気候基金(Green Climate Fund: GCF)の理事会において、JICAが日本の機関としては初めてGCFの認証機関として認定されました。GCFは、2010年の国連気候変動枠組条約第16回締約国会議で設立が決定された、開発途上国の気候変動対策を資金面で支援する多国間基金です。

JICAは、開発途上国がパリ協定に則り、低炭素で、気候変動影響に対し強靱な社会になるよう支援しています。例えば、サモアに拠点を置く太平洋地域環境計画(SPREP)事務局内に、大洋

州地域における気候変動分野の人材育成の拠点として、太平洋気候変動センターを建設中です。

今回、GCFの認証機関となったことで、GCFの資金を活用した気候変動対策事業の案件形成・実施が可能となります。

JICAは、日本政府の予算に加えて、今後はGCFの資金も活用し、開発途上国への気候変動対策支援をさらに拡充していきます。

社会基盤

強靱で持続可能な社会の実現へ



*SDGsの17の目標のうち、関連の強いものを表しています。

都市・地域開発

開発途上国の都市では、急速な都市化・人口増加による都市インフラの不足、居住環境の悪化、自然災害に対する脆弱性の顕在化、経済格差の拡大などの課題が見られると同時に、一部の国々では都市化、人口増加が落ち着き、安定・成熟した都市型社会になりつつあります。

JICAは、世界に類を見ない急速な都市化や災害を乗り越えてきた日本の経験などを活用し、各都市が抱える課題に対応しつつ、①持続可能な都市づくりのための都市政策と都市経営の実現、②均衡ある国土・地域開発の実現、③包摂性ある社会の実現、を基本的な考え方として、以下の戦略に基づいた支援を展開しています。

1. 「アジア地域」の成長都市では都市インフラの整備支援を重視する一方、成熟期を迎える中進国の都市では、アセットマネジメントも提案しつつ、高齢化などの将来的な都市課題への検討もともに進めています。
2. 低開発なまま急速な都市化が進む「アフリカ地域」では、回廊開発アプローチ*を推奨し、限られた開発資源を経済回廊に集約化し、持続性の高い成長軌道へと導く計画づくりを進めています。
3. 都市人口比率の高い「中南米・カリブ地域」は災害多発地域でもあり、防災や環境などの課題を優先し、ソフト面の協力を中心に解決策を提案しています。
4. 都市化が比較的緩やかな「中東地域」では、不安定な治安情勢を踏まえ、平和構築および紛争予防の視点での都市・地域づくりを指向しています。

JICAは、都市や地域が抱える問題の根本的な解決を図るため、対象となる都市・地域の実情や課題を分析のうえ、各都市・地域に適した包括的な戦略やアプローチを提案していきます。また、その実現のためにJICAの有する多様な支援メニューを柔軟に組み合わせています。

さらに、開発計画の策定から都市施設の運営・維持管理まで、開発途上国の都市・地域開発の多様なニーズに応えるには、担い手となる実施機関の組織やスタッフの能力強化や、必要な法制度整備が不可欠であり、これらの側面にも十分に寄与する協力を行っています。



フィリピン第3の都市ダバオ市でも人口増加や交通渋滞の悪化が進んでおり、JICAは、ダバオ市の都市問題解決に向けて、都市インフラ開発計画の策定を支援した
[写真提供：IM4Davao]

運輸交通

開発途上国が持続的に成長し、貧困を撲滅するには、人や物の移動を担う運輸交通サービスの提供が不可欠ですが、その整備の遅れが貧困の要因となっているケースが多く見られます。運輸交通インフラ整備の需要は依然として高く、民間セクターとの連携の促進や、インフラの長寿命化、効率化により、安定的な運輸交通サービスの提供が求められています。また、インフラの継続的な活用には、運営・維持管理体制の整備に加え、行政官の人材育成も急務となっています。

JICAの協力は、人や物を円滑に移動させることにより、経済社会活動を活発化させ、人々の生活改善に貢献することを目指しています。

開発途上国で運輸交通インフラの整備を行う場合、単に港、橋、鉄道などを整備するだけでは不十分です。整備したインフラを「賢く」活用するための支援をあわせて実施することが必要です。インフラの整備と有効活用に向け、インフラ整備に関する技術協力のほか、整備後の運営・維持管理に必要な人材の育成と、利用者の意識変容を促すための組織体制づくりなどの人的資源開発を進めています。

* 国・地域の経済活動の中心となる重要幹線(回廊)を軸に地域の産業ポテンシャルを見出し、インフラ整備を通じて地域全体の活性化を図ることで投資促進と市場拡大の好循環をつくり、持続的で強靱な成長力を生み出す戦略的な地域開発アプローチ。

また、日本政府の方針の下、ODAを戦略的に活用して「インフラシステム輸出戦略」を迅速かつ着実に実施すべく、インドの高速鉄道整備など、相手国のニーズに対応しつつ、日本の最新技術を取り入れたインフラ整備の加速化を図っています。さらに、2016年の「質の高いインフラ投資の推進のためのG7伊勢志摩原則」で示された5原則に沿って、インフラ整備に関する支援を行い、持続可能な開発目標(SDGs)達成に向けた取り組みに貢献することが日本に求められています。

JICAもこの原則に沿いながら、開発途上地域のインフラ需給ギャップを埋めるべく、国境を越えた「国際交通」、国土の調和ある発展のための「全国交通」、都市の持続的な発展のための「都市交通」、地方の生活水準向上のための「地方交通」など、さまざまなレベルで支援を展開していきます【→ 下事例、P.21、25事例を参照ください】。

情報通信(ICT)

情報通信技術(ICT)は分野課題を超えた共通のインフラ、課題解決の有効なツールとして、行政、社会、経済のさまざまな分野で活用されています。現代社会はICTなくして成り立たないと言っても過言ではありません。ICTにはさまざまな可能性があり、ICTを開発途上国の各分野課題において利活用することで、一層の効率的・効果的な事業推進が期待されます。

一方、多くの開発途上国では都市部を中心にブロードバンドインターネットやモバイルインターネットが急速

に普及している状況はあるものの、国全体として見ると、ICT基盤の普及、活用は依然として遅れている部分があります。先進国とのICT格差(デジタルデバイド)や、都市部と地方部など、国内でのICT格差が生じており、それが経済格差のますますの拡大につながる構図が発生しています。

また、近年では、サイバーセキュリティへの対応という、一国では対処の難しいグローバルな課題に開発途上国も直面しています。しかし、開発途上国においては、政策や体制の未整備、不十分なセキュリティ対策などにより、対策が脆弱であり、独自での防護体制の整備が難しいことが課題となっています。

このような状況に対応すべく、JICAは、「ICT政策策定能力の向上」「ICT人材の育成」「ICTインフラの整備」「ICT利活用の促進」の4点を開発戦略目標としています。

具体的には、地上波デジタル放送移行支援アドバイザーの派遣、情報セキュリティ技術者の育成支援、基幹通信網の整備、教育・産業振興・防災などの課題分野でのICT利活用による支援などを行っています。サイバーセキュリティ分野の支援に関しては、日本政府によるASEAN諸国との協力の枠組み(日・ASEANサイバーセキュリティ協力)と連携しながら、関係国のサイバーセキュリティ能力の強化を支援し、安心安全なサイバー空間の実現へ貢献しています。

また、ICTの利活用のさらなる促進に向けて、「課題解決型」「事業効果促進」「事業設立支援」のソリューション提供を検討しています。

ASEAN地域(ミャンマー、カンボジア、インドネシア) 港湾手続きの電子化を支援

ASEAN地域の物流効率化に向けて



ミャンマー：港湾EDI導入前の申請手続きの様子。膨大な書類が必要だった

JICAでは、港湾EDIの導入・普及を通じて、ASEAN地域の物流効率化、ASEANシングルウィンドウの構築を支援しています。

船舶の入出港に際し、船会社や船舶代理店は複数の行政機関向けに類似の申請書類を作成し、各窓口で書面で提出する必要があり、多くの労力が発生しています。港湾EDI(Electric Data Interchange)は、そうした手続きを電子的に処理する情報システムのことです。一度の入力・送信により、複数の行政機関に同時に申請が可能となります。

JICAはASEANの複数国で、港湾EDIの導入・普及を支援し、港湾行政手続きの簡素化・効率化に取り組んでいます。

ミャンマーでは、無償資金協力により港湾EDIシステムを開発し、2018年4月に運用を開始。カンボジアでも港湾EDIシステム導入に向けた調査を開始しました。インドネシアでは、電子化によって得られた統計データを基に各港湾のパフォーマンスを「見える化」するなど、同国が開発した港湾EDIのさらなる利活用を促進する技術協力を実施中です。

人間開発

教育、社会保障、保健 — 人々への投資こそが開発の要



*SDGsの17の目標のうち、関連の強いものを表しています。

教育

開発途上地域において、人々がより良い人生を送り、幸せを実感できるために、また、持続可能な経済・社会開発や包摂的な社会づくりを進めるうえで、就学前教育や質の高い基礎教育の提供、職業技術教育・訓練、高等教育までを俯瞰した人材育成は重要な役割を担います。

しかし、世界ではいまだ2.63億人もの学齢期の子どもや若者が不就学の状態にあり[国連教育科学文化機関(UNESCO)、2018]、6.1億人以上の子どもと若者は必要最低限の読解力や計算力を習得していないと推計されています(UNESCO、2017)。加えて、貧困、ジェンダー、障害、民族・言語、居住地などによる格差の問題なども生じており、すべての子どもに対する良質な教育の保障が課題となっています。

また、若年失業率は増加傾向で、2017年には約13.1%に上る状況にあり[国際労働機関(ILO)、2017]、職業技術教育・訓練へのアクセス拡大や質の改善が必要とされています。一方、高等教育へのアクセスは着実に向上していますが[開発途上国の総就学率は2005年18%、2016年31%(UNESCO、2017)]、教員の育成、施設・機材の整備、研究資金の確保は必ずしも伴っておらず、教育・研究の質の面で依然大きな課題が残っています。

そこでJICAは、教育セクターを包括的に俯瞰し、人々のニーズに応じた質の高い「途切れない学び」を相手国が実現できるよう、「子どもの学びの改善」「イノベーション・産業発展を担う人材の育成」「インクルーシブで平和な社会づくりのための教育」の3つの柱を重点に、日本

の行政・大学・民間などの知見を生かした協力や、中核人材の育成に取り組んでいます。

また、国・地域を超えた「グローバルな学び合い」を推進し、協力の成果に関するエビデンスを蓄積するとともに、相手国関係者をはじめ多様なアクターと連携して、イノベーティブな解決策を創出していきます。

社会保障

社会保障の整備は、生活の安定、貧困の削減を通じた社会の安定につながります。開発途上国においても国民全体の「生活の質」向上の観点から、医療保険や年金など社会保障制度の整備が差し迫った政策課題となっています。また、人口高齢化や疾病構造の変化に直面するアジア地域のいくつかの国々においては、地域包括ケアシステムを含め、介護サービス提供に向けた支援など新たなアプローチの構築やニーズへの対応が課題となっています。これらの分野では、自国の制度の構築や運用改善のために日本の知見から学びたいというニーズが高く、さまざまな支援を行っています。

また、インクルーシブかつ持続可能な成長、活力ある国づくりのためには、障害者を含む多様な人々が社会・経済活動へ参加することが必要です。日本を含む177の国と地域が批准した「障害者の権利条約」では、国際協力に障害者の参加を確保することが規定されており、障害者の社会参加を制限している社会・文化・経済・政治的あるいは物理的障壁を除去することが大きな課題です。

JICAは障害者を開発の担い手としてとらえ、開発におけるすべての取り組みにおいて「障害と開発」の視点を反映し、障害者が受益者・実施者として事業を進めていくメインSTREAMING、障害者の社会参加を促進するための啓発を通じた行政機能の改善、物理面や情報面のアクセシビリティ改善などに注力しています。

さらに、開発途上国では、経済発展に伴い労働災害や職業病が増加している一方で、労働安全衛生、労働基準などの法制度や実施・監督体制の整備が不十分です。また、若年層の雇用促進も社会の安定には重要です。障害者・高齢者も含め、すべての人が安心して働くことができる環境づくりを進めています。



エジプト：支援対象保育園の子ども(就学前教育と保育の質向上プロジェクト)



タイ：高齢者のための地域包括ケアサービス開発プロジェクト

保健医療

開発途上国では、今もなお、適切な保健医療サービスを受けられず多くの人命が失われています。年間約30万人の妊産婦、約600万人の5歳未満の子どもが命を落とし、子どもの4人に1人が栄養不良による低成長の状況にあるとされています。また、依然年間約900万人が何らかの感染症で死亡し、特に突発的に発生する新興・再興感染症は、保健システムが脆弱な国々にとって大きな脅威となっています。

さらに、新たな課題として心血管疾患などの非感染性疾患も顕在化しており、高齢化に伴い、財政的な負担だけでなく、ケアを行う家族の負担も増えることが懸念されます。医療費についても、健康保険などの制度の整備が不十分な開発途上国では、医療支出の多くが個人負担で賄われており、家計にとって過剰な医療費負担は、健康だけでなくあらゆる格差につながるとされています。

人々の健康を守るためには、「すべての人々が、基本的な保健医療サービスを、負担可能な費用で利用できること」、すなわち、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ

(UHC)の実現が重要です。そしてUHC達成のためには、保健セクターだけでなく、財政などあらゆるセクターの指導者や関係者と協力することが不可欠です。JICAは国際会議を通じて、事業で得た経験や教訓の共有を進めており、2017年12月に「UHCフォーラム2017」を共催するなど【→ P.10を参照ください】、さまざまなアクターと協力してUHC達成の重要性を広く発信し、関係者との連携強化に努めています。

また、国境を越える感染症の脅威に対しては、突発的な感染症の流行を一刻も早く食い止める必要があることから、公衆衛生検査室や研究所の能力強化とネットワーク形成を支援し、「強靱な保健システム」の強化に平時から取り組むことに力を入れています。

さらに、依然、多くの開発途上国で深刻な課題である母子保健の向上については、各国での取り組みに加えグローバルなレベルでも対応すべく、母子継続ケアを強化するための母子手帳を含む家庭用健康記録に関する国際ガイドラインの作成を世界保健機関(WHO)と協力して進めています。また、子どもの死亡や将来の生活習慣病の原因となる栄養改善に関しては、農業・衛生・教育などの複数の分野が連携して取り組んでいます。

新たな脅威となっている非感染性疾患に対しては治療や診断環境の整備だけでなく、予防・早期発見のための人材育成を重視し、既存の保健システムの活用の下、まずは国レベルでの対策を支援していきます。

多くのニーズに一刻も早く応えるためにも、各国の取り組みを支援するだけでなく、他援助機関と緊密に連携して、UHC達成に向けた取り組みを加速することがますます重要になってきているといえます。

ホンジュラス 「国家保健モデル」に基づくプライマリーヘルスケア体制強化プロジェクト

妊婦検診率が目に見えて向上！——お母さんと子どもの命のために



家庭保健チームが作成したカルテを見せてくれる診療所スタッフ

ホンジュラスでは中南米地域のなかでも乳児と妊産婦の死亡が多く、大きな課題となっています(乳児死亡率は出生千対16.6、妊産婦死亡率は出生10万対129)。死亡を減らすには、出産におけるリスクを早期に発見できるよう、定期的に妊産婦検診を行うことが不可欠ですが、これまでは検診を受ける妊婦は限定的でした。

そこでホンジュラス政府は、各家庭の健康課題をいち早く見つけられるよう、医師や看護師から成る「家庭保健

チーム」を導入し、JICAは2つの地域で研修などを通じた強化を支援してきました。妊婦に対しては妊婦検診の受診を勧め、それまで受診率が3分の1だけであった地域では半分へ、8割と高かった地域も9割近くへと、受診率の目に見える向上がありました。

ホンジュラス政府はこのような取り組みを全国に広げる準備をしており、母と子の命を守るため、「誰も取り残さない」保健サービスの実現を推進しています。

地球環境

開発と環境の調和と、人々の安全な暮らしのために



*SDGsの17の目標のうち、関連の強いものを表しています。

自然環境保全

世界では、資源の大量消費や大規模な開発の結果、森林や湿地の減少、沿岸生態系や土壌の劣化、生物種の絶滅などの自然環境破壊が急速に進んでいます。

JICAは「人間活動と自然環境の調和」を目指し、次の3つの戦略課題に沿って協力を実施し、持続可能な開発目標(SDGs)の特にゴール13、14、15の達成にも貢献しています。

1. 持続的森林管理とそれを通じた気候変動対策

木材・水の安定供給や土壌の保全、二酸化炭素などの温室効果ガスの吸収・蓄積、洪水や土砂崩れの防止などの森林が持つ多面的機能に着目し、開発途上国における森林減少・森林劣化の抑制等による気候変動の緩和策(REDD+)などに取り組んでいます。

2. 持続的な自然資源利用によるレジリエンス強化・生計向上

サヘル・アフリカの角地域において、砂漠化対処の促進により気候変動に対するレジリエンスを強化するため、地域住民の持続的な自然資源利用や生計向上活動を支援しています。

3. 保護区やバッファゾーン管理を通じた生物多様性保全

保護区やその周辺の緩衝地帯において、管理計画の策定や調査・モニタリング、関係者の能力向上、エコツーリズムの導入、環境教育などを通じ、生物多様性保全の支援を行っています。

環境管理

多くの開発途上国では都市化に伴う環境問題が深刻化し、健康被害など人間の安全保障を脅かす事態が生じています。経済発展が優先された結果、環境対策が遅れることも少なくありません。また、環境問題は複数の要因が重層的に関係することが多く、短期間での解決が困難な性質があります。こうした状況を踏まえ、SDGsでも環境管理分野の課題解決に向けた目標が設定されています。

JICAでは特に公害の未然の防止を重視し、地方自治体、民間企業、大学、国際ドナーなどのステークホルダー

とも連携しながら、環境管理を行う組織や個人の能力開発に力を入れています【→ P.43、63事例を参照ください】。

1. 廃棄物管理・循環型社会の構築

廃棄物の問題は国の経済発展との関係性が強いいため、公衆衛生の改善や環境負荷の低減、循環型社会の構築まで、個々の発展段階に応じた支援を実施します。

2. 水環境・大気などの汚染に対する対策

下水処理施設整備と運営・維持管理能力強化の一体的支援、都市を主な対象とした水環境管理支援、大気汚染対策などへの取り組みを通じ、正確な実態把握とそれに基づく政策・制度・規制、施設の整備、組織や人材の能力強化を支援します。

水資源

水は飲料水や生活用水としてだけでなく、食料生産や経済活動に必須な資源として人間の生活を支えています。しかし、2015年時点で29億人以上が水不足の影響を受けているといわれており、水資源を巡る問題はさらに深刻化すると予測されています。この状況を踏まえ、SDGsでは「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持



カンボジア：シエムリアップ水道公社が管理する給水塔(水道事業人材育成プロジェクト) [写真：今村健志朗]

持続可能な管理を確保] (ゴール6) を定めています。

日本は現在、100%近い水道普及率を達成し、水利用の効率化についても世界有数の実績を誇っています。一方で多くの食料を輸入に頼っており、その生産に要する水を、開発途上国を含む海外に依存していることとなります。そのため、世界の水資源問題の解決に携わることは日本の責務であるといえます。

JICAは、安全な水の供給に関して、過去の成果・事例を活用しながら、日本で水道事業を担う地方自治体とも連携し、水源から蛇口まで一貫した管理を行い、安全かつ安定的に水を供給する「日本の持つ強み」を生かした協力を行っています【→ P.22事例を参照ください】。また、水資源に関する科学的情報整備や水資源管理に必要な計画策定と実施能力の強化を支援しています。

防災

開発途上国は災害に脆弱であるため、大規模な災害により開発の成果や持続的成長の機会が失われ、災害と貧困の悪循環から抜け出すのが困難になっています。

2015年に採択された「仙台防災枠組2015-2030」では、日本が自らの経験を基に提案した、防災への事前投資、Build Back Better (より良い復興)などを優先行動として位置づけています。SDGsでも複数の目標に防災の観点が含まれ、防災が開発課題として広く認知されています。

JICAは、「仙台防災枠組2015-2030」の趣旨を踏まえ、

災害発生前の防災への事前投資を重視しています。また、必要な投資を促進できるよう、中央政府の防災機関を強化し、あらゆる開発事業に防災の視点を組み入れる「防災の主流化」を推進しています。災害が発生した場合は、災害を契機に、以前より災害に強い社会に向けた復興を支援します。

1. 持続的開発のためのリスク削減

災害による人命や経済被害軽減のために、構造物対策と非構造物対策を適切に組み合わせた協力を行い、すべての開発事業で災害の抑止・軽減策を検討します。

2. 防災体制の強化

防災計画の策定や基準整備による防災行政機能の強化、防災関連人材・組織の強化を通じ、防災体制の強化を支援します。

3. リスクの的確な把握と理解の促進

防災計画立案の際に災害リスク評価を行い、広く人々の災害リスクへの理解を促します。また、地方自治体、学校、コミュニティでの防災を推進します。

4. 迅速かつ効果的な備えと対応

自然災害の予警報能力向上の支援と避難・応急対応体制の整備支援を行っています。発災後は国際緊急援助隊による支援を行います【→ P.59事例を参照ください】。

5. より良い復興とシームレスな支援

発災後はBuild Back Betterの概念の下、インフラなどの復旧、政策・制度の改善、生計手段の回復などを推進します。また、発災から復興まで切れ目ない協力を目指します【→ P.27事例を参照ください】。

スリランカ 西部州の廃棄物管理マスタープラン策定支援プロジェクト

廃棄物処分場崩落事故への国際緊急援助隊派遣から案件形成



崩落現場を調査する国際緊急援助隊

2017年4月14日、コロンボ市のミートタムツラ処分場で高さ約50mのごみ山が崩落し、多数の死傷者が出る事態となりました。スリランカ政府の要請を受け、JICAは、4月19日に外務省、国土交通省、環境省、JICAの専門家等から成る国際緊急援助隊専門家チームを派遣しました。

多くの開発途上国の都市では、人口増加や経済発展に伴い、処分場管理の不備に起因する類似の事故が発生しています。専門家チームは、二次災害の防止や今後の適切な廃棄物管理に向け、

処分場のガス抜きや排水の対策、崩壊を防ぐ斜面の設計など、さまざまな提言をしました。

今回の事故は、処分場の容量を超えて使い続けたことが背景にあり、特に全体計画がなく場当たりの対応を続けてきた結果生じたものでした。この根本原因の解決に向け、スリランカ政府は日本に対し、コロンボ市を含めた西部州の廃棄物管理マスタープラン策定について協力を要請。この案件の採択を受けて、JICAは協力の枠組みについて検討を開始しています。

農村開発

食料安全保障と栄養——SDGsゴール2「飢餓をゼロに」の達成



*SDGsの17の目標のうち、関連の強いものを表しています。

課題の概要

世界の食料生産は、気象など環境の影響を受けやすく、凶作期には特に開発途上国の食料安全保障を脅かし、都市貧困層や農村部の零細農家、零細漁業者に大きな打撃を与えます。一方、農業は世界の食料供給を担うと同時に、世界の雇用の4割を支える最大の産業であり、開発途上国の貧困層の雇用と収入を支えています。

4億7,500万人とされる小規模農家の農業生産性と所得の向上とともに、開発途上国自身と世界の食料需要を満たすため、優良品種の普及や持続可能な営農手法の導入、農業基盤整備のほか、高付加価値化や食の安全・安心に対応した農業の推進が課題です。

また、世界の食料安全保障の状況を見ると、依然として8億人を超える人々が十分な食料・栄養を得ることができず、地域間格差も極めて大きいのが現状です。気候変動に起因する自然災害は、こうした状況にさらに追い打ちをかけています。今後、主食となる穀物増産のために、灌漑施設の整備などを通じた農地の生産性の向上を一層進める必要があります。また、食料需要の増加は、水産資源への過剰な漁獲圧力を引き起こし、海洋汚染や気候変動による生態系の劣化と相まって、水産資源の再生産力を低下させています。畜産物についても、需要の拡大に伴い、家畜の疾病対策などが課題となっています。

JICAの取り組み

栄養摂取と食料供給の安定性までを含む「食料安全保障と栄養」という包括的な概念を取り入れ、農業・農村開発におけるアプローチの相互関連性と、食料へのアクセスや利用、食料供給の安定性の向上などへの取り組みをさらに強化し、持続可能な開発目標(SDGs)のゴール2「飢餓をゼロに」の達成に貢献します。具体的な取り組みは以下のとおりです。

1. 経済成長に向けて

食料の安定供給と生産者の所得向上を実現するため、農業基盤整備と作物生産、営農技術の改善を通じ、食料の生産性向上を図るとともに、農産物の製造・加工、流

通、消費に至るフードバリューチェーン全体の強化に向けた協力を実施しています。特に東南アジア諸国では、農産物の安全性の強化や高付加価値化のための支援を進めています。

JICAがケニア政府とのプロジェクトを通じて開発した「小規模農家による市場志向型農業を振興するための普及アプローチ」(SHEP^{*1})を23カ国以上で展開し、2017年度は新たに約3,000人の農業行政官・普及員と約1万8,000人の小規模農家を支援しました。また、さらに多くの小規模農家が質の高い農業普及サービスにアクセスできるよう、ICT技術の活用や民間企業および国際機関との連携強化に取り組んでいます。

2. 人間中心の開発(栄養改善)

2016年8月の第6回アフリカ開発会議(TICAD VI)で安倍首相がコミットした「食と栄養のアフリカ・イニシアチブ」(IFNA^{*2})について、JICAは、生活改善運動など日本の経験も活用しながら、農業振興、保健、教育などの分野を含めた横断的アプローチにより、アフリカ地域における栄養改善に貢献しています。

2017年度は、開発途上国の行政官を対象とする課題別研修コースを開始するとともに、アフリカ開発のための新パートナーシップ(NEPAD^{*3})計画調整庁と共に南アフリカ共和国・ヨハネスブルグに事務局を設置し、各国の国別戦略の策定支援を開始しました。

今後、新たな技術協力プロジェクトの形成と実施、ボランティア派遣などを積極的に進め、アフリカの栄養改善に貢献していく方針です。

3. 平和と安定、安全の確保

コロンビアの和平プロセス履行期における地域開発モデルの強化・普及、イラクの農業・農村開発支援の方向性の検討・立案、アフガニスタンでの農業・農村開発分野協力の展開、南スーダンでの農業セクターを軸とした行政能力の向上などを支援しています。

*1 Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion

*2 Initiative for Food and Nutrition Security in Africa

*3 The New Partnership for Africa's Development

4. 地球規模課題(食料安全保障)への対応

① アフリカ稲作振興(CARD※4)

2008年のTICAD IVより始まった、「サブサハラ・アフリカのコメ生産を2018年までの10年間で倍増する」というCARDの取り組みは、技術協力や資金協力による各国政府の取り組みへの支援と、国際機関との連携などにより、目標達成の見込みです【➡ 下事例を参照ください】。一方、アフリカのコメ需給ギャップは依然大きく、2019年以降もコメ生産増に向けた取り組みの継続がアフリカ各国から要請されています。

2017年度に行った各国での現状調査と関係国際機関との協議により、気候変動を踏まえた安定的なコメ生産促進、アフリカ産米の品質向上、日本を含む民間企業との連携によるコメ産業の育成などを主な内容とするCARD2を進める方針です。

② 気候変動に対する強靱性強化

主に干ばつの被害を受けた地域を対象に、灌漑施設開発、水利組合育成、育種・普及支援などに協力しています。また、インドネシアやエチオピアでは、日本および開発途上国の損害保険会社と協力して、実損害額の調査が不要で迅速な保険金支払が可能な天候インデックス型保険の導入を支援しています。

③ 持続的な水産資源管理と養殖振興

2017年度、カリブ地域において、6カ国を対象に実施したJICAプロジェクトを通じて確立した漁業共同管理アプローチの手法が、カリブ共同体(カリコム)加盟国間で共有されました。



ウガンダ：収穫前のネリカ米の農場での農家と青年海外協力隊員【写真：佐藤浩治】

また、アフリカ地域で輸入代替と栄養改善の点から養殖のニーズが高まるなか、ベナンで内水面養殖技術の農民間普及(Farmer to Farmer)アプローチが成功を収め、広域研修などを通じて近隣国への普及が進みました。

④ 畜産・家畜衛生

モンゴル、キルギスなどでは、国際基準に則った獣医教育システムの構築や社会人教育の充実を通じて獣医人材の育成を支援するとともに、乳・乳製品などの域内貿易促進を目指した衛生管理強化など、フードバリューチェーンの構築支援も展開しています。また、ミャンマーでは国際機関とも連携のうえ、口蹄疫のコントロールを目指す家畜疾病対策事業の準備を進めています。

※4 Coalition for African Rice Development

マダガスカル コメ生産性向上・流域管理プロジェクトフェーズ2

より多くの稲作農家へ技術を普及



稲の収穫を喜ぶ農民

マダガスカルの1人当たりの年間コメ消費量は145kg。日本人よりかなり多くのコメを消費します。稲作の耕地面積は全耕作面積の約4割を占め、消費量・生産量ともにアフリカ随一の稲作大国ですが、その単収は平均3t/haに及ばない状況です。

プロジェクトでは、農業畜産省の技術者をトレーナーとして育成し、稲作技術を農民レベルに合わせて普及させ、対象地域のコメの生産性向上を目指しています。

対象地区では、コメの生産性向上に関連する稲作技術指導の研修とともに、

流域管理研修を実施しています。農業畜産省は、こうしたプロジェクトの技術をさらに全国に普及する方針を打ち出しており、それを推進するための一助として、プロジェクトでは「スターターキット」の提案をしています。

同キットは民間企業との協力で試験的に商品化されたものです。10アール分の優良種子と肥料、技術パンフレットが同梱されており、農民から大きな期待が寄せられています。

産業開発・公共政策

パートナーシップを通じて実現する、公正で持続的に成長する社会



*SDGsの17の目標のうち、関連の強いものを表しています。

民間セクター開発

開発途上国が質の高い持続的な経済成長を実現するためには、その原動力として、民間企業の経済活動の持続的な拡大・高度化と雇用の幅広い創出を促す「産業振興」が必要です。なかでも製造業は、高い雇用吸収力と付加価値、豊富なバリューチェーン（関連するサービス産業を含む）や、外国交易（輸出可能性）、技術革新などを生み出す可能性を総合的に内包している産業であり、その振興は経済成長を指向する産業政策の要と考えられます。

また、先進国企業による直接投資と地元の裾野産業・中小企業の振興とを有機的に連携させることが、バリューチェーンの形成を通じた製造業の振興と高度化、産業人材の実践的な育成、雇用の吸収を通じた幅広い階層の所得向上に重要な役割を果たし、包摂的な経済成長の実現につながります。

他方、近年の製造業は、情報通信技術や人工知能との融合が加速して第四次産業革命（Industry 4.0）とも呼ばれる状況にあり、先進国がたどった径路を跳躍した技術革新や、開発途上国で実証・普及した新技術の先進国への逆流（reverse innovation）にも注目が集まっています。

このような状況を踏まえて、JICAは、①開発途上国の産業振興政策の策定支援やビジネス環境改善のための関連制度・運用の整備・改善、②投資促進や経済特区開発の支援、③地場の中小企業に対する能力・競争力の強

化支援や産業人材の育成支援を通じて、開発途上国の民間セクター開発に取り組んでいます【→ P.36事例を参照ください】。

JICAは、その際、わが国の企業や研究機関などの知見・経験が開発途上国の民間セクター開発に生かされ、双方が恩恵を得られるような触媒の役割を果たすことを目指しています。

資源・エネルギー

エネルギーの安定供給は、人間の安全保障の観点からも、開発途上国において最も基本的かつ重要な政策課題となっています。一方で、CO₂総排出量の約8割がエネルギー起源であり、うち約4割は発電に伴うものであることから、2015年12月採択のパリ協定を踏まえ、低炭素化が強く求められています。

JICAは、持続可能な開発目標（SDGs）のゴール7（エネルギー供給）とゴール13（気候変動対策）の同時達成に貢献すべく取り組んでいます。

1. エネルギー

開発途上国における低廉かつ低炭素なエネルギーの安定的な確保に貢献するため、JICAは、“3L”（Low-Cost、Low-Carbon、Low-Risk）をバランスよく満たす電力供給を目指し、以下の支援を展開しています。また、これらを下支えする人材育成も継続的に実施しています。

①電力アクセス向上と安定供給の推進

電力マスタープラン策定や電力関連技術の移転などのソフト面、アジアやアフリカ地域での高効率火力発電や送配電網などの電力インフラ整備を支援しています。

②低炭素化の推進

インドネシア、アフリカ、中南米において地熱の資源開発から発電所建設までの開発を支援しています。また、大洋州島嶼国などでは、ハイブリッド・アイランド・プログラムとして、再生可能エネルギーの最適活用を支援しています【→ P.47事例を参照ください】。

2. 資源

鉱物資源の探査、操業には多くの資金と高い技術を要しますが、開発途上国の多くは、政策・法制度、地質情



メキシコ：自動車産業基盤強化プロジェクト【写真：今村健志朗】

報、インフラなどが不足しています。JICAは投資環境整備と人材育成支援を進めており、特に人材育成では、日本国内の大学との連携による「資源の絆」プログラムを充実させ、開発途上国側との人的ネットワークの構築、強化を図っています。

ガバナンス

ガバナンスは、社会全体の仕組みに関わる課題であり、開発途上国の発展の基盤となるものです。自由、法の支配、市場経済といった普遍的価値の共有を通じた開発途上国の民主的な発展を支援するため、以下の分野での協力を行っています。

1. 民主化の促進と定着

公正な選挙の実施に向けた選挙管理委員会の能力向上、議会の機能強化、権力の監視機能としてのメディアの能力強化など、開発途上国における民主的統治の基盤強化の支援に取り組んでいます。

2. 法の支配の促進と定着

市場経済化や紛争後の安定化に際し、法制度の構築・改善が必要とされている国に対する人材育成などの協力を実施しています。

3. 公正な治安維持機能・法執行機能の確立

開発途上国の治安向上に向けて、交番／地域警察活動、鑑識などの犯罪捜査技術に関する協力を、警察庁と都道府県警察の協力を得て実施しています。



ネパール：経済センサスの実施。事業所を回り調査票を記入している統計局職員

4. 行政の機能強化と質の向上

開発途上国の総合的な行政機能を強化するため、公共サービス改善につながる公務員研修の強化、地方自治体の計画策定能力の強化などに取り組んでいます。

5. 財政の効果的で持続的な運営

多くの開発途上国では、財政基盤が脆弱なうえ、歳出管理の規律性・持続性が不十分なため、持続的な歳出管理や歳入基盤の強化、関税の適正かつ公平な徴収と貿易円滑化を支援しています。

6. 金融政策の適切な運営と金融システムの育成

金融分野は経済活動を支える重要な基盤ですが、多くの開発途上国は近代化の途上にあるため、金融政策の立案・実施能力強化、金融市場育成、決済システム整備に取り組んでいます。

大洋州地域 ハイブリッド・アイランド・プログラム

再生可能エネルギー大規模導入時代に向けた協力



太陽光発電設備の運用状況の確認を行う日本人専門家とカウンターパート

大洋州の多くの国では高い再生可能エネルギー（以下、再エネ）導入目標を掲げており、一部の小規模離島では、再エネの全発電量に占める割合が90%を超える運用も実現しつつあります。他方で再エネの大量導入は、天候による出力の変動や、災害などにより、電力供給を不安定化させるリスクも伴います。

このような状況に対して、「再エネ」と「ディーゼル発電機」の、また、小規模離島などでは「再エネ」と「蓄電池」の効果的なハイブリッド運転による再エ

ネ割合の増大と電力の安定供給の両立を目指す取り組みが必要となります。

そこで、日本政府とJICAは2015年、沖縄や九州の離島などの経験・技術を活用した広域協力として「ハイブリッド・アイランド構想」を立ち上げました。具体的には、マスタープラン、フィージビリティ調査、技術協力、本邦研修（沖縄）、無償資金協力など多様な支援スキームをフル活用した包括的な協力を展開し、大洋州の再エネ普及・拡大に貢献しています。

民間連携・中小企業海外展開支援



民間企業の活動は、開発途上国の経済成長を促す大きな原動力です。JICAは長年培ってきた開発途上国におけるネットワークと事業ノウハウを生かして、日本の民間企業と積極的な連携を進めています。

パートナーとの連携

多様化する開発途上国のニーズに応えるためには、地方自治体、民間企業、大学、NGOなど、革新的な技術や豊かな経験を持つパートナーとの連携が不可欠です。JICAは内外の多様なアクターの力を途上国支援に生かすために、さまざまな連携事業を行っています。また、世界の援助機関などと協調して、国際社会が取り組むべき重要な課題を議論し、事業の成果を広く発信しています。

民間連携・中小企業海外展開支援の写真提供：Dari K株式会社
地球規模課題対応国際科学技術協力の写真：飯塚明夫
市民参加協力、ボランティア、開発パートナーシップとSDGsへの取り組みの写真：久野真一

市民参加協力



多様なアプローチによる開発への貢献の一環として、市民による国際協力活動を促進・支援しています。NGOや地方自治体、大学や研究機関などと連携し、開発途上国の発展とともに、日本の地域活性化への貢献を目指します。また、学校現場と連携した開発教育にも積極的に取り組んでいます。

国際緊急援助



海外で大規模な災害が発生した際に、被災国政府などからの要請に基づき、緊急援助を実施しています。被災地では被災者の救助や診療、災害からの復旧活動を行います。また、毛布やテント、浄水器など、避難生活に必要な物資も供与しています。

開発パートナーシップとSDGsへの取り組み



事業のインパクトを最大化するとともに持続可能な開発目標(SDGs)達成に貢献するため、国内外の幅広いパートナーと連携しています。また、新興国との間でも、対話を通じて、援助アプローチや開発課題への取り組みの共有を進めています。

地球規模課題対応国際科学技術協力 (SATREPS)

深刻化する地球温暖化、自然災害、感染症などの地球規模の課題の解決に向け、日本の持つ科学技術をベースとした、日本と開発途上国の研究機関による国際共同研究を他機関と連携し支援しています。



ボランティア

開発途上国の経済・社会の発展や復興のため、高い志を持って自発的に協力しようとする市民の活動を支援しています。JICAボランティアは現地の人々と共に生活し、異なる文化・習慣に溶け込みながら、草の根レベルで開発途上国が抱える課題の解決に貢献しています。



研究活動

援助の現場で培ってきた多くの経験に根差した研究を行い、今後の開発課題の分析と事業戦略策定に生かすとともに、開発援助の潮流をリードすることを目指し、国内外に積極的に発信しています。



移住者・日系人支援

JICAは、長年にわたり中南米などへの移住者に対し、移住先国での定着と生活の安定を支援してきました。近年は日系社会の抱える課題の変化に対応し、高齢者福祉や人材育成だけでなく、民間セクターなどとの連携強化にも取り組んでいます。

民間連携・中小企業海外展開支援

経済成長を支える新しいパートナーシップ

JICAは、長年の政府開発援助(ODA)の実施で得た、開発途上国政府とのネットワークや信頼関係、開発途上国における事業のノウハウを最大限に生かしつつ、民間企業と積極的に連携し効率的かつ効果的に開発効果の発現を推進するため、下図のようなさまざまな支援メニューを提供しています。

区上水道無収水対策事業について融資契約を締結しています【➡ P.51事例を参照ください】。

民間連携

● 海外投融資

— 民間企業による途上国の経済社会開発を支援

JICAの有償資金協力のうち、海外投融資はインフラ整備、貧困削減、気候変動対策などの分野で開発効果の高い事業を行う日本企業などに対して、「融資」や「出資」の形態で支援を行うスキームです。民間金融機関や国際金融機関などとの連携や、JICAの他のODA事業との統合的運用により、開発効果の一層の発現や事業リスクの軽減などを目指しています。

2017年度は、ベトナムのコーヒーバリューチェーン強化事業、ヨルダンの太陽光発電事業など全6案件、計約430億円を承諾しました。このうち、これまでも協調を進めてきた国際金融公社(IFC)やアジア開発銀行(ADB)との協調融資案件を計3案件承諾するとともに、初の民間金融機関との協調融資案件で、初の現地通貨建て融資案件でもある、フィリピンでのマニラ首都圏西地

● 協力準備調査(PPPインフラ事業)

— 官民協働による途上国のインフラ事業計画策定を支援

本制度は、官民の適切な役割・リスク分担の下、民間活力を導入し、さらに高い効果と効率を目指す官民連携(PPP)形態によるインフラ事業を主に発掘・形成するためのスキームです。民間企業からの提案に基づく調査の実施を委託することにより、事業計画の策定を支援します。2017年度には事業化をより促進するため、予備調査、本格調査に分けて実施する「二段階方式」を導入するなど、継続的に制度改善に努めています。

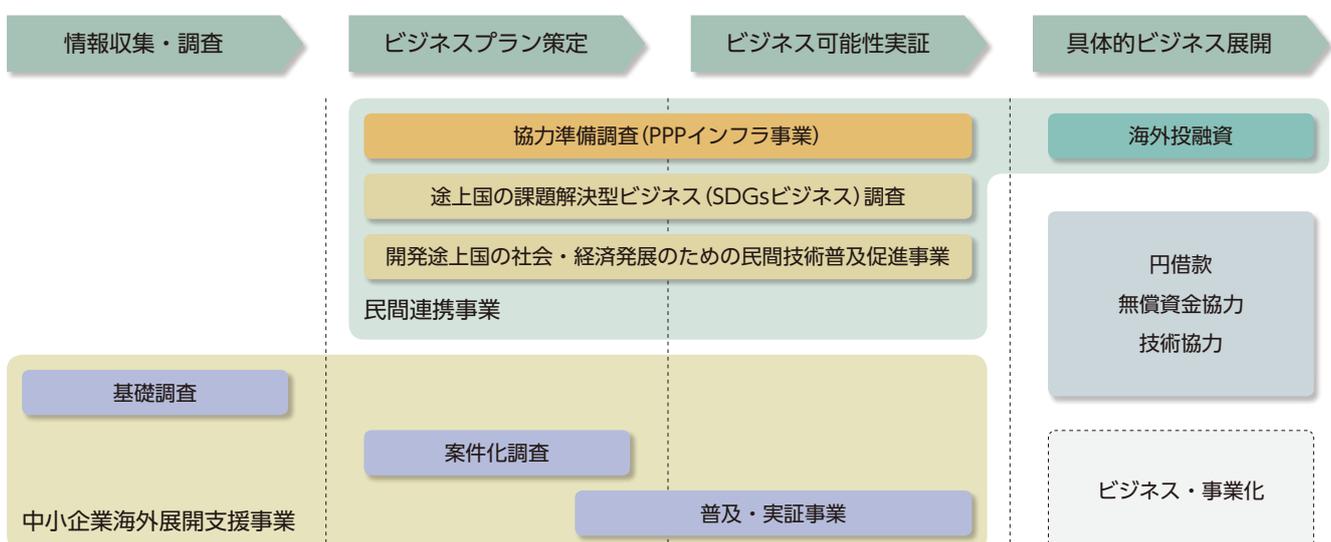
開発途上国でのPPPインフラ事業では、採算性確保の難しさ、適切な官民の役割・リスク分担の認識不足(開発途上国政府の支援不足)、関連施設の整備遅延などによる完工リスクといった課題が多く見受けられます。JICAは民間企業の個別事業を支援するだけでなく、より幅広く、開発途上国へのPPP制度の啓発、政策・制度の構築や実施能力の強化を支援するなど、事業化に向けた包括的な取り組みをさらに推進していきます。

● 途上国の課題解決型ビジネス(SDGsビジネス)調査

— SDGsに貢献するビジネスプラン策定を支援

国連の「持続可能な開発目標(SDGs)」では、貧困から

支援メニューと事業化への流れ



の脱却と持続可能な開発を実現するため、あらゆるステークホルダーの連携が一層重視され、民間企業による貢献が期待されています。JICAは、SDGsに貢献するビジネスの事業化調査を支援するため、2017年2月に旧「協力準備調査(BOPビジネス連携促進)」を改変し、本制度を新設しました。

2017年度は、バングラデシュで機械学習技術やAIの活用で貧困層などへの健康診断サービスを提供する提案や、ヨルダンとパレスチナで難民を雇用しソフトウェア開発を行う提案、メキシコで遺伝資源の保存や利益配分に貢献する提案など、革新的な技術の利用や多様な開発途上国の課題解決への貢献が期待される提案を9件採択しました。

SDGsへの取り組みを表明する企業が増えているなか、本制度により、民間企業との連携を一層加速させることを目指します。

● 民間技術普及促進事業

一 途上国の開発に貢献する「日本方式」の技術普及を後押し

本制度は、「日本方式」の技術普及と、開発途上国の課題解決の両立を後押しする取り組みとして、2013年度に開始しました。開発途上国の政府関係者を主な対象とし、日本での研修、現地でのセミナーや実機によるデモンストレーションなどを通じて、日本企業が持つ優れた製品や技術、システムなどへの理解を促すことを目的としています【→ P.31事例を参照ください】。

2017年度は、地方自治体との連携による水の安定供

給、省エネルギーや再生可能エネルギー技術による政策提言、ICT技術の利活用、耐震や騒音対策、教育や医療技術を用いて開発途上国の課題に貢献する提案など、13件を採択しました。

中小企業海外展開支援

2012年3月、日本政府による「中小企業海外展開支援大綱」が改訂され、中小企業の海外展開へのオールジャパンの支援体制にJICAも加わりました。以降、JICAの中小企業海外展開支援事業では、2018年3月末までに中小企業からの提案を延べ666件採択しています。2015年2月に閣議決定された開発協力大綱では、中小企業を含む民間の活動を開発途上国の経済成長を促す大きな原動力ととらえています。

日本の民間部門の技術・ノウハウを開発途上国の課題解決に役立てつつ、日本企業の活動を拡大する触媒としての役割がODAに期待されているという認識の下、JICAは中小企業海外展開支援事業を推進しています。

● 中小企業の海外展開支援全般の取り組み

この事業の特徴の一つは、日本が持つ製品・技術を自国の課題解決に活用したい開発途上国と、開発途上国市場への進出を目指す中小企業の双方がWin-Winの関係となることを目指していることです。

全国の中小企業の海外展開を支援することで、日本経済の活性化、地域活性化に貢献することも期待されています。この活動は海外展開の取り組みでありながら、日

フィリピン マニラ首都圏西地区上水道無収水対策事業

海外投融资で初の民間金融機関との協調融資、現地通貨建て融資



水道メーター検針の様子
【写真提供：Maynilad Water Services, Inc.】

JICAは2017年6月、マニラ首都圏西地区における上水道サービスの拡大・質の向上や、無収水対策を通じた配水ロスの少ない効率的な水供給の実現のため、Maynilad Water Services, Inc. (以下「マイニラッド社」)との間で、同社が実施する無収水対策事業(配水管の更新、メーター・配水制御システムの調達など)に対する融資契約を締結しました。

本案件は、マイニラッド社に出資参画する丸紅株式会社ほかの提案に基づ

く協力準備調査(PPPインフラ事業)の実施を通じ、JICAが事業計画策定段階から協力して案件形成を進めてきたものです。事業化のタイミングでは、海外投融资により資金調達をサポートするというシームレスな支援を実現しました。

また、JICAにとって、初の民間金融機関との協調融資、初の現地通貨建て融資という、シンボリックな案件でもあります。

本国内での地方創生や地域活性化にも貢献するものとなっています。例えば、企業が海外事業に取り組むことや地域の伝統技術、地元大学との共同開発技術などが海外で活用されることなどを通じて、地域経済の活性化にも貢献しています。

また、2017年度は、全国各地で「中小企業海外展開支援セミナー」を270回以上(参加者1万人以上)行いました。開発途上国側のニーズを発信する「途上国課題共有セミナー」も3回開催し、多くの参加者から有益な内容だったとの評価を受けました。

さらに、ODA事業や国内の中小企業の実情に精通した外部有識者から意見を聴取し、事業の制度改善や発展につなげることを目的とした外部有識者懇談会を3回開催しました。

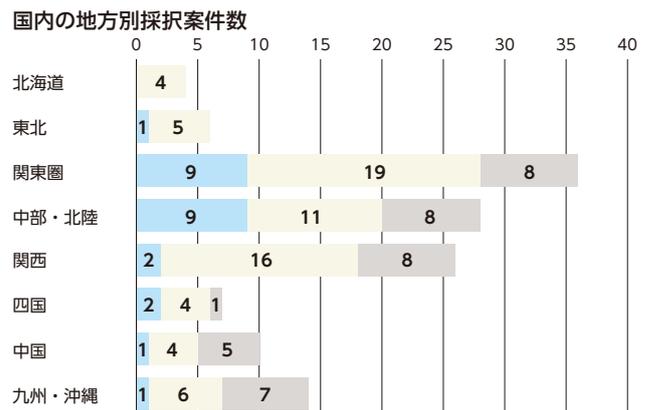
● 基礎調査／案件化調査／普及・実証事業

各企業の製品・技術の活用方法を、創意工夫に富んだ企画により提案いただく公募提案型の事業であり、2017年度は2回の公示を行いました。

基礎調査は、日本企業の開発途上国進出による開発課題解決の可能性と、ODA事業との連携可能性を検討するために、基礎情報の収集と事業計画案の策定を行うものです。2012年度から累計で113件を採択しています(2017年度は25件)。

案件化調査は、海外展開のための情報収集や相手国政府機関との関係構築を図りながら、自社の製品・技術を開発途上国の課題の解決に活用する可能性を検討するた

2017年度基礎調査／案件化調査／普及・実証事業



めの調査です。2012年度から累計で348件を採択しています(2017年度は69件)。

普及・実証事業は、開発途上国の社会経済の課題解決に役立つ中小企業の製品・技術の現地適合性を高めるための実証活動を通じ、その普及方法を検討するものです【→ 下事例を参照ください】。2012年度から累計で205件を採択しています(2017年度は37件)。

ベトナム 過積載車両取締り用走行計量システムの普及・実証事業

日本の「はかり」技術で道路問題を打開、物流改善へ



取締り実証の様子【写真提供：株式会社田中衡機工業所】

ベトナムでは、近年の急速な経済発展に伴い、物流の需要が急速に高まっています。特に過積載トラックが大幅に増加し、道路の陥没、破損やブレーキの効きが悪くなるなど、社会問題となっています。

このような状況を受け、株式会社田中衡機工業所(本社：新潟県三条市)は道路に埋め込む形で計量器を設置し、走行している車両の重量を計量する「走行計量システム」を導入。カメラでのナンバーの撮影や、それらのデータの即時送信も可能であり、過積載車両

を漏れなくチェックできることが特徴です。また、ベトナムの高温多湿の気候でも壊れにくいという堅牢性も備えています。

同システムは数々の厳しい検査を経て、ベトナムで標準品として承認を受け、実際に警察による取締りの実証実験を実施、大成功を収めました。今後は順次、全国展開する予定です。

同社は現地法人や現地パートナーによるアフターサービス体制も整えており、普及・実証事業後も自立的な活動の継続が期待されています。

地球規模課題対応 国際科学技術協力 (SATREPS)

共に「知」を創造する国際協力

年々深刻化する地球温暖化、自然災害、感染症などの地球規模の課題は、一国や一地域だけで対応することは難しく、国際社会が共同して取り組むことが求められており、科学技術によるイノベーションが課題解決に大きな役割を果たすものと期待されています。

このような状況のなか、JICAは2008年度から地球規模課題対応国際科学技術協力 (Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development: SATREPS) を開始しました。日本の科学技術をベースに、日本と開発途上国の国際共同研究によって新たな「知」を創造し、その研究成果を実社会に還元することで地球規模課題の解決を目指します。

● 実施体制

SATREPSは、環境・エネルギー、生物資源、防災、感染症の4分野5領域の地球規模課題の解決につながる、新たな知見の獲得と成果の将来的な社会実装および開発途上国の人材育成を目指し、開発途上国のニーズを基に、日本と開発途上国の研究機関が国際共同研究を実施します。

外務省・JICA、文部科学省・国立研究開発法人科学技術振興機構 (JST)・国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED) が連携してSATREPSを支援します。

日本の研究機関からJST・AMEDに提出された研究提案と、開発途上国の日本政府に対する要請内容がマッチングした案件を対象に、科学技術とODAの観点から選考が行われ、採択された案件は、JICA技術協力プロジェクトの枠組みで運営されます。

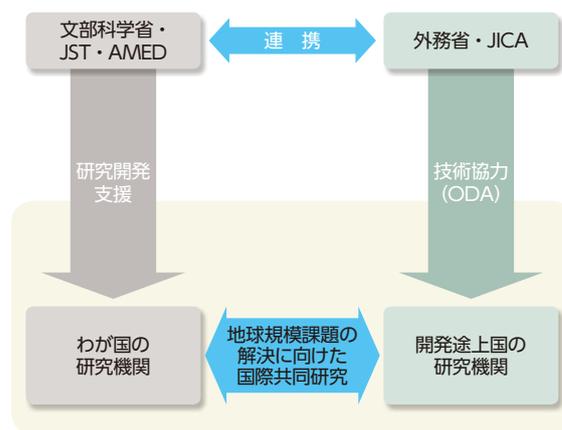


チリのサケ養殖場を視察。沿岸漁業や養殖業に打撃を与える赤潮の発生メカニズムを究明する研究が進められている

SATREPS実施体制

地球規模課題対応国際科学技術協力

- 環境・エネルギー、生物資源、防災、感染症分野の地球規模課題について、日本と開発途上国の研究機関が、外務省・JICAおよび文部科学省・JST・AMED連携による支援の下、国際共同研究を実施
- 共同研究を通じ、問題解決につながる成果を創出するとともに、開発途上国研究機関の能力向上を推進



クトの枠組みで運営されます。

JICAは技術協力プロジェクトの実施に必要な経費 (日本側研究者の派遣、相手国研究員の受入れ、機材供与、現地活動費など) を提供し、JST・AMEDは、日本国内や相手国以外の第三国で必要となる研究経費などを負担します。

● 案件の選定と実施状況

2017年度は、開発途上国からのODA要請が127件、日本側研究機関からの提案が130件あり、そのうち選考対象となったマッチング成立案件は99件でした。そのなかから最終的に9件が採択され、2008年度の事業開始以来の累計採択案件は124件となりました。エルサルバドルが新規の共同研究相手国となり、実施国 (実施準備中を含む) は計47カ国となりました。

市民参加協力

国際協力を日本の文化に

JICAは、日本の市民による国際協力活動を促進・支援し、協働して事業を行うことを「市民参加」と位置づけ、「多様なアプローチによる開発への貢献」「国際協力への理解・参加促進」「日本の地域社会への還元」を目指しています。

市民参加協力のうち、NGO、地方自治体、大学・研究機関との連携事業、開発教育支援事業について紹介します。

NGO等との連携

JICAは、NGOとの①対話、②連携、③支援を通してパートナーシップの強化に取り組んでいます。

①対話

2017年度は、NGO-JICA協議会などを通して、草の根技術協力事業の案件の質の向上と裾野拡大や、地方創生／地方活性化に向けた連携について議論を深めるとともに、今後の具体的な取り組みの方向性・内容を確認しました。

②連携

日本のNGO等がこれまで培って来た知見や経験を生かし、開発途上国の経済・社会の開発を目的に、共同で草の根技術協力事業を行っています。2017年度は21カ国を対象に40件が採択されました。また、「世界の人びとのためのJICA基金」では、市民や法人・団体の方々からの寄附金により、日本を含む9カ国・12件の活用事業を実施しました。

③支援

国際協力活動をより効果的に推進するために研修を



NGOと連携し、フィリピン・パナイ島の住民の自立支援に向けた裁縫トレーニングを実施

NGO等向けに行うとともに、現場でのNGO等とJICAの連携強化に向け、世界20カ国にNGO-JICAジャパンデスクを設置しています。

地方自治体との連携

JICAは、開発途上国に役立つだけでなく、同時に日本の地域の活性化にもつながる協力に取り組んでいます。そのなかで特に重要なパートナーとして地方自治体と連携し、草の根技術協力事業「地域活性化特別枠」などの実施を通じ、地域の国際化と、地方自治体や地元産業の海外展開の促進などに努めています。

こうした背景の下、JICAと地方自治体は、連携協定などを締結して協力を推進しています。2017年度は地方創生で著名な島根県海士町と連携協定を締結し、互いの知見を用いて開発途上国の開発や日本の地域活性化に向けて協力していくことを確認しました。

大学との連携

開発途上国の開発課題が高度化・複雑化するなか、国際協力においても、幅広く高度な知見を有する大学との連携はますます重要となってきています。

大学とJICAとの連携は、調査研究への大学教員の参画から、開発途上国での技術協力プロジェクトの包括的な実施委託まで、さまざまなアプローチにより推進されています。

また、将来、開発途上国で指導的立場につく可能性のある人材や、開発途上国の課題解決に貢献する人材を育成するために、日本の大学の修士や博士課程にJICA研修員として留学する開発途上国の人材（JICA留学生）を受け入れています。日本で学んだJICA留学生が、母国でリーダーとして活躍し、日本と開発途上国の関係が中長期的に維持・強化されることを目指して、JICA留学生受入の戦略的な拡充に取り組んでいます。

● さらなる連携の強化に向けて

JICAは、大学との幅広い連携を組織的に強化・推進することを目的に、2017年度は、新たに1大学と包括連携協定を締結し、現在、国内の36大学と包括連携協定、連携覚書に基づいた協力を推進しています。



北岡理事長を囲む各国からのJICA留学生。JICAは政策研究大学院大学 (GRIPS) と協力して、日本の開発経験を学ぶ機会を提供している

● JICA留学生受入について新たな取り組み

JICA留学生の受入れが今まで以上に統一的・効率的に行われるよう、受入れに関する大学との覚書を2017年度内に29大学と新たに締結し、そのうち18大学と覚書に基づいたJICA留学生の受入れを開始しました。

また、2017年度から、日本をより深く理解してもらうために、日本の近現代の開発の歩みに関する短期講座「日本理解プログラム」を開始し、2017年度は197名がこの講座を受講しました。

学校現場や市民に国際協力の理解を広げる — 開発教育支援事業 —

● JICA地球ひろば

東京都市ヶ谷の「JICA地球ひろば」、愛知県名古屋市東区の「なごや地球ひろば」、北海道札幌市の「ほっかいどう地球ひろば」では、「見て、聞いて、触って」体験できる

展示を行っています。国際協力の経験を持つ「地球案内人」から説明を受け、展示を触って体感しながら、開発途上国の現状や地球規模の課題、国際協力活動を学ぶことができます。他のJICA国内拠点でも国際協力に関するさまざまな情報提供を行っています。

2017年度、3カ所の「地球ひろば」では国連の持続可能な開発目標 (SDGs) に関する展示を開催。児童・生徒に加え、民間企業や地方自治体関係者などの来訪者も数多くあり、SDGsに対する理解を深めました。

● 学校現場での開発教育推進のために

JICAは、世界が直面する開発課題の様相と日本との関係を知り、それを自らの問題としてとらえ、主体的に考える力、また、その根本的解決に向けた取り組みに参加する力を養うため、生徒向けの出前講座や教員向けの研修など開発教育を推進する事業を実施しています。

SDGsのゴール4 (教育) においては、持続可能な開発のための教育の推進がうたわれており、また、2020年度以降施行される新学習指導要領では「持続可能な社会の創り手の育成」の重要性が掲げられています。

このようななか、国際協力の知見や情報、人材を有するJICAの教育現場で果たす役割は大きくなっており、各地で開発教育、国際理解教育関係者に加え、環境教育、多文化共生などに関わる学校関係者、NGO、行政機関などと連携した事業を推進しています。また、文部科学省とも、スーパーグローバルハイスクール事業などにおいて連携をしています。

授業で使える10分映像集

世界の課題を「ジブンゴト」ととらえる映像教材



映像教材を用いた授業。ニジェールの学校の様子を真剣な眼差しで見る小学生たち

新学習指導要領で重視される「持続可能な社会の創り手の育成」と「グローバル化への対応」。この必要性は、十分に理解されつつも、多忙な業務のなか、先生方には新たな授業を準備する時間がないのが現状です。

先生方に負担をかけず、生徒に世界の問題を「ジブンゴト」として考えてもらえるよう、JICAは授業でそのまま使える10分映像教材を作成しました。

4つのテーマ (国際協力・教育・難民・イスラム) について、視聴後に生徒同士が多様な意見交換を重ねるアクティブラーニング型教材で、参考教材や授

業実践事例もあわせて、JICAウェブサイトで紹介しています。

地球ひろばで実施した開発教育指導者研修では、23名の先生方がこの教材の活用について議論し、日本国際理解教育学会の先生方の指導の下、各地で授業を実践。

「正解がない課題だからこそ、迷いながらも有意義な議論が繰り広げられた」「生徒の当事者意識が形成された」といった感想が寄せられ、学校での活用が始まっています。

ボランティア

「いつか世界を変える力になる」—市民が主役の国際協力—

JICAボランティア事業は、開発途上国の経済・社会の発展や復興のため、高い志を持って自発的に協力しようとする市民の活動を支援するものです。青年海外協力隊を中心とするこの事業は、日本政府・JICAの草の根レベルの国際協力の代表的な事業として広く認知され、相手国から高く評価されています。また、近年は日本の地域社会の活性化に貢献できる人材や、グローバルな視点を持った貴重な人材を育成する事業としても評価、期待されています。

● JICAボランティア事業とは

JICAボランティア事業は、1965年度の青年海外協力隊の派遣(ラオス、フィリピン、カンボジア、マレーシア、ケニアの5カ国、29名)に始まり、半世紀を超えて連綿と受け継がれ、発展してきました。国内外の環境が大きく変化するなかで派遣形態や制度を柔軟に見直しながら、2018年3月末現在、20歳から39歳までを対象とする青年海外協力隊を中心に、40歳以上を対象とするシニア海外ボランティア、日系社会への貢献を目的とした日系社会青年ボランティアと日系社会シニア・ボランティア、1年未満の短期ボランティアなど、さまざまな形態で活動を展開しています。これまで、ボランティア全体で累計約5万2,000人(うち青年海外協力隊は4万3,000人超)が顔の見える国際貢献に取り組みました(2018年3月末現在)。

なお、2017年度秋の年次公開検証*1の指摘事項などを踏まえ、国民参加型事業として時代に即した制度見直しを進めています。

● 世界と日本を元気にする人材の育成にも貢献

近年、JICAのボランティア事業は、開発途上国の人々と共に暮らし、共に活動する経験を通じ、問題解決能力、コミュニケーション力、異文化適応力などのグローバル人材としての素養が培われる事業として高く評価されています。

帰国した隊員等には、多様な文化や社会を受け入れ、対話し、行動できる人材として、国内外の課題解決への貢献が期待されており、日本の地域社会において、国際化、子育て支援、震災後復興など、地域の活性化のために活躍する人が増えています。

このように、JICAボランティア事業は、「世界と日本



ラオス・ルアンパバーンの子ども文化センターで地域に伝わる伝統人形劇を復活させ、子どもたちの情操教育を支援する青年海外協力隊員

を元気にする」事業として注目されています。帰国隊員等に対する民間企業からの求人数は、2009年の304件から2017年の1,925件に増え、経験者採用枠や受験時優遇措置などを導入する地方自治体や教育委員会も増加しています。2017年度に措置の実施が確認されているのは18大学、38教育委員会、68自治体でした。

● 日本国内のさまざまなパートナーとの連携を強化

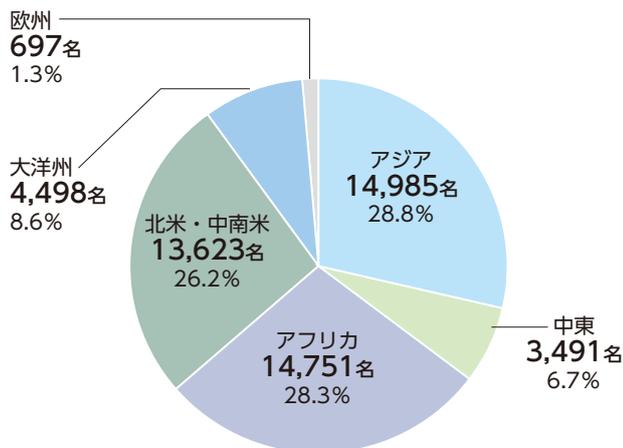
JICAボランティア事業では、日本国内の地方自治体、企業、大学などが有する技術や知見を開発途上国の課題解決に生かすため、これらパートナーとの連携を推進しています。

こうした連携は、開発途上国の開発課題への貢献だけでなく、各パートナーが目指す国際化に対応する人材育成にも貢献しています。2017年度に新規に派遣した連携ボランティアの人数は、自治体連携11人、民間連携22人、大学連携169人でした。

また、現職教員のJICAボランティア事業への参加促進により、日本の教育現場における開発教育・国際理解教育の促進や外国籍児童などへの対応にも寄与しています。2017年度に派遣した人数は109人でした。

● 多様化する開発課題への貢献

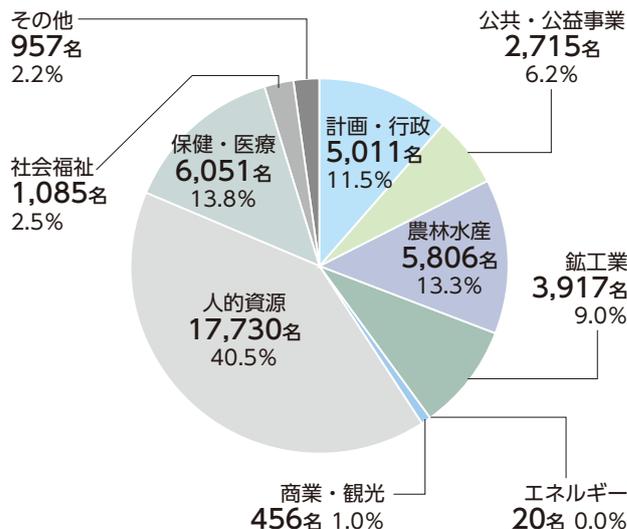
さらに、多様化する開発途上国の開発課題に対応するため、JICAの他事業や海外のボランティア機関との連携に取り組んでいます。また、ボランティア活動に関する相手国からの要請の発掘・形成から募集・選考・研修・



活動中支援など、事業の各段階において開発課題の解決を視野に入れた取り組みを進めています。

例えばミクロネシアでは、環境教育分野のボランティアが技術協力プロジェクト専門家の助言を得ながら、「3R (Reduce-Reuse-Recycle) + リターン^{※2}」を原則とした住民のごみに対する意識啓発活動を実施しています。学校やコミュニティを対象に展開しており、廃棄物処分場の整備・改修に関わる人材育成も行っています。

こうした「3R+リターン」に関する支援は、フィジーでは学校の環境教育活動 (クリーンスクールプログラム)に取り入れられるなど、大洋州地域(ミクロネシア、マーシャル、フィジー、パラオ、パプアニューギニア、バヌアツ、トンガ、ソロモン、サモア)で協力が広がっ



ています。

また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた国際貢献として日本政府が掲げる「Sport For Tomorrow」プログラムに貢献し、開発途上国の多くの人々へスポーツの価値を伝える取り組みの一環として、体育・スポーツ分野の協力隊員等の派遣を推進しています【➡ 下事例を参照ください】。

さらに、国際ボランティア会議への参加、国連ボランティア計画や米国平和部隊などとの連携を通じ、知見と成果の共有・発信を図っています。

※1 行政改革推進会議の下、外部有識者が参加し公開で事業の検証を行うものです。
 ※2 リターンとは、有機ごみの自然へのリターンと、有価物や処理困難物の島外(リサイクル市場)へのリターンを指します。

ボツワナ 青年海外協力隊 (ソフトボール指導)

目標は2020年東京五輪出場！



隊員から指導を受けるボツワナ代表選手

ボツワナのソフトボールは、1970年初頭、米国平和部隊を通じて草の根レベルで始まり、現在、選手人口4万人を超える国民的スポーツとして全土で各種リーグが開催されています。

青年海外協力隊の中村藍子隊員は、2017年1月から同国のソフトボール競技を総括するボツワナソフトボール連盟に派遣され、代表チームおよび学生や社会人チームに対する技術指導に取り組んでいます。

中村隊員が赴任してから男子代表チームが過去最高位となる世界トップ

8入りを果たし、女子代表チームは、世界選手権(2018年・日本)への出場権を獲得するなど、目覚ましい躍進を遂げています。

代表選手たちは、「藍子が来てから、私たちは変わった。夢はオリンピック出場」と語っています。また、中村隊員から指導を受けた代表選手たちは、試合後に自主的にグラウンド整備に取り組むなど、技術面だけではなく競技に対する意識や姿勢も変わり、選手としての誇りを国民に示し、多くの夢や感動を与えています。



国際緊急援助

一つでも多くの笑顔を取り戻すために

● JICAの災害緊急援助体制

JICAは、海外で大規模な災害が発生した場合に、被災国政府または国際機関からの要請に基づき、緊急援助を実施しています。支援の形態には、国際緊急援助隊 (Japan Disaster Relief Team: JDR) の派遣と、緊急援助物資供与の2つがあります。

国際緊急援助隊には、救助チーム、医療チーム、感染症対策チーム、専門家チーム、自衛隊部隊の5種類の援助形態があります。国際緊急援助隊は被災国の要請に基づき、わが国の外務大臣が派遣を決定し、JICAが派遣の実務を担います。他方、緊急援助物資供与は、JICAが実施する活動です。国際緊急援助隊は2017年9月、発足30周年を迎えました【→ P.9を参照ください】。

● 国際緊急援助隊事務局の業務

1. 国際緊急援助隊派遣

海外の被災地に対する緊急援助の実務を担うのが、JICAの国際緊急援助隊(JDR)事務局です。JDR事務局は、国際緊急援助隊の派遣が決定されると、隊員の選考、航空機の手配、携行資機材の選定など派遣の準備を行うほか、隊員が現地で円滑に活動できるよう、JDR事務局員等を業務調整員として派遣します。

代表的なチーム派遣には、救助チーム、医療チーム、感染症対策チームがあります。

被災者の捜索・救助活動を実施する救助チームは、国

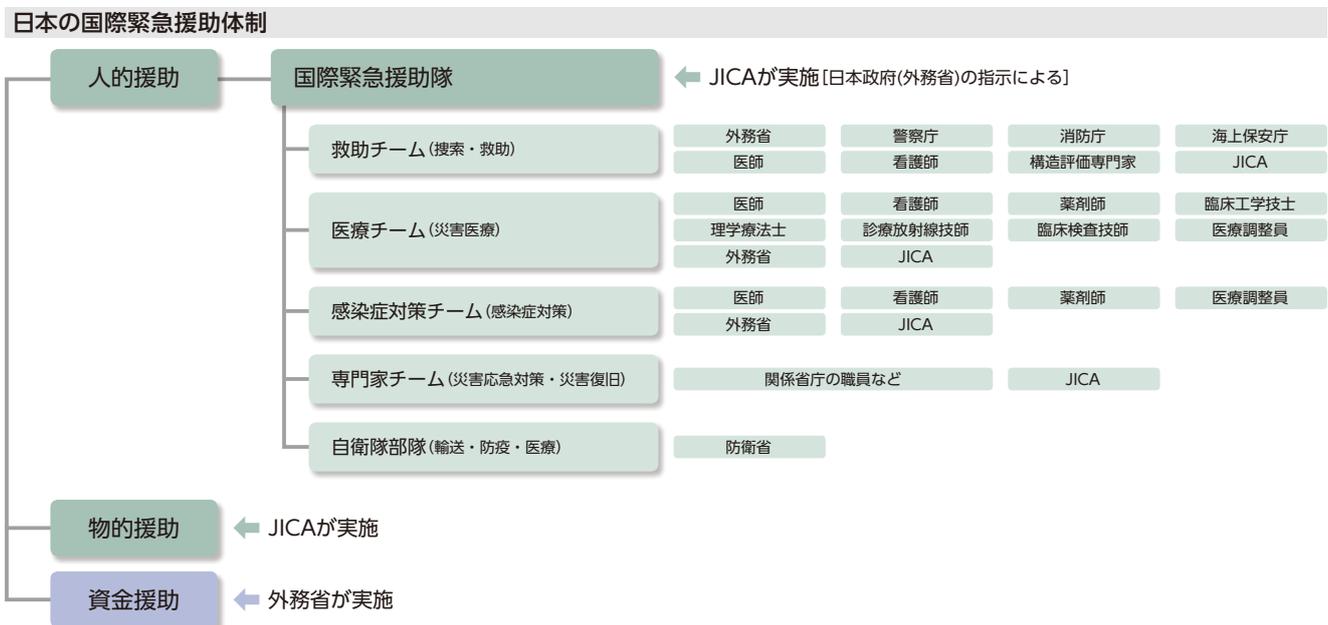
際的な基準に基づいて世界中の救助チームの能力を評価する国際捜索救助諮問グループ(INSARAG)の外部評価において、最も高い能力を有する「ヘビー(重)」級チームとして認定されています。2017年9月に発生したメキシコ地震の際も救助チームが派遣され、夜を徹して捜索・救助活動を行いました。

医療チームは、被災国での医療支援を実施します。同チームは、2016年10月に世界保健機関(WHO)から、緊急医療チーム(Emergency Medical Team: EMT)としての国際認証を取得しました。また2017年2月には、JDR医療チームが主導した災害医療情報の標準化手法「Minimum Data Set: MDS」が国際標準としてWHOに採択されました。JDR事務局は今後、MDSの普及・拡充に貢献していきます。

感染症対策チームは、国際的な感染症の流行に対応するため、2015年10月に新設され、隊員募集や研修を実施してきました。2016年7月には、コンゴ民主共和国における黄熱の流行に対し、初の派遣を行いました。

2. 緊急援助物資供与

緊急援助物資を被災地へ迅速かつ確実に供与するために、JDR事務局は事前に物資を調達し、世界6カ所の倉庫に備蓄しています。2017年度は合計16回の物資供与を行い、キューバ、ドミニカを襲ったハリケーンやベトナムにおける洪水など、さまざまな災害に対して支援を



2017年度緊急援助実績 (2017年4月～2018年3月 計20件)

No	支援時期	被災国・地域	災害区分	援助区分	派遣人数・供与物資
1	2017年 4月	コロンビア	洪水	物資供与	発電機
2	4月	スリランカ	ごみ処分場堆積物崩落	物資供与	テント、スリーピングパッド、ポリタンク、浄水器、発電機
3	4月	スリランカ	ごみ処分場堆積物崩落	専門家チーム	11名
4	4月	スリランカ	ごみ処分場堆積物崩落	物資供与(追加)	灯光器、ヘッドライト、ガス検知器、GPS、簡易トイレセット
5	5月	スリランカ	豪雨	物資供与	テント、プラスチックシート、スリーピングパッド、ポリタンク、浄水器、簡易水槽、発電機
6	5月	スリランカ	豪雨	専門家チーム	10名
7	8月	シエラレオネ	洪水	物資供与	テント、プラスチックシート
8	8月	ネパール	洪水	物資供与	テント、毛布、プラスチックシート
9	9月	キューバ	ハリケーン	物資供与	ポリタンク、浄水器、簡易水槽、発電機
10	9月	アンティグア・バーブーダ	ハリケーン	物資供与	テント、プラスチックシート、スリーピングパッド、ポリタンク、浄水器
11	9月	メキシコ	地震	救助チーム	調査チーム 2名、本隊 72名
12	9月	ドミニカ	ハリケーン	物資供与	テント、毛布、プラスチックシート、スリーピングパッド、ポリタンク
13	10月	バヌアツ	火山	物資供与	毛布、プラスチックシート
14	10月	ベトナム	洪水	物資供与	毛布
15	10月	マダガスカル	ベスト	物資供与	体温計、マスク、毛布
16	11月	ベトナム	台風	物資供与	浄水器
17	2018年 2月	台湾	地震	専門家チーム	8名
18	2月	モザンビーク	洪水	物資供与	テント、毛布、スリーピングパッド、浄水器
19	2月	トンガ	サイクロン	物資供与	テント、プラスチックシート、発電機、ポリタンク
20	3月	パプアニューギニア	地震	物資供与	テント、毛布、浄水器、プラスチックシート、スリーピングパッド、ポリタンク、簡易水槽

実施しました。

3. 平時からの応急対応への備え

いざ大規模災害が発生した際に迅速かつ的確な支援を実施するためには、平時の備えが重要です。チーム派遣に関しては年間を通じて種々の研修・訓練を実施し、隊員候補者の能力強化を図っています。

国際連携に関しては国連人道問題調整事務所(UNOCHA)、WHOをはじめとした関係国際機関などとの連携強化を

図っています。また、JICAの社会基盤・平和構築部が主導するASEAN災害医療連携強化 (ARCH) プロジェクトを通じて、ASEAN地域における災害医療の連携体制の構築と能力強化に貢献しています【➡ P.23を参照ください】。

近年、世界で発生する自然災害は規模、件数ともに拡大傾向にあり、災害多発国として経験の多い日本の国際緊急援助は重要度を増しています。JDR事務局では応急対応から復旧・復興に向けたシームレスな支援の展開に向け、他部門との連携を強化しています。

台湾 地震被害に対する国際緊急援助隊専門家チーム派遣

夜を徹した捜索活動のサポートに感謝の声



台湾救助部隊に機材の使用方を指導

2018年2月7日に台湾東部で発生した地震により甚大な被害が発生していることを受け、日本政府は計8名から成る国際緊急援助隊専門家チームを現地へ派遣しました。専門家チームは花蓮県の被災現場に到着後、台湾の救助部隊が実施する行方不明者の捜索・救助活動への支援を直ちに開始しました。

生存者救出のためには、災害発生後72時間以内の救助活動が極めて重要です。専門家チームは、台湾当局による懸命な行方不明者の捜索・救助活動を支援するため、日本から持参した瓦

礫の上から生命反応を探索するための機材の利用方法を台湾救助部隊に指導し、現場での技術支援活動を夜通し実施しました。

活動中、台湾の蔡英文総統が活動現場を訪問。日本政府に対する謝辞が述べられました。また、現場で救助部隊の陣頭指揮を執った内政部消防署特種捜救隊の梁隊長からも、専門家チームによる夜を徹した活動と、捜索活動への技術的助言に対する感謝が伝えられました。

研究活動

日本の開発経験や国際協力についての研究・発信を強化

JICA研究所は、開発援助機関として蓄積してきた多くの経験とノウハウを生かし、「開発途上国における開発課題分析とJICA事業戦略への貢献」と「国内外への発信強化と開発援助潮流のリード」を主要な目的として研究業務を行っています。

研究業務を通じて得られた成果は、ワーキング・ペーパーや書籍の発行、セミナー・シンポジウムの開催、国際会議における発表など、多様なチャンネルでの発信を図っています。

● 研究活動の基本方針

1. 複合的視点

分野横断型の研究を実施し、開発途上国の諸問題を、人間・国家・市場・社会といった複合的な視点から分析します。

2. 過去と未来の融合

世界のあらゆる開発援助機関の経験とこれまでの研究成果を踏まえ、未来の援助活動につなげます。

3. 日本およびアジアの経験の発信

日本の成長経験と、開発援助を通じて日本が深く関わったアジア諸国の成長経験を分析し、他地域の開発援助に生かす方法を探ります。

4. 世界への発信と開かれた活動

国内外の研究機関、開発援助機関、政府組織、民間企業、NGOなどに向けて、研究過程とその成果を広く発信します。

● 重点研究領域

1. 平和と開発

武力紛争の予防と管理、紛争後の平和構築を迅速かつ有効に進める方法を探るために、過去の経験を比較分析します。

2. 成長と貧困削減

日本とアジア諸国は、成長を実現し貧困を克服した成功例として、国際社会から評価されています。そうした事例を人間・国家・市場・社会という複合的な視点から見つめ、アフリカ諸国などの経済発展と比較分析します。

3. 環境と開発／気候変動

地域や地球規模での環境破壊は、開発途上国の人々の安全保障を脅かす大きな要因です。自然科学分野の知見、援助現場での経験やデータを踏まえ、環境保全策の推進

方法や、気候変動による環境変化への適応策の策定に貢献する研究を進めます。

4. 援助戦略

人々、組織、社会といった多層にわたる能力の向上を目指す「キャパシティ・ディベロップメント」のアプローチや、「人間の安全保障」「質の高い成長」の理念などに基づき、援助のあるべき姿を、日本の経験と知見を生かしながら研究することで、開発協力のあり方を提言します。

● 2017年度の成果

これらの方針や領域に基づき、2017年度は28の研究プロジェクトを実施し、その成果の発信に努めました。

1. 研究成果の発信

JICA研究所では研究成果を論文にまとめ、ワーキング・ペーパーとして世界の開発協力に関わる人々に向けて発信しています。2017年度は、20本のワーキング・ペーパーを発行しました。

例えば、JICA事業への貢献の一例として、東部ウガンダで行われた技術協力プロジェクトによるコメ生産に関する技術普及が生産性へ及ぼした影響について検証を行い、ワーキング・ペーパーNo.161 “Long-term and Spillover Effects of Rice Production Training in Uganda”としてまとめました。



2017年度発行の書籍

研究成果を書籍としても取りまとめています。2017年度は、英文書籍が4冊、和文書籍が4冊発刊されました。

英文書籍では、研究プロジェクト「バングラデシュにおけるリスクと貧困に関する実証研究」について、一連の研究成果をまとめた書籍“*Economic and Social Development of Bangladesh—Miracle and Challenges*”が発刊されました。本書は、独立のわずか2年後の1973年から日本が多岐にわたる協力を行ってきたバングラデシュを対象に、豊富なマイクロデータに基づく定量的な手法を用いて、同国が歩んだ構造転換の経緯を多面的かつ詳細に分析したものです。

和文書籍では、日本の途上国開発への貢献を長期的な観点から分析した「プロジェクト・ヒストリー」シリーズの第17～20弾として、バングラデシュの廃棄物管理、タイの東部臨海開発計画、フィリピンの台風ヨランダからの復興、インドのデリーメトロ建設を取り扱った4冊の書籍を発刊しました。

このほか、研究プロジェクトの成果は多くの書籍や学術誌、学会発表などを通して発表されており、学識者に広く共有されています【➡ 下事例を参照ください】。

2. 国際機関、研究機関との連携

JICA研究所は研究活動を進めるにあたって、内外の研究機関や援助機関とのパートナーシップに基づくネットワーク型の研究を重視しています。

一例を挙げると、これまで2年間にわたって共同研究



CSISとの共同研究の2年次成果報告書発刊イベントでは、国際機関、開発途上国、民間企業など、多様な立場から活発な議論が行われた

を実施してきた米国の戦略国際問題研究所 (Center for Strategic and International Studies : CSIS) と2017年9月、2年次成果報告書“*Harnessing the Data Revolution to Achieve the Sustainable Development Goals: Enabling Frogs to Leap* (SDGsとデータ革命：リープフロッグをどのように導くか)”の発刊イベントを開催し、データ革命によるSDGsへの貢献、データ技術の活用による開発途上国の「リープフロッグ(飛躍的發展)」について議論しました。

このほか米国のコロンビア大学政策対話イニシアチブ (Initiative for Policy Dialogue: IPD) やブルッキングス研究所、世界的な開発研究者のネットワークである Global Development Network (GDN) などの研究機関と共同研究を進めています。

研究内容や出版物などの詳細は ➡ [JICAウェブサイト「JICA研究所」](https://www.jica.go.jp/jica-ri/ja/index.html) <https://www.jica.go.jp/jica-ri/ja/index.html> をご覧ください。

インフラ事業の研究分析と発信

社会インフラの需要予測、女性の社会進出との関係などを明らかに



第50回アジア開発銀行年次総会のサイドイベント「アジアにおけるインフラギャップの解消」の様子

2017年5月に横浜で開催された第50回アジア開発銀行年次総会のサイドイベントで、研究プロジェクト「アジアのインフラ需要推計にかかる研究」の中間成果を発表しました。経済インフラだけでなく、病院や学校などの社会インフラ、災害関連インフラの需要予測の必要性に言及し、インフラ整備を巡る各国の現状、拡大する需要に対応するための政策課題を議論しました。

このほか、インフラとジェンダー平等の関係に着目した研究も行っていま

す。日本が円借款などを通じて建設を支援した、インドのデリーメトロが女性の社会進出に与えた影響について分析。女性専用車両や監視カメラの導入、啓発活動により、女性が安全かつ自由に移動できる範囲が拡大し、そのことが女性の労働参加率の向上にも寄与している点を明らかにしました。

分析結果については、世界銀行のワークショップ (ieConnect for Impact Workshop) や日本評価学会で発表しました。

開発パートナーシップとSDGsへの取り組み

幅広いアクターと連携し、SDGs達成に貢献する取り組みを促進

新興国の成長が加速化する一方、グローバル化から取り残される国はまだまだ多く、地域内・各国内の格差の拡大が懸念されます。また、開発課題は複雑化・多様化しています。

2015年に国連で採択された持続可能な開発目標(SDGs)を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、ODA以外も含めた資金、技術、能力構築といった実施手段の強化や効果的なパートナーシップの推進を掲げています。開発途上国に向けた資金全体に占めるODAの割合が減少するなか、SDGs達成はODAなどの公的資金のみでは困難であり、民間資金の動員をはじめ多様なパートナーシップやアプローチが不可欠です。

JICAは、事業で最大のインパクトを生み出し、SDGs達成に貢献するため、新たなアクターを含む幅広い国内外のパートナーとの連携・共創に取り組んでいます。

● SDGs達成に向けたJICAの取り組み

JICAは、SDGs達成に向けた方針^{*1}の下、国内外で取り組みを進めています^{*2}。

国外では、SDGs達成に向けた課題の解決を目指す国際機関「アフリカ地域持続可能な開発目標センター(SDGC/A)」(2015年設立、本部はルワンダ)と2017年

SDGsの17ゴール



10月、業務協力協定を締結^{*3}。飢餓・栄養(ゴール2)、健康(ゴール3)、質の高い教育(ゴール4)などに向けた協力の推進、開発の知見の発信をSDGC/Aと進めています。

国内では、2017年11月にSDGs関連シンポジウムを日本経済新聞社と共催するなど、日本経済団体連合会(経団連)、日本証券業協会、メディア、大学など多様なパートナーとの連携により、SDGsへの理解と取り組みの推進を図りました【➡ 下事例を参照ください】。

^{*1} 2016年9月にSDGs達成のための取組方針を定めたポジション・ペーパーを策定・公開。https://www.jica.go.jp/aboutoda/sdgs/ku57pq00001qfok2-att/JICA_torikumi.pdf

^{*2} JICAウェブサイト[SDGsの取り組み] https://www.jica.go.jp/aboutoda/sdgs/index.html

^{*3} 2018年3月には、JICA理事長がSDGC/A運営委員会理事に就任しています。

日経社会イノベーションフォーラム「SDGsから考える持続可能な社会」

民間と連携したSDGsの取り組みを広く発信



パネルディスカッションの様子

JICAは2017年11月、「SDGsから考える持続可能な社会」フォーラムを日本経済新聞社と共催しました。

フォーラム冒頭、JICA理事長は「SDGs達成には国内外パートナーとの連携が必須」、「JICAはSDGsをプラットフォームとし、途上国開発のカタリスト(触媒)、アクターとして取り組む」と表明。「SDGsに挑む企業 新たな時代の開拓者」と題したパネルディスカッションでは、日本企業の経

営層やJICA役員が、SDGs達成に向けたJICAと企業の連携強化に向けた課題を事例とともに議論し、多様なパートナーシップを通じたアイデアや価値の共創を呼びかけました。

イベントには民間企業を中心として600名以上が参加し、SDGsに向けたパートナーシップ強化の取り組みに熱心に耳を傾けました。



2017年5月、横浜でのADB年次総会で保健分野におけるADB・JICAの協力覚書を締結。署名式にて、左から北岡伸一JICA理事長、木原稔財務副大臣、中尾武彦ADB総裁

● 国際的な開発機関とのパートナーシップ

SDGs達成のためには、他の開発機関との緊密なパートナーシップにより、ドナーごとに得意な分野・技術を補完し合ったり、単独では対応が難しい課題に対してより効果的・効率的な支援を提供したりすることが求められます。さらに、国際的な開発援助の議論に参画し、JICAの経験・知見を発信することは、世界の開発の取り組みの質的な向上と、日本の経験・アプローチに対する理解につながります。

そこで、いくつかのドナーとは戦略的開発パートナーとして、定期協議を行っています。2017年度は、世界銀行総裁とJICA理事長が参加するハイレベル対話(4回目)を実施し、民間資金動員や民間セクター開発における連携強化や、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)*4達成に向けた取り組みを共に推進することなどについて合意しました。このほかアジア開発銀行

(ADB)、国連開発計画(UNDP)、国連難民高等弁務官事務所(UHCR)とも定期的な協議を行いました。

さらに、横浜で開催されたADB年次総会(5月)、東京で開催された国際女性会議WAW!(11月)やUHCフォーラム(12月)【→ P.10を参照ください】など多くの国際会議・セミナーにおいて、JICA理事長ほかが基調講演やパネルに登壇し、JICAの考えや取り組みなどを積極的に発信しました。

● 新興国とのパートナーシップ、南南・三角協力

上記の伝統的な開発機関に加え、韓国、中国、タイ、インドネシア、ブラジル、トルコなどの新興国が開発協力実施国となるなか、日本の長期にわたる開発協力実施国としての経験を背景に、JICAはこれら新興国との対話を通じて、援助アプローチや開発課題への取り組みの共有を進めています。具体的には、中国輸出入銀行、韓国国際協力団(KOICA)や韓国輸出入銀行対外経済協力基金(EDCF)との定期協議などを実施しています。

また、新興国・開発途上国の開発経験の共有を促進する南南・三角協力については、JICAの長年の経験が国際社会から高く評価されています。2017年度はトルコで開催された「国連南南協力EXPO」で、トルコ政府との三角協力「アフガニスタン女性警察官支援」を題材に、各関係者のオーナーシップや、関係各国間をつなぐ調整役の重要性などを国際社会に発信するなど、さまざまな国際会議でJICAの経験を発信しています。

*4 「すべての人が、生涯を通じて健康増進・予防・治療・機能回復に関する基礎的なサービスを、必要なときに負担可能な費用で受けられること」を示す概念。

アフリカ地域 アフリカのきれいな街プラットフォーム

きれいな街の実現を目指し、国内外の知見を結集



モザンビーク・マプトでのプラットフォーム設立準備会合にて

アフリカの都市部では、経済成長と人口増加に伴いごみ問題が深刻化し、人々の健康な暮らしに悪影響を与えています。

JICAはこの現状を踏まえ、アフリカ29カ国・58都市(2018年3月末時点)、環境省、横浜市、国連環境計画などの国際機関、NGOなどが参加する「アフリカのきれいな街プラットフォーム」の設立を主導。2017年4月、モザンビークの首都マプトで設立に至

りました。

プラットフォームでは、SDGsのゴール11、12に挙げられている「都市の衛生環境の改善」「廃棄物の適正な管理」などへの貢献を目指し、年次会合や横浜での研修、SNSによる情報交換などの活動を実施します。JICAはこれらの活動の支援を通じて、都市の廃棄物管理に関する日本とアフリカ各国の知見や経験の共有、官民の資金動員を推進しています。

移住者・日系人支援と日系社会との連携強化

中南米全体で約213万人の日系人が、さまざまな分野で活躍し、移住先国の発展や日本との「懸け橋」として重要な役割を果たしています。

● 移住先国の環境の変化と課題

JICAは、戦後の国の政策による中南米などへの移住者に対し、移住先国での定着と生活の安定を図るための支援を行ってきました。現在は、日系社会の成熟や世代交代による課題の変化に対応するための高齢者福祉や人材育成を中心とした支援、日系社会との連携強化に取り組んでいます。

2017年には、岸田外務大臣(当時)の下、「中南米日系社会との連携に関する有識者懇談会」が立ち上げられ、北岡JICA理事長が委員として参加しました。懇談会での議論を基に、オールジャパンでの日系社会との連携を深める取り組みが進んでいます。

● 主な事業と取り組み

1. 知識普及

JICA横浜の海外移住資料館では、一般の人々、特に次代を担う日本の若い世代に、海外移住の歴史や移住者・日系人への理解を深めてもらうことを目的に、移住者の渡航関連記録や移住者からの寄贈資料の常設展示、さまざまなテーマでの企画展示、移住関連図書・映像資料を取めた図書資料室やウェブサイトによる情報提供と調査研究を行っています。2017年度の訪問者は4万8,239人、開館以来の訪問者数は50万人を超えました。

2017年度の企画展示としては、「ハワイ日系人の歩み」「メヒコの心に生きた移民たち」「広島から世界へ 移住の歴史と日系人の暮らし」「南国土佐をあとにして一海を渡った「いっごそう」」を開催しました。

2. 移住先国での支援

ポリビアの移住地診療所とブラジルのアマゾニア病院の運営、ブラジル、パラグアイ、ポリビア、ドミニカ共和国での巡回診療、高齢者福祉事業、現地日系日本語教師を養成・確保するための事業を助成しました。

3. 次世代の人材育成

移住者の子孫である若者を日本に招き、



中学生招へいプログラム。ワークショップで発表する研修員

体験入学やホームステイなどを通して、日本の文化・社会への理解を深め、日系人としてのアイデンティティを向上させるため、中学生、高校生、大学生対象の招へいプログラムを実施し、2017年度は合計101人を受け入れました。

また、日本の大学院で就学する日系人に対する側面的な支援として、滞在費、学費などを支給し、次世代のリーダーを育成しています。2017年度には新たに5人を受け入れました。

4. 日系社会と地域社会への支援

日系社会への技術協力、活性化支援、日系社会を通じた相手国の発展への支援として、日系社会で日系人の人々と共に生活し、日本語教育や保健、福祉などの分野で協力する日系社会ボランティアを派遣しています。2017年度は81名を新たに中南米地域に派遣しました。

また、「現職教員特別参加制度(日系)」を通じて2017年度は9人の現職教員を1年9カ月間の予定でブラジルとパラグアイに派遣しました。日本国内の国公立学校の教員を現地政府公認校へ派遣し、帰国後は、その経験を生かし、日本国内での日系人子弟に対してより適切に対応し、活躍すること

が期待されています。

さらに、日本国内の大学、地方自治体、公益法人、民間企業などの提案により、日系研修員を受け入れて、各国の国づくりへの協力と、国を超えた交流の促進を図っています。2017年度は163人を受け入れました。

5. 日系社会と民間セクターとの連携事業

日本企業と日系人が経営に携わる企業などとのパートナーシップ促進を図るため、2017年度は中南米日系社会との連携調査団をブラジルに派遣しました。その結果、JICA民間連携事業などを活用する企業、または独自で中南米への海外展開や国際協力をを行う企業も出てきています。



大学生招へいプログラム。東京農業大学で実験する日本人学生と研修員



パラグアイ：エンカルナシオン日本人会のグラウンドで
[写真：柴田大輔]

協力形態と事業運営

技術協力

● キャパシティ・ディベロップメント

技術協力は、開発途上国の人々が直面する開発課題に自ら対処していくための総合的な能力向上(キャパシティ・ディベロップメント)を目指す、人を介した協力です。日本の技術をそのまま開発途上国に適用するのではなく、相手国の地域性や歴史的背景、言語などを考慮して、その国に最適な課題解決方法を、その国の人々と共に探っていきます。人材育成のみならず、組織体制の強化、政策立案・制度構築などを通じた重層的な支援を実施しています。

● 技術協力のさまざまなメニュー

1. 専門家派遣

開発途上国の協力の現場に日本人専門家を派遣して、相手国の行政官や技術者に必要な技術や知識を伝えるとともに、協働して現地に適合する技術や制度の開発、啓発や普及などを行います。

2. 研修員受入

日本や日本以外の国において、開発途上国の当該分野の開発の中核を担う人材に対し、それぞれの国が必要とする知識や技術に関する研修を行います。

3. 技術協力プロジェクト

「専門家派遣」や「研修員受入」のほか、必要な機材の供与を最適な形で組み合わせて実施する、技術協力の中心的な事業です。

技術協力プロジェクトの一つの種類として、「地球規模課題対応国際科学技術協力」(SATREPS)があります
[→ P.53を参照ください]。

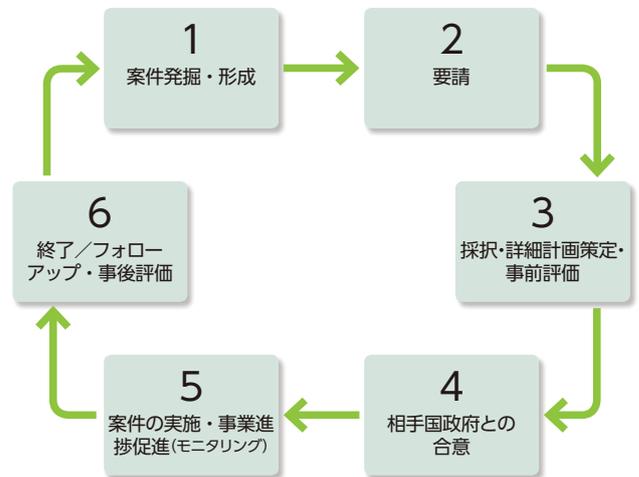
4. 開発計画調査型技術協力

開発途上国の政策立案や公共事業計画の策定などを支



ミャンマー：国営放送局のミャンマーラジオテレビ局(MRTV)のヤンゴン支部。収録スタジオのオペレーションルームで、スタッフの動きを確認するJICA専門家(MRTV能力強化プロジェクト)【写真：久野真一】

プロジェクトサイクル



援するとともに、相手国に対し、調査・分析手法や計画の策定手法の技術移転を行います。

● 技術協力の流れ

技術協力は、大きく以下のプロセスに従い実施します。

① 案件発掘・形成

開発途上国との対話やJICA在外事務所による情報収集により、案件発掘・形成を行います。

② 要請

相手国政府からの「要請」を日本政府が受領します。

③ 採択・詳細計画策定・事前評価

外務省、関係各省、JICAによる検討の後、実施する案件を決定(採択)し、日本政府と相手国政府の間で協力に関する口上書の交換を行います。必要に応じて詳細な計画策定のための調査を実施し、事前評価を行います。

④ 相手国政府との合意

JICAと相手国政府の実施機関との間で案件の目的や活動内容を合意します。

⑤ 案件の実施・事業進捗促進(モニタリング)

案件の実施中はJICAと相手国政府の実施機関の双方が、協力の成果の発現に向けた定期的なモニタリングを行います。

⑥ 終了/フォローアップ・事後評価

案件終了後に、必要に応じて補完的な支援(フォローアップ)を実施します。また、案件終了後、約3年が経過した時点で事後評価を行います。

本邦研修

日本国内を舞台とする技術協力

●日本の経験を世界に

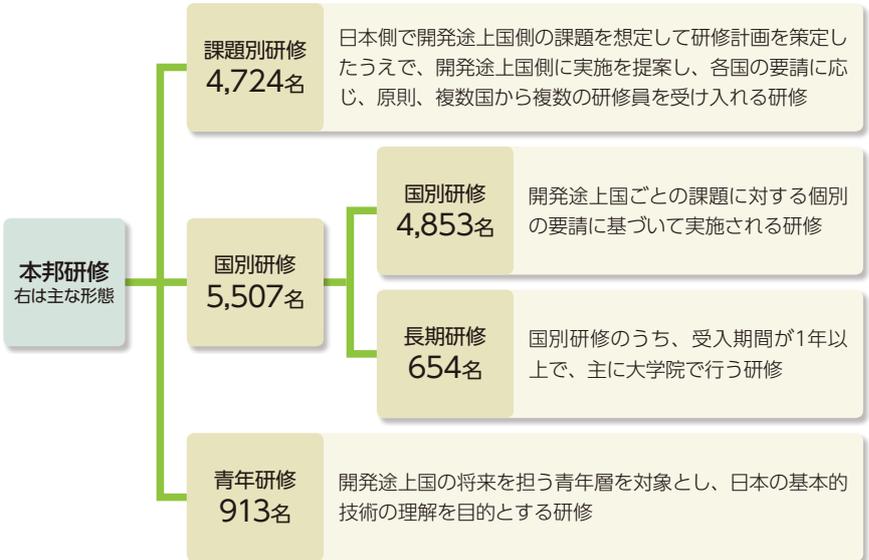
「本邦研修」は開発途上国の関係者を日本に招いて行う研修です。開発途上国からの行政官などの参加と、国や地方自治体、大学、民間企業、公益法人やNGOなどの国内のパートナーの協力を得て実施され、全国の12のセンターを中心に、毎年およそ1万人を日本に受け入れており、1954年の事業開始以降、本邦研修参加者は累計36万人に上ります。

日本国内で実施する研修の意義は、日本の各分野の知識や最先端技術そのものを伝えるというよりは、開発途上国の発展に日本の経験を生かすことにあります。日本ならではの知識、技術、経験を用いて開発途上国の人材育成や課題解決に向けた取り組みを後押しする、規模と内容の多様性という点でも世界でも極めてユニークな技術協力であり、日本の国際協力の大きな特長の一つとなっています。

●より戦略的な研修の実施に向けて

本邦研修には、滞在中に日本人や日本文化に触れることで参加者の日本理解が促進されたり、研修の一環で行われる視察プログラムなどを通じて、国内各地域の受入先機関・企業が開発途上国の情報を得たり、

本邦研修2017年度新規受入実績



海外展開につながる人脈を形成したり、学生が研修員との交流を通じて国際感覚を養ったり、といった副次的な効果もあります。

このように、本邦研修は、効果的な協力を実施するうえでの基幹的役割を担うと同時に、開発途上国の未来を担う人材に対して日本理解を促進する機会を提供するもの

であり、さらには日本の地方の国際化にも貢献するものであるという認識の下、事業を展開しています。

また、近年の開発途上国の発展に伴い、開発途上国を対等なパートナーとし、日本と双方向の学びにより新たな価値を創造する「共創」の考え方に立ち、プログラム内容の改善・充実を図っています。

JICA-Net

時間と距離の制約を超えた国際協力へ

JICA-NetはJICAが実施する遠隔技術協力事業です。遠隔地を結ぶでの共同作業や技術の習得、日本や開発途上国の開発経験のデジタルアーカイブを通じた学習により、国際協力の可能性を拡大します。

JICA-Net Library

JICA-Netライブラリは、JICAが技術協力用に作成したマルチメディア教材やセミナー資料を収録・公開し、JICA事業で活用されることを目的として運営されています。

JICA公式SNSを通じた外部向け広報の開始などの取り組みにより、2017年度の総アクセス数は、前年度の3倍近くまで増えました。

JICA-Netライブラリ 利用実績 (2013年度～2017年度)



[JICA-Netライブラリ]ウェブサイト → [JICAウェブサイト](https://jica-net-library.jica.go.jp/ja2/index.html) <https://jica-net-library.jica.go.jp/ja2/index.html>

有償資金協力

多くの開発途上国では、電力・ガス、運輸、上下水道などの経済社会基盤の整備が不十分です。また、近年、貧困問題に加え、HIV／エイズなどの感染症、大気や水の汚染、気候変動、紛争・テロ、金融危機などの地球的規模の問題が顕在化しています。このような問題に対処するため、国際社会では「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: SDGs)」などの共通のゴールを設定し、各国がさまざまな施策を打ち出しています。

わが国も開発協力大綱において、国際社会の抱える課題、とりわけ開発課題や人道問題への対処に積極的に寄与するとしており、JICAもこの理念の下、開発途上国への協力を実施しています。

有償資金協力は、ODAのうち、開発途上国に対して緩やかな条件で比較的大きな開発資金を融資、または出資し、その成長・発展への取り組みを支援するものです。

円借款

● 開発途上国のオーナーシップを重視した支援

開発途上国の経済成長や貧困削減のためには、当該地域自らのオーナーシップ(主体性)が必要不可欠です。円借款は、資金の返済を求めることにより、開発途上国に借入資金の効率的な利用と適切な事業実施を促し、開発途上国のオーナーシップを後押しします。また、円借款は返済を前提とした資金協力であるため、日本にとっても財政負担が小さく、持続性の高い支援手段です。

● 円借款の流れ

円借款は、図のとおり大きく6つのステップを踏んで実施されます。最終段階である事後評価から得られる教訓は、新しいプロジェクトの準備に生かしていくことから、こうした一連の流れを「プロジェクトサイクル」と呼んでいます。

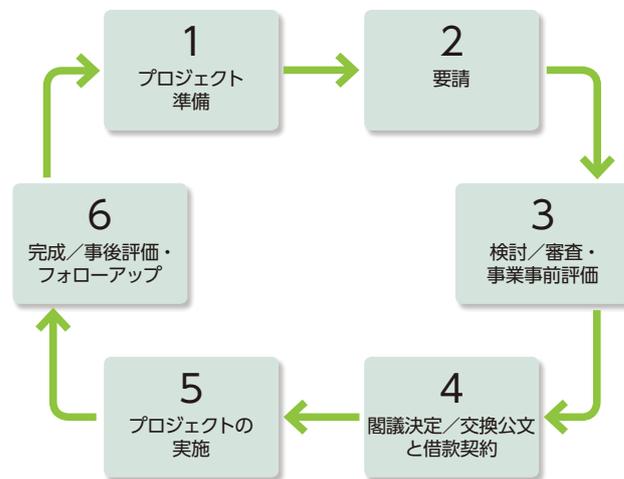
● 円借款の種類

1. プロジェクト型借款

① プロジェクト借款

道路、発電所、灌漑や上下水道施設の建設など、あらかじめ特定されたプロジェクトに必要な設備、資機材、サービスの調達や、土木工事などの実施に必要な資金を

プロジェクトサイクル



融資するもので、円借款の代表的な形態です。

② エンジニアリング・サービス (Engineering Service: E/S) 借款

大型事業や不確定要素の高いプロジェクトなどにおいて、プロジェクト実施に必要な調査・設計段階で求められるエンジニアリング・サービス(現場の詳細データ収集、詳細設計、入札書類作成など)を本体事業に先行して融資するものです。プロジェクト借款と同じくフィージビリティ調査(Feasibility Study: F/S)などを通じて事業全体の必要性・妥当性が確認されていることが前提となります。

③ 開発金融借款(ツーステップローン)

借入国の政策金融制度の下、開発銀行などの借入国の金融機関を通じて、中小企業や農業などの特定部門の振興や貧困層の生活基盤整備などのために必要な資金を供与するものです。最終受益者に資金が渡るまでに金融機関を経由する手順となるので、ツーステップローン(Two Step Loan: TSL)とも呼ばれます。この借款では、多数の最終受益者に資金を供与することができます。

④ セクターローン

複数のサブプロジェクトで構成される特定セクターの開発計画の実施のために必要な資機材、役務およびコンサルティング・サービスの費用を融資するものです。サブプロジェクトが小規模かつ全国各地に散在している場合には、セクターローンにより、円滑なサブプロジェクトの実施が可能となります。

2. プログラム型借款

政策や制度の改革を目指している開発途上国の国家戦略、貧困削減戦略の実施のために融資するものです。近年は、そうした戦略に沿った改革項目が、相手国政府により実施されたことを確認し、その達成に対して借款契約を締結し、資金を融資して、相手国予算に組み込まれるタイプのものが主流となっています。改革項目の達成を確認する際には、将来の改革項目についても協議し、長期的な枠組みの下で開発途上国の政策・制度改革を支援しています。

海外投融資

● 開発途上国での民間企業による開発事業への支援

近年、開発途上国における経済・社会開発において、民間セクターの役割の重要性がますます高まっており、国際機関、欧米ドナーと共に、民間セクター向けの支援を大幅に強化しています。海外投融資は、こうした民間企業などが開発途上国で行う事業に対する「出資」と「融資」による支援を通じて、開発途上国の経済活性化、人々の生活向上などを目的とする業務です。

● 支援対象分野

海外投融資は開発効果の高い事業に対して行うことになっており、その対象は、ODA対象国における①貧困削減に向けた生活・成長基盤を整備するための「インフラ・成長加速化」、②貧困層を直接受益者とする「SDGs・貧困削減」、③気候変動などにより貧困層が被る負の影響を予防・軽減する「気候変動対策」の3分野に貢献する事業です。

● リスク審査・管理体制の構築

海外投融資業務は、リスク審査・管理体制を構築したうえで実施しています。JICAは部門間の相互牽制体制のほか、管理勘定*を通じて海外投融資全体のポートフォリオ管理を行い、業務実施体制およびリスク審査・管理体制を構築しています。

* 2018年3月期末での海外投融資管理勘定における貸付金残高は130.53億円、関係会社株式は435.46億円、投資有価証券は47.01億円です。2018年3月期の経常収益は197.52億円（うち受取配当金193.19億円）、当期純利益は152.11億円となりました。管理勘定では、新JICA設立時である2008年10月1日を基準として、海外投融資事業の資産を継承する形としています。経常収益は海外投融資に関する受取配当金、貸付利息等であり、経常費用は海外投融資に関する関係会社評価等損、投資有価証券評価等損、借入金支払利息、貸倒引当金繰入、業務委託費等となっています。なお、海外投融資事業に直接関係しない収益や費用（例：減価償却費、不動産関係費用、人件費等）は管理勘定収支に含めていません。

JICA初のドル建て借款による支援を実施

円借款業務では、円建てで借款金額を決定し、借款資金の貸付や返済を行っていますが、円建てによる借入は為替変動リスクや通貨スワップコストを抱えることになるため、開発途上国のなかには米ドル建て借入のニーズがありました。

このようなニーズに応えるため、JICAは2012年より円借款の返済をドル建てでできる外貨返済型円借款*1を導入。しかし、引き続き円建てで借款金額を決定し、貸付を行うため、貸付中の債務は円建てで管理する必要がありました。加えて、外貨返済型円借款は、借款資金の返済はドル建てとなるものの、貸付完了後に債務を円建てからドル建てに転換（コンバージョン）する制度であることから、コンバージョン時の為替動向に左右されることとなり、借入国は依然リスクを抱えていました。

このような状況下、開発途上国にとって円借款の魅力さをさらに高めるため、2015年11月に日本政府が発表した「『質の高いインフラパートナーシップ』のフォローアップ」において、借款金額の決定、借款資金の貸付と返済を米ドル建てで行うことのできるドル建て借款*2の創設が掲げられました。その後、制度設計を進め、2017年11月、ジャマイカ「エネルギー管理及び効率化事業」に対して、JICA初となるドル建て借款支援を実施しました。

ドル建て借款の導入により、借入国が抱えていた為替変動リスクや通貨スワップコストの大幅な軽減が期待されることから、借入国にとり円借款の魅力が増すとともに、海外進出を企図する日本企業のビジネスチャンス拡大を通じて、日本政府の掲げるインフラ輸出戦略にも寄与することも期待されています。



ジャマイカ向けドル建て借款貸付契約の署名式

*1 スキームの詳細は、JICAウェブサイト「外貨返済型円借款とは」をご覧ください【https://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/about/gaika_overview.html】

*2 ドル建て借款は、円借款業務の一手法として実施しています。

無償資金協力

● 開発途上国の将来のための基盤づくり

無償資金協力は、開発途上国に資金を贈与し、開発途上国が社会経済開発のために必要な施設を整備したり、資機材を調達したりすることを支援する形態の資金協力です。返済義務を課さない資金協力であるため、開発途上国のなかでも、所得水準の低い国を中心に実施されます。

支援内容としては、病院、学校、給水施設、灌漑施設、道路、橋、港湾、電力などの社会経済開発に貢献するインフラの整備を中心に展開しています。近年はこれらに加えて、開発途上国の平和構築、ビジネス環境の整備、防災・災害復興や気候変動対策などへの支援や、開発途上国の政策立案を担う人材の育成も行っています。

無償資金協力によって整備された施設などが持続的に活用されるように、事業のなかで運営維持管理に関する技術指導(ソフトコンポーネント)も実施しています。

● 無償資金協力の流れ

無償資金協力は、右図のとおり大きく6つのステップを踏んで実施されます。最終段階である事後評価から得られる教訓は、新しいプロジェクトの準備に生かされます。

● JICAが実施する無償資金協力の種類

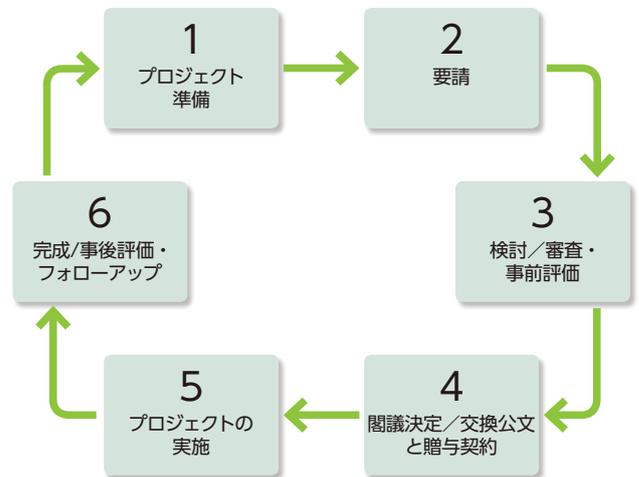
1. プロジェクト型の無償資金協力

相手国政府がコンサルタントやコントラクターなどと契約を締結して、施設の整備や機材の調達などを行う形態の無償資金協力です。基礎生活分野の整備や社会基盤となるインフラ整備などが行われます。



カンボジア：無償資金協力によりスバイリエン州の病院に供与された日本製の外科用X線透視装置。一般外来、救急外来、産婦人科などが入った3階建ての新棟建設に加え、供与した各種医療機材の維持管理のためのトレーニングを実施することで、適切な管理が行われることを目指す。また、機材の保守メンテナンスを事業本体に含めることによって手厚いサポートを実施している

プロジェクトサイクル



2. プログラム型の無償資金協力

一つの無償資金協力事業の下で複数のサブプロジェクトを柔軟に実施する形態の無償資金協力です。紛争・災害からの復旧・復興支援では、刻々と変化する多様なニーズに迅速かつ柔軟に対応することが求められます。これまで、フィリピンで発生した台風ヨランダ災害の復興・復旧を対象とした事業などに適用されています。

3. 国際機関と連携した無償資金協力

国際機関と交換公文や贈与契約を締結して、相手国政府に対して国際機関のノウハウを活用してプロジェクトを実施する形態の無償資金協力です。

4. 財政支援を通じた無償資金協力

包括的な社会経済開発計画である貧困削減戦略の推進などのため、開発途上国に対して財政支援を行う形態の無償資金協力です。資金の使途や支出項目を特定しない一般財政支援や、資金の使途や支出項目を特定の分野に限定するセクター財政支援などを実施しています。

5. 人材育成のための無償資金協力

将来指導者となることが期待される行政官などを日本の大学に留学生として受け入れ、帰国後は、社会経済開発計画の立案・実施において専門知識を有する人材として活躍すること、また日本の良き理解者として、両国の友好関係の強化に貢献することを目的としています。

事業評価

● 一貫性・整合性のある評価

JICAは、事業のさらなる改善と国民への説明責任を果たすことを目的とし、プロジェクトの事前段階から、実施、事後の段階、フィードバックまで、一貫した枠組みによるモニタリング・評価を行うことにより、プロジェクトの開発効果の向上に努めています。

また、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の援助スキームに共通して、PDCA (Plan、Do、Check、Action) サイクルに沿った事業評価、OECD DACによる国際的なODA評価の視点である「DAC評価5項目」による評価【→ 下表を参照ください】、JICA独自開発のレーティング制度の活用による整合的な評価の実施を目指しています。

● 総合的・横断的な評価・分析

JICAでは、個別の事業の評価に加え、複数のプロジェクトを取り上げて総合的かつ横断的に評価・分析し、特

プロジェクトのPDCAサイクルにおける評価

事前段階 Plan	実施段階 Do	事後段階 Check	Action
事前評価	モニタリング (事業進捗促進)	事後評価	フィードバック～ アクション
事業の実施前に、妥当性、計画内容、想定する効果、指標などを検証	案件計画段階で策定した計画に基づく定期的なモニタリング(事業進捗促進)および事業終了時点での協力成果の確認	事業の終了後に、有効性、インパクト、効率性、持続性などを検証。事後評価後は教訓・提言への対応などを確認	評価結果は、当該事業の改善のみならず、類似の事業の計画・実施に反映

定の開発課題や援助手法などをテーマとした評価も実施しています。特定の観点から、通常の事業評価とは異なる切り口で評価・分析をすることによって、共通する提言・教訓を抽出することを目的としています。

2017年度は、地球規模課題対応国際科学技術協力(SATREPS)、海外投融資、脆弱国における評価手法の検討、経済特区開発に関わる教訓の導出・分析などを実施しました。

● 客観性と透明性を確保した評価

事業実施の効果を客観的な視点で測ることが求められる事後評価では、案件規模に応じて外部の評価者による評価(外部評価)を実施し、評価結果をJICAウェブサイトで公開して透明性の確保に取り組んでいます。また、外部有識者で構成される「事業評価外部有識者委員会」を定期的に開催し、評価の手法や体制、制度全般などに関する助言を得ています。

● 評価結果の活用の重視

JICAの事業評価は、類似の事業の計画・実施に評価結果を反映し、それらの事業の質を高める役割も担っています。あわせて、JICAの協力の基本的方針への活用も強化しています。また、相手国政府へ評価結果のフィードバックなどを行い、評価結果が相手国政府のプロジェクトや開発政策などに反映されるよう努めています。

DAC評価5項目による評価の視点

妥当性 (relevance)	プロジェクトの目標が、受益者のニーズと合致しているか、問題や課題の解決策としてプロジェクトのアプローチは適切か、相手国の政策や日本の援助政策との整合性はあるかなどの正当性や必要性を問う
有効性 (effectiveness)	主にプロジェクトの実施によって、プロジェクトの目標が達成され、受益者や対象社会に便益がもたらされているかなどを問う
インパクト (impact)	プロジェクトの実施によってもたらされる、正・負の変化を問う。直接・間接の効果、予測した・しなかった効果を含む
効率性 (efficiency)	主にプロジェクトの投入と成果の関係に着目し、投入した資源が効果的に活用されているかなどを問う
持続性 (sustainability)	プロジェクトで生まれた効果が、協力終了後も持続しているかを問う

事業評価に関する詳しい内容は、事業評価年次報告書【→ [JICAウェブサイト](https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/general_new/2017/index.html) https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/general_new/2017/index.html】、個別の案件の評価結果は、事業評価案件検索【→ [JICAウェブサイト](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php) <https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php>】をご参照ください。

環境社会配慮

● 環境社会配慮ガイドライン

社会・経済の開発を支援するための事業であっても、大気や水、土壌、生態系など自然への望ましくない影響や、非自発的な住民移転や先住民族に対する権利侵害といった社会への影響を及ぼす可能性があります。持続可能な開発のためには、開発事業が環境や地域社会に与える影響を見極め、それを回避または最小限にとどめるために必要なコストを事業に組み入れる必要があります。

このように、環境や社会に対する影響の緩和に必要な費用を開発コストに内部化させる取り組みが「環境社会配慮」です。そして、環境社会配慮に必要なJICAの責務と手続き、相手国等に求める要件を示した指針が「環境社会配慮ガイドライン」(以下「ガイドライン」)です。JICAは、ガイドラインに基づき、環境や社会に適切に配慮しつつ事業を実施しています。

ガイドラインは、JICAウェブサイトの「環境への取り組み」[→ <https://www.jica.go.jp/environment/index.html>]で閲覧・ダウンロードでき、英語版や仏語版、西語版、中国語版、「良くある問答集」などの資料もご覧いただけます*。

● ガイドラインに基づく環境社会配慮

JICAは、環境社会配慮についての責任は相手国等にあることを前提としてプロジェクトを行っています。相手国等の開発目的に資するプロジェクトにおいて、環境や社会に与える望ましくない影響を回避または最小化し、相手国等による適切な環境社会配慮が実施されるよう支援し、確認しています。ガイドラインに基づいてJICAが行っている取り組みには、以下が含まれます。

1. 環境社会配慮の支援

JICAは、相手国等が適切な環境社会配慮を実現できるよう各種の支援をしています。例えば、プロジェクトの形成段階では、「協力準備調査」や「詳細計画策定調査」を通じて、相手国等による環境社会配慮の調査や手続きを支援する場合があります。また、研修事業などの技術協力によって、相手国等の能力強化も支援しています。

さらに日本側の支援体制強化のため、コンサルタントなどを対象とした能力強化研修や開発途上国の環境社会配慮に関する情報収集、世界銀行やアジア開発銀行の環境社会配慮担当者との情報交換も行っています。

2. 環境社会配慮の確認

JICAはプロジェクトの形成、実施是非の検討、実施、事業完了後の各段階で、相手国等による環境社会配慮について確認しています。その手続きは、環境や社会への影響の度合いに応じてプロジェクトを4つのカテゴリーのいずれかに分類する「スクリーニング」、プロジェクト実施を決定する際に環境社会配慮の確認を行う「環境レビュー」、実施から完了後まで環境や社会への影響を調査する「モニタリング」の3つの工程から成ります。

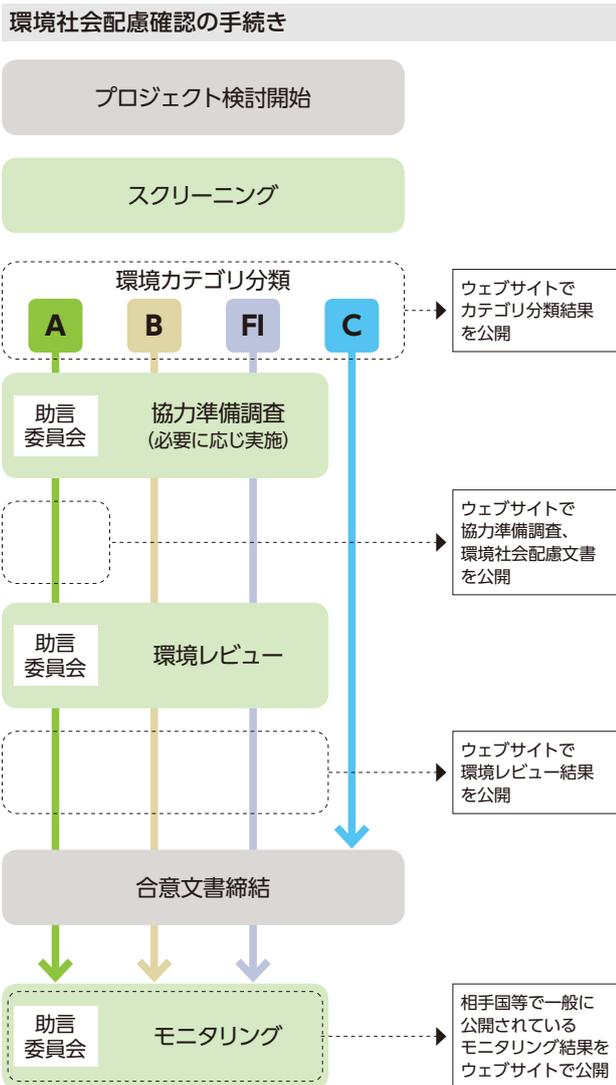
スクリーニングでは、相手国等から提供される情報に基づき、環境や社会に与え得る望ましくない影響の度合いに応じて、A（重大な影響を及ぼす可能性がある）、B（影響はAより小さい）、C（影響は最小限かほとんどない）、FI（JICAの融資等が金融仲介者等に対して行われ、JICAの融資承諾前にサブプロジェクトが特定できない）の4つのカテゴリーにプロジェクトを分類。その後、各カテゴリーに合った環境社会配慮の手続きを実施します。

環境レビューでは、相手国等が作成する環境社会配慮の状況を記載した「環境チェックリスト」や、環境アセスメントなどの報告書に基づき、予想される環境や社会に対する影響や相手国等による対応状況を確認します。特にカテゴリAのプロジェクトについては、相手国等から提出された環境アセスメント報告書などに基づき、プロジェクトがもたらす可能性のある正や負の影響を確認します。負の影響については、これを回避、最小化、緩和し、あるいは代償するために必要な方策を評価します。環境改善を図るためのさらなる方策があれば、それらも含め評価します。

また、環境レビューに先立ち、環境アセスメント報告書などをJICAウェブサイトで公開するといった透明性の確保にも努めています。

環境社会配慮のモニタリングは、相手国等によって実施されます。JICAは、カテゴリA、B、FIのプロジェクトについて、一定期間、重要な環境影響項目に関して相手国等によるモニタリングの結果を確認します。また、モニタリング中に事態の改善が必要であると判断した場合には、相手国等に適切な対応を促すと同時に、必要に

* 現行のガイドラインは、2010年7月以降に要請のあったプロジェクトに適用されています。2010年6月以前に要請されたプロジェクトについては、「JICA環境社会配慮ガイドライン(2004年4月)」または「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン(2002年4月)」が適用されます。



応じた支援を行います。現行のガイドラインが施行されて8年以上が経過し、実施段階に移行した案件が増えていることを受けて、モニタリングの確認体制を強化することにも注力しています。

3. 環境社会配慮助言委員会

JICAは、環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得るために、公募で選ばれた外部の専門家から成る「環境社会配慮助言委員会」を常設しています。2017年度は、委員全員が参集する「全体会合」を10回、全体会合で任命された委員が個々の助言対象案件について検討する「ワーキンググループ会合」を22回開催し、計20案件について環境社会配慮の支援・確認に関する助言を得ました。委員名簿や全体会合などの議事録は、JICAウェブサイトの「環境への取り組み」内で公開しています。

4. 異議申立手続

JICAは、ガイドラインの遵守を確保するために、上

記の取り組みに加えて異議申立手続を整備しています。これは、JICAが定めたガイドラインの不遵守によって被害を受けた、あるいは被害を受ける恐れのある被援助国の住民またはその代理人が、所定の手続きに従ってJICAに異議を申し立てることができる制度です。

申し立てられた異議の内容は、事業担当部局から独立した「異議申立審査役」によって審査されます。異議申立審査役は、ガイドラインの遵守・不遵守に関する事実関係を調査し、その結果をJICA理事長に報告します。また、ガイドラインの不遵守を理由とした問題や紛争が確認された場合には、当事者である申立人と相手国政府との対話の促進を図ります。

異議申立に関する手続きや年度ごとの報告は、JICAウェブサイトの「環境への取り組み」と英文ウェブサイトの「Environmental and Social Considerations」内で公開しています。2017年度は、モザンビーク「ナカラ回廊農業開発マスタープラン策定支援プロジェクト」に対して異議申立てがありました。

5. 情報公開

JICAは、環境社会配慮に関する説明責任と透明性を確保するために、さまざまな情報の公開に努めています。プロジェクトの環境社会配慮についての情報公開は、相手国等が主体的に行うことが原則ですが、JICAも、環境社会配慮に関する重要な情報を協力事業の主要な段階で、ガイドラインに則った適切な方法で公開しています。詳しくは、JICAウェブサイトの「環境への取り組み」をご覧ください。

6. 国際開発機関の制度との調和

ガイドラインでは、JICA事業の環境社会配慮について、世界銀行のセーフガード・ポリシー（世界銀行が借入人に遵守を求める環境社会配慮の要件を示した業務政策）から大きな乖離がないことを確認することとしています。また、適切と認める場合には、ほかの国際金融機関が定めた基準やその他の国際的に認知された基準、グッドプラクティス（優れた取り組み）を参照することと定めています。

そのためにJICAは、世界銀行やアジア開発銀行などの国際援助機関と緊密に連携し、協調案件については合同で環境社会配慮の調査・確認などを行い、調和を図っています。また、環境社会配慮に関する国際会議に参加して世界的な動向を把握するとともに、JICAの取り組みを発信して、より良い環境社会配慮の実現に貢献しています。

人材養成・確保

国際社会の大きな変化に伴い、援助ニーズも日々多様化、複雑化しています。これらのニーズに的確に対応するプロフェッショナル人材を確保するため、さまざまな取り組みを行っています。

● 人材の確保

JICAのさまざまな事業の第一線で活躍する専門家は、公示を経たコンサルタントとの契約によって実施されるものを除き、「国際協力キャリア総合情報サイト(PARTNER)」を通じた公募や関係機関などからの推薦審査によって選ばれています。優れた専門家の派遣を通じ、開発途上国でより良い活動が展開されるよう、適切な人材の確保に努めています。

また、直ちに国際協力の現場で活躍できる人材として、国際協力専門員や特別嘱託の確保に努めています。特に国際協力専門員は、それぞれの専門分野における卓越した知見を活用して、JICA事業の質の向上に貢献しています。

● 将来を見据えた人材の養成

1. インターンシッププログラム

国際協力に関する理解を深め、また将来の国際協力人材を養成することを目的に、大学生、大学院生を主な対象としたインターンシップを行っています。2017年度は、内外のJICA拠点や本部で121名を受け入れました。

2. ジュニア専門員

中長期的に人材不足が懸念される分野において、一定の専門性と職務経験、海外での活動経験を有する人材を対象に、将来の専門家養成に取り組んでいます。研修終了後は、専門家として海外の事業現場に赴任します。

● 即戦力となる人材の養成

国際協力の潮流や新たな課題に関する知識習得を目的に「能力強化研修」を行っています。2017年度は25コースを開催しました。そのうち「社会基盤マネジメント」「民間セクター開発」は、新たな援助ニーズに応じて新設したものです。

また、若手の開発コンサルタントを主な対象とした「国際協力基礎講座」、赴任が決定した専門家に向けた「赴任前研修」も開講しています。

2017年度の実績

人材確保

国際協力専門員	107名
特別嘱託	62名
公募・推薦審査による専門家(企画調査員を含む)	1,002名 ^{※2}

人材養成

インターン	121名
海外長期研修	3名
ジュニア専門員	30名
能力強化研修	565名
専門家赴任前研修	386名
安全対策研修・訓練	1,930名
国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)連携安全管理研修	20名

国際協力キャリア総合情報サイト(PARTNER)

PARTNER登録者数(累計)	30,394名
PARTNER登録団体数(累計)	1,567団体
求人(JICA以外)、研修・セミナー情報提供件数	4,994件
キャリア相談件数	262件

● 国際協力に関わる人材の拡大

「国際協力キャリア総合情報サイト(PARTNER)」^{※1}では、「オールジャパンとしての国際協力活動推進」という理念の下、JICAのほか、国際機関、開発コンサルタント、国際協力NGO/NPO、政府・地方自治体、大学、中小を含む民間企業など、幅広い実施主体の情報を一元的に発信しています。個人登録者は3万人以上、企業を含む登録団体は1,500以上を数え、求人、研修・セミナー、各種イベント情報を多数掲載するなど、国際協力業界の情報プラットフォームとして活用されています。

PARTNER事業では、国際協力業界のキャリア形成に関するセミナー開催やキャリア相談なども実施しています。2017年度は、国際協力業界の多様なアクターの働き方を紹介する「国際協力人材セミナー」を東京、名古屋、大阪で開催しました。また、国際協力の仕事を紹介する「JOBセミナー」では、国際機関、中南米地域、都市・地域開発、理系女子学生を対象とした国際協力キャリアなどをテーマに取り上げました。

※1 詳しくは <http://partner.jica.go.jp/> をご覧ください。

※2 公募・推薦審査による専門家(短期・長期)のうち2017年度中に新規派遣された延べ人数。業務実施契約コンサルタントの専門家等は含みません。



ネパール：小学校にて[写真：中村年孝]

組織運営

コーポレートガバナンス

内部統制

JICAは、業務の有効性・効率性を向上させ、法令等を遵守し、「独立行政法人国際協力機構法」に定められた目的を達成するため、内部統制システムを含めたコーポレートガバナンス体制を整備し、事業に取り組んでいます。

具体的には、「独立行政法人通則法」に定める内部統制を推進するべく、JICAを代表しその業務を総理する理事長の下、総務部担当理事を内部統制担当理事とし、総務部長を総括内部統制推進責任者とした内部統制推進体制を整備しています。内部統制の推進状況は日常的にモニタリングし、その結果について定期的に理事会に報告、審議します。

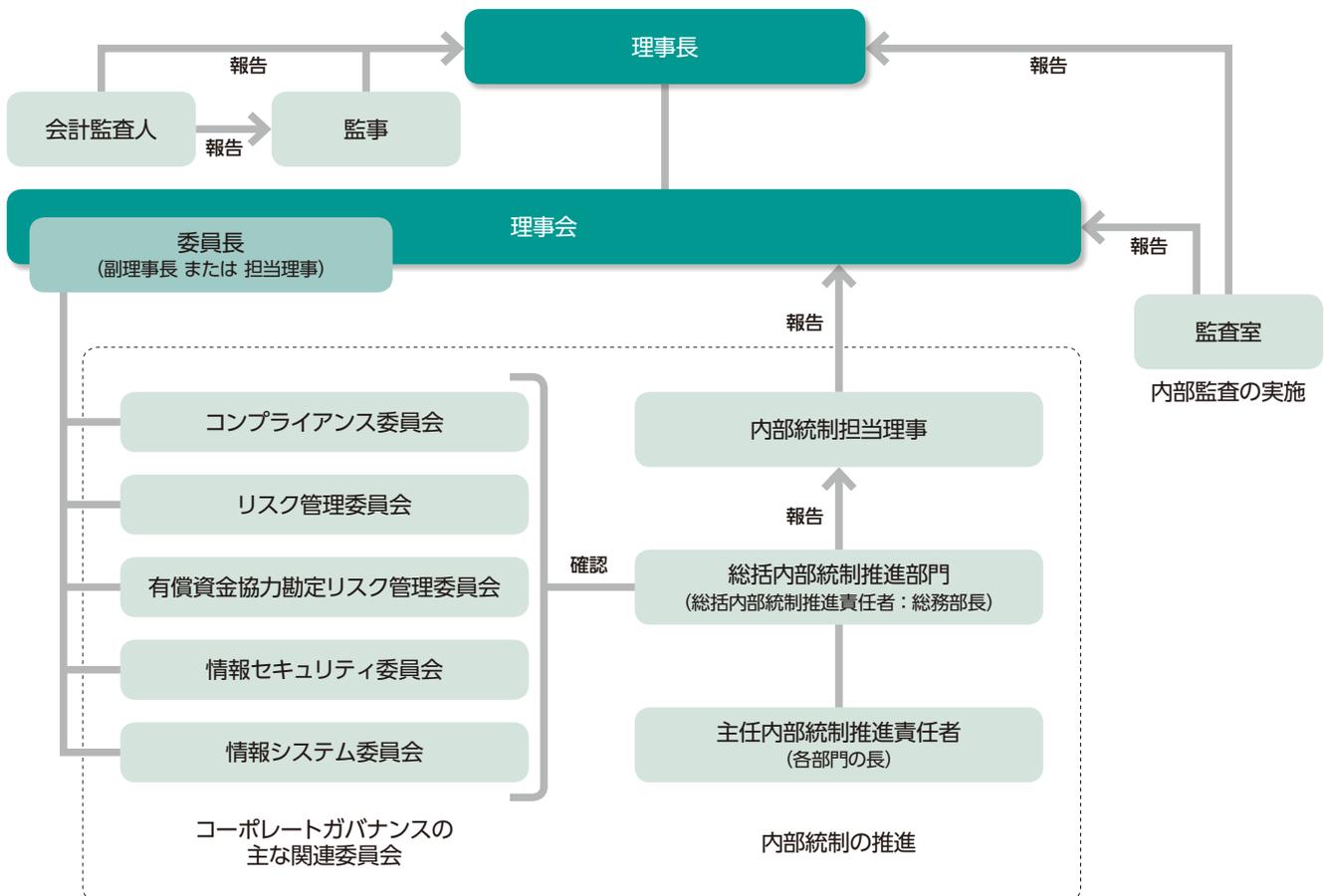
また、独立部門として監査室を設置し、業務が適正か

つ効率的に遂行されるように内部監査を実施しています。さらにJICAは、監事監査や会計監査人監査を受け、その監査結果を着実にフォローアップすることで、ガバナンスの質を確保しています。

そのほか、内部統制に関する内部規程を整備するとともに、標準的な業務手続きを定めたマニュアル類を整備し、また執務参考資料「JICAにおける内部統制」を定めることで、内部統制に関する意識向上と取り組み強化に努めています。

重要な内部統制に関連する事項については、委員会を設置し、審議などを行っています。また、内部通報受付窓口と外部通報受付窓口を設置し、JICA内外との情報伝達を確実にしています。

JICAのコーポレートガバナンス



業績評価

● 目標・計画策定と業務実績評価の枠組み

「独立行政法人通則法」の規定に従い、JICAは主務大臣（JICAの場合は外務大臣など）が定める中期目標を達成するため、5年間の中期計画と年度ごとの年度計画を作成し、これらに基づき事業を運営しています。また、各年度の終了時と中期計画の終了時には、業務実績を評価します（業績評価）。これらを通じ、PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルを確保した効果的・効率的な事業運営を目指しています。

具体的には、JICAは各年度の年度計画の達成状況に関する業績を自己評価し、その結果を主務大臣に提出、公表します。これを受け、主務大臣はJICAの業績を評価し、その結果をJICAに通知、公表します。また、評価結果に基づき、必要に応じてJICAに業務運営の改善を命じることができます。中期目標期間終了時には、主務大臣が、JICAの業務の継続や組織の存続の必要性、業務および組織全般にわたる検討を行い、次期の中期目標に反映させるなど、必要な措置を講じます。

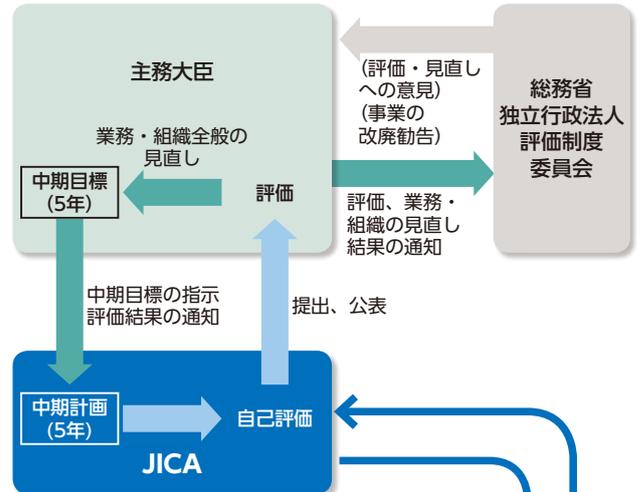
また、総務省独立行政法人評価制度委員会は、客観性確保の観点から、各独立行政法人の主務大臣による目標策定や業績評価の結果、中期目標期間終了時に取られる措置に対して、必要に応じて主務大臣に意見を述べます。

● 第3期中期計画および2016年度の業績評価の結果

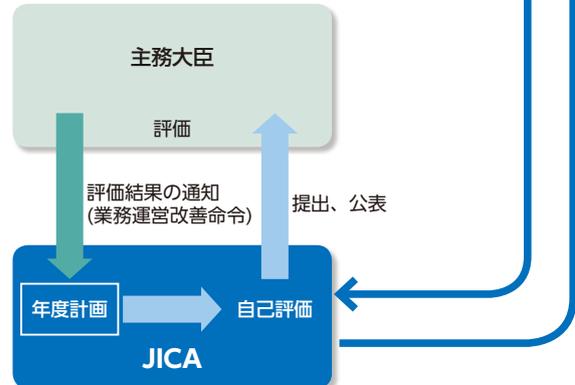
第3期中期計画（2012～2016年度）では、開発協力の重点課題として貧困削減、持続的経済成長、地球規模課題への対応、平和の構築の各分野で、人間の安全保障の視点に基づく優良な案件を形成、実施することを掲げていました。また、国・地域別および課題・分野別の分析に基づき、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を有機的に組み合わせたプログラム・アプローチの推進や、企業、地方自治体、NGO、大学との連携、国際社会におけるリーダーシップへの貢献の強化をはじめ、戦略的な取り組みを進めることとしていました。さらに、これらの事業を支える組織運営の機動性向上、契約の競争性・透明性の拡大、経費の効率化などについても引き続き取り組んでいくこととしていました。

JICAの業務運営と業績評価の枠組み

中期（5年）の計画・評価サイクル



年度の計画・評価サイクル



これらの計画の達成に向けた業務運営を行った結果、第3期中期目標期間評価では総合的に「全体として概ね中期計画における所期の目標を達成している」と主務大臣より評価されました。また、2016年度計画に対しては「所期の目標を上回る成果を上げた」と高く評価されました。2016年度の業績評価で所期の目標を上回る成果を上げたと認められた項目と主な成果は、表【→ P.78】のとおりです。

ただし、「安全対策」については、2016年7月のダッカ襲撃テロ事件を受けて、所期の目標を下回る（C評定）とされたことも念頭に置き、引き続き、安全対策の一層の強化に取り組んでいます【→ P.81「安全管理」を参照ください】。

2016年度の業績評価結果の概要 (項目別評価) ※1

項目	主な成果
S評価 (所期の目標を上回る顕著な成果が得られているとされた項目)	
地球規模課題への対応	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各国の防災人材育成公約の前倒し達成 ■ ネパール地震災害における「より良い復興(Build Back Better)」普及
「国際展開戦略」の実施に向けた経済協力の戦略的实施	<ul style="list-style-type: none"> ■ G7伊勢志摩サミット「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」への貢献 ■ アジア開発銀行(ADB)連携推進、海外投融資事業拡大
ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ■ 青年海外協力隊の「ラモン・マグサイサイ賞」受賞 ■ 国際ボランティア会議ボン宣言への貢献
A評価 (所期の目標を上回る成果が得られているとされた項目)	
貧困削減 [ミレニアム開発目標(MDGs)達成への貢献]	<ul style="list-style-type: none"> ■ UHC※2 in Africaの推進[第6回アフリカ開発会議(TICAD VI)]への貢献 ■ 母子手帳の国際ガイドライン策定 ■ 食と栄養のアフリカ・イニシアチブ(IFNA)発足
持続的経済成長	<ul style="list-style-type: none"> ■ 質の高いインフラの推進[ADB・米州開発銀行(IDB)連携、インド高速鉄道建設における技術支援] ■ TICAD VIでの貢献[地熱発電、カイゼン、市場志向型農業(SHEP)アプローチの広域展開]
平和の構築	<ul style="list-style-type: none"> ■ 難民関連支援(世界人道サミットでの発信、ヨルダン政府によるスクーク債発行支援、シリア難民支援) ■ アフガニスタン「未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト(PEACE)」による研修員受入目標達成
事業マネジメントと構想力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 持続可能な開発目標(SDGs)へのJICAの取り組み方針の策定 ■ 日本政府、アフリカ各国、インドネシアのSDGs実施支援
国際社会におけるリーダーシップの発揮への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ■ TICAD VI成功への貢献 ■ 世界人道サミットでの発信 ■ SDGs達成へのプレゼンス向上
研究	<ul style="list-style-type: none"> ■ グローバルシンクタンクランキング35位(JICA研究所) ■ 研究成果の活用(世界人道サミットでの発信、国連開発計画『人間開発報告書2016』での引用、中国の対外援助に関する研究の発信ほか)
NGO、民間企業等の多様な関係者との連携	<ul style="list-style-type: none"> ■ JICA債対外認証、「Bond Issuer of the Year」受賞 ■ 地銀連携の拡大、地方創生への貢献
広報	<ul style="list-style-type: none"> ■ TICAD VI、テーマ別広報(リオデジャネイロ五輪、母子手帳) ■ 若年層へのリーチ拡大
技術協力、有償資金協力、無償資金協力	<ul style="list-style-type: none"> ■ 留学制度活用事業の創設(「Innovative Asia」など) ■ 長期研修員に対する日本理解プログラムの提供
災害援助等協力	<ul style="list-style-type: none"> ■ コンゴ民主共和国黄熱病収束への貢献 ■ 緊急医療チーム(EMT)登録制度の進展[世界保健機関(WHO)認証取得、EMT国際基準策定への貢献、国内外のネットワーク強化]
事業評価	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業効果発現プロセス分析開始 ■ JICA債のグリーンボンド認定への貢献

※1 2016年度および第3期中期目標期間の業績評価結果を含め、主務大臣によるJICAの業績評価の詳細は外務省ウェブサイトから参照できます。
http://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/pe_ar/page24_000483.html

※2 ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)は、「すべての人が、生涯を通じて健康増進・予防・治療・機能回復に関する基礎的なサービスを、必要なときに負担可能な費用で受けられること」を示す概念。

コンプライアンス・リスク管理

JICAのコンプライアンス・ポリシー

- ①独立行政法人として、業務内容及び財務基盤の両面にわたり、経営の透明性・公正性を高め、国民の信頼を確保します。
- ②開発援助により国際社会の健全な発展に寄与し、国際社会における信頼を確保します。
- ③開発途上地域のニーズに応え、機動的に質の高い業務を実現します。
- ④業務遂行に当たり、自然環境及び社会環境に配慮します。
- ⑤広く社会とのコミュニケーションを図り、透明性の高い組織風土を保ちます。

● コンプライアンス体制とリスク管理

JICAは、独立行政法人として、高い社会的責任と公共的使命を有しています。こうした社会的責任と、国民や国際社会からの期待に適切に応えていくとともに、日本を取り巻く環境の変化を踏まえ、法令、内部規程、社会規範に則した透明で公正な業務運営を確保することがますます重要となっています。適正に業務を運営していくうえで、コンプライアンス体制は不可欠の要素です。こうした認識の下、JICAは、業務実施における行動理念をコンプライアンス・ポリシーとして定めています。

コンプライアンスは内部統制の目的の一つであり、コンプライアンス体制の適切な確保のために、法令・内部規程違反などを未然に防止し、組織全体として適切に対処するとともに、再発防止を目的とする事故報告制度と内部通報・外部通報制度を設けています。また、JICAの関連する事業において贈収賄などが行われないよう不正腐敗防止にも取り組んでいます。さらに、コンプライアンス・ポリシーや、遵守すべき法令、ルール、社会的要請などを整理・体系化し、多様な問題をわかりやすく解説したコンプライアンス・マニュアルを全役職員に配布し、各役職員の行動上の指針としています。

コンプライアンスに関する諸事項を審議・検討するた

め、副理事長を委員長とした「コンプライアンス委員会」を定期的で開催し、コンプライアンス関連事案の発生状況をモニタリングしています。

一方、リスクの特定・評価は内部統制の基本要素です。JICAは、業務実施の障害となる要因をリスクと定義し、中期計画などの組織の目標や計画を効果的かつ効率的に達成するにあたって、リスクへの対応体制を確保し、事業を確実に実施することを目的にリスクの特定・評価を行っています。

各部署では、毎年度自らの部署の業務に関わるリスクを特定し、業務への影響を評価したうえで、当該リスクに対する対応状況を確認しています。そのうえで、JICA全体としての主要なリスクを分類し、理事会および内部統制担当理事を委員長として定期的で開催する「リスク管理委員会」において、それらのなかでも特に重大な「重大リスク」を特定し、各リスクへの取り組みを審議・検討することによって、組織的な対応強化を行っています。

● 2017年度の活動

2014年度に強化した不正腐敗情報相談窓口や内部通報受付窓口と外部通報受付窓口を継続的に運用するとともに、相手国政府や実施機関からの不当な要求を防止するため、研修、専門家派遣、技術協力プロジェクトなどを活用して、相手国政府のガバナンス強化、不正腐敗防止に関する能力向上を支援しています。

また、コンプライアンス意識の向上のため、全職員向けに、コンプライアンス・マニュアルの内容に基づく研修や、組織内で発生しやすい事務過誤などを防止するためのセミナーを実施するとともに、専門家など関係者に対する研修を実施しました。

このほか各種研修、セミナー、海外拠点に対する支援要員の派遣などを通じ、職員や関係者のコンプライアンスおよびリスク認識の強化に努めています。

金融リスク管理

有償資金協力業務(円借款など)を行うにあたっては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクなどのさまざまなリスクを伴います。こうしたリスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は一般の金融機関と異なりますが、JICAでは一般の金融機関のリスク管理手法を援用しながら、円借款債権などを適切に管理することが重要と考えています。

具体的には、有償資金協力業務におけるリスク管理を組織的に対応すべき経営課題と位置づけ、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定統合的リスク管理規程」を策定し、同規程のなかで、有償資金協力勘定が業務の過程でさらされているさまざまなリスクを識別、測定およびモニタリングし、業務の適切性の確保や適正な損益水準の確保を図ることを目的と定めています。その目的に資するため、「有償資金協力勘定リスク管理委員会」を設置し、統合的リスク管理に関する重要事項を審議しています。

● 信用リスク

信用リスクとは、与信先の信用状態の悪化などにより債権の回収が不可能または困難になり、損失を被るリスクです。有償資金協力業務の主たる業務は融資業務であり、信用リスク管理は重要な位置を占めます。与信の大半を占める円借款に伴うソブリンリスク(外国政府・政府機関向け与信に伴うリスク)については、公的機関として相手国政府関係当局や国際通貨基金(IMF)・世界銀行などの国際機関あるいは地域開発金融機関、先進国の開発金融機関や民間金融機関との意見交換を通じて、融資先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、評価しています。海外投融資においては、企業向け与信に伴うリスクを評価しています。

① 信用格付

JICAは独自の信用格付制度を有しており、すべての与信先に対して信用格付を付与しています。信用格付は、個別与信の判断の参考とするほか、貸倒引当金の算出、信用リスク量の計測にも活用するなど、信用リスク管理の基礎を成すもので、債務者の種類に応じてソブリン債

務者、非ソブリン債務者に分け、それぞれの信用格付体系を適用して格付を付与し、随時見直しを行っています。

② 資産自己査定

信用リスクの管理にあたっては、保有する債権などを適切に自己査定し、償却・引当を適時適切に実施することが重要となります。JICAでは金融庁検査マニュアルを参照して、査定のための内部規定などを整備し、また、適切な牽制機能を維持するため、事業部門による第一次査定、審査部門による第二次査定を行う体制を取っています。資産自己査定の結果は、資産内容の正確な把握を行うために利用されています。

③ 信用リスク計量

有償資金協力勘定では、前述の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量にも取り組んでいます。信用リスクの計量にあたっては、長期の貸出や、開発途上国・新興国向けのソブリン融資が大半という、民間金融機関には例を見ないローン・ポートフォリオの特徴、さらにはパリクラブなど国際的支援の枠組み(公的債権者固有の債権保全メカニズム)などを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した独自の信用リスク量の計測を行っています。

● 市場リスク

市場リスクとは、為替、金利などの変動により保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクです。

このうち市場金利の変動により損失を被る金利リスクについては、長期にわたる固定金利の融資を行うことによるリスクを負っていますが、資金調達において一般会計出資金を受け入れることなどにより、金利リスク吸収力を高めています。

さらに、ヘッジ目的に限定した金利スワップ取引を行い、金利変動による不利な影響の軽減に取り組んでいます。金利スワップ取引の取引相手先に関する市場性信用リスクについては、取引相手先ごとの取引時価と信用状態の把握に常時努めるとともに、必要に応じて担保を徹

求することで、適切に管理しています。

外貨建て貸付や外貨返済型円借款などに伴い発生し得る為替リスクについては、外貨建て債務を調達しているほか、通貨スワップなどを利用して為替リスクの回避あるいは抑制を行っています。

また、海外投融資において、外貨建て出資を行っており、出資先の評価額は為替リスクにさらされています。この為替リスクについては、出資先所在国通貨の為替変動をモニタリングすることで管理しています。

● 流動性リスク

流動性リスクとは、JICAの信用力低下による資金調達力の低下、想定外の支出の増加もしくは収入の減少により、資金繰りが困難になるリスクを意味します。

有償資金協力業務では、資金繰りの管理に加えて財政投融資資金借入、財投機関債発行などの多様な資金調達手段を確保することで流動性リスクの回避に努めています。

● オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。JICAにおいてオペレーショナルリスクは、事務に関わること、システムに関わること、内外の不正などにより発生するものとしています。オペレーショナルリスクについては、コンプライアンス推進の一環として管理しています。

安全管理

JICAは開発途上国において国際協力に取り組む関係者が、安全にかつ安心して活動できるよう、安全対策に取り組んでいます。2016年7月のダッカ襲撃テロ事件および南スーダンでの関係者の国外退避を契機に、関係企業・団体の要望などを受けて外務省と共に取りまとめた「国際協力事業安全対策会議 最終報告」を踏まえて、安全対策の強化を進めてきました。特に事業関係者が事件・事故に巻き込まれないよう、治安情報の発信や注意喚起などを通じて継続的に危機管理意識の向上を図っています。また、万が一危機が発生した場合にも、迅速な対応ができるよう、国内外の拠点で訓練や研修を実施しています。

今後は、これらの強化策が着実に実施されるよう、各対策を継続的に見直しつつ、安全対策を運用していきます。

● 安全対策強化策の推進

1. 治安情報の収集・分析と関係者への迅速な発信

活動地域の治安情勢の見通しや国際テロ情勢などの変化に対応するため、常時情報収集・分析を行っています。最新情報の迅速で的確な提供と、必要な対策の指示や注意喚起により、現地で活動する関係者がいち早く危険を

回避できるようになります。そのために、外部の危機管理コンサルタントなどの専門家や治安情報配信サービスとの契約を通じ、多様な情報を得て危機管理や分析体制を強化しています。また、開発途上国で活動している国際機関と情報共有し、日々の活動を通じて連携強化を図っています。こうして得た情報に基づき、活動地の脅威度を評価し、各国の安全対策措置に反映しています。

2. 安全対策措置の幅広い提供

海外に渡航する関係者の安全確保のために、渡航時に守るべき行動のルールとして、安全対策措置を定め、治安情勢の変化を踏まえた改定を適宜行っています。2017年度には、JICAとの契約関係の有無にかかわらず、国際協力事業に関わっている企業や団体などの国際協力事業関係者にも広く安全対策に関する情報を提供できるよう、JICAウェブサイト安全対策サイトを開設し、国別の安全対策措置を入手できるようにしました。

3. 生活拠点・活動拠点の安全対策

治安の急速な悪化や騒じょうなどの有事に備え、在外事務所や宿舍の警備強化に取り組んでいます。2017年度は25カ国で、実施中の事業サイトの安全対策を点検

する安全評価調査を実施しました。また、海外拠点10カ所で安全防護強化に向けた避難場所整備の調査を行うとともに、防弾車の追加配備や通信手段等のインフラ整備など、事業現場の安全対策強化を図っています。

4. 国内外で安全対策研修を実施

2017年度は、国際協力事業に関わっている企業や団体などを広く対象とした安全対策研修を実施し、一般犯罪およびテロの動向やリスクに遭遇した際の対応について実践的なセルフディフェンス・スキルを習得するための講義や実技訓練を行いました。また、2018年度には、これまで対象としていなかった、企業・団体の安全管理者向け研修や、東京以外の国内主要都市での研修実施を予定しているほか、ビデオ教材など、個人で学ぶことのできる研修教材を開発中です。なお、2003年から継続して、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) e-Centre (タイ・バンコク) と連携し、安全対策研修を実施しています。

2017年度安全対策研修・訓練開催実績

研修の種類	実施回数・回数	参加者数・閲覧数
座学 (国内)	12回	1,023名
実技 (国内)	12回	769名
実技 (海外)	44カ国	3,103名
(座学・実技参加者計)	—	4,895名
ウェブ研修	—	6,431アクセス



ODA事業関係者を対象にしたテロ対策実技訓練

5. 危機発生に備えた訓練

緊急時には状況に応じた対応と関係者間の連携が不可欠です。そのため、有事や災害などの危機発生時に、事業関係者に迅速な情報伝達を行い、安否確認など適切な

対応ができるよう全海外拠点で緊急連絡訓練を実施しています。また、緊急時に備えたシミュレーション訓練を実施し、想定したシナリオに基づき、国内と海外拠点の役割分担や、安否確認、退避方法などについて確認しています。このように有事の際は、訓練を生かして迅速かつ的確な行動が取れるように備えています。

そのほか、2017年度には緊急連絡体制を確実にするため、緊急事態対応のためのマニュアルの改訂を行いました。さらに、リスクが高いとされる国では、安全対策担当者の増員を進め、現地での危機管理意識の向上と体制整備に取り組んでいます。

6. 事業関係者の危機管理意識醸成

安全対策強化の取り組みに加えて、継続して渡航前ブリーフィングや渡航後の巡回指導調査、安全対策連絡協議会開催などを通じて、事業関係者への安全対策指導や危機管理意識の喚起を図っています。そのほか、24時間待機体制により、海外からの緊急連絡を確実に受け付け、迅速に初動対応ができるようにしています。平和構築・復興支援対象国などリスクの高い国で活動する事業関係者に対しては、特に治安情勢への留意と行動規範遵守の徹底を促すとともに、警備・防護体制の一層の強化を行っています。

情報セキュリティ・個人情報保護

JICAでは、情報セキュリティ・個人情報保護に関する規程類を整備し、これらの遵守に取り組んでいます。

情報セキュリティについては、2016年4月に改正された「サイバーセキュリティ基本法」に基づき、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に準拠するべく、「情報セキュリティ管理規程」と「情報セキュリティ管理細則」を2017年4月に全面改正し、一層の情報セキュリティ強化を図っています。

個人情報保護については、2017年5月に施行された「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」に準拠するべく、「個人情報保護に関する実施細則」

を同年同月に改正し、個人情報保護の強化を図っています。さらに、2018年5月に施行された「EU一般データ保護規則」(General Data Protection Regulation: GDPR)にも準拠するべく、準備を行っています。

従来にも増して情報セキュリティ・個人情報保護強化の必要性が高まるなか、新たなセキュリティ対策機器の導入、職員などの訓練・研修、情報セキュリティ事案発生時の即時対応チーム(Computer Security Incident Response Team: CSIRT)の整備・訓練などを実施し、さらなる強化に取り組んでいきます。

情報公開

JICAでは、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、以下の案内をはじめJICAウェブサイトなどで情報公開を行っています。

● 組織に関する情報

目的・業務の概要・国の施策との関係、組織概要、法令・規程集、役員の給与・退職手当の支給基準、職員の給与・退職手当の支給基準、事業継続計画など

● 業務に関する情報

事業報告書・業務実績報告書、中期目標・計画、年度計画など

● 財務に関する情報

決算公告など

● 組織・業務・財務についての評価・監査に関する情報

業績評価資料、行政評価及び監視報告書、会計検査報告書など

● 調達・契約に関する情報

随意契約に関する情報、入札状況一覧など

● 関連法人に関する情報

資金供給業務としての出資先、関連公益法人の状況など

● もっと詳しく調べる

JICAウェブサイトの詳細をご覧ください。

情報公開について

→ [JICAウェブサイト](#) トップページ → 下部にある [情報公開](#) ボタン
<https://www.jica.go.jp/disc/index.html>

個人情報保護制度について

→ [JICAウェブサイト](#) トップページ → 下部にある [個人情報保護](#) ボタン
<https://www.jica.go.jp/disc/personal/index.html>

組織・業務運営の改善への取り組み

JICAは、中期目標・計画に基づき、組織・業務運営の改善に向けた取り組みを実施しています。なかでも重点的に対応すべき事項として、戦略的な事業運営のための組織基盤づくり、業務運営の効率化、適正化に取り組んでいます。

具体的な取り組み事例は、以下のとおりです。

● 戦略的な事業運営のための組織基盤づくり

開発協力に関する政府の施策、開発途上国のニーズ、外部環境の変化を踏まえ、より付加価値の高い業務を遂行するという観点から、大学との連携（JICA開発大学院連携）や質の高いインフラ推進に関する本部の組織編成の見直しを行いました。

経営諮問会議、International Advisory Boardを設置し、外部からの助言を踏まえた戦略策定を進める体制を整備しました。

● 業務運営の効率化、適正化

JICAは日本の開発協力に対する内外の期待や要請に機動的に対応するため、業務・事務合理化を推進しています。2017年度は、主に以下の業務改善に取り組みました。

▶ 業務システムの改善

新情報共有基盤の導入とシステムの改善を通じ、業務運営の効率化、適正化を推進しました。

▶ 調達の合理化・適正化

民間連携事業および草の根技術協力事業における契約手続きの効率化と実施体制の改善を行いました。

▶ 海外および国内拠点の調達適正化

海外および国内拠点の調達手続きに対する参考資料の整備、本部の支援体制の整備を継続的に進めました。

環境への取り組み

JICAは、世界の一員として、持続的発展との調和を図りながら、人類すべての生命を取り巻く地球環境の保全に向け、環境問題への取り組みを積極的に進めています。2004年には、環境への取り組み方針を示した「JICA環境方針」を公表するとともに、環境マネジメントの国際規格であるISO14001を取得しました。その後、さまざまな環境課題や法規制に的確かつ柔軟に対応するため、2013年に独自の環境マネジメントシステムに移行し、取り組みを推進しています。

● JICA環境方針

JICAは、「独立行政法人国際協力機構法」に明記された「開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資する」という使命に基づき、環境関連の法規制を遵守しながら地球環境保全に貢献するとともに、自らの活動により生じる環境負荷を予防・低減するために、環境マネジメン

トシステムの活用を通じ、継続的にこれを改善していきます。

具体的に、以下の活動を推進しています。

▶ 国際協力を通じた環境対策の推進

ODAの実施機関として、日本政府の援助政策を踏まえ、環境の保全や改善に貢献する協力を推進します。

▶ 環境啓発活動の推進

環境に関する知識・情報を集積し、人々の環境意識の向上を図ります。

▶ オフィスおよび所有施設における環境配慮活動の推進

事務・事業の活動から生じる環境負荷の軽減に向けて、環境に配慮した活動を推進します。

▶ 環境法規制などの遵守

JICAが適用を受ける環境法規制などを遵守します。詳細はJICAウェブサイトを参照ください。

→ [JICAウェブサイト](https://www.jica.go.jp/)

<https://www.jica.go.jp/environment/index.html>

広報活動

JICAは、本部や国内外の拠点から、開発途上国の抱える課題や日本との関わり、JICAの各種取り組みなどを、さまざまな媒体や活動を通じて発信しています。

2017年度からは、特定のテーマについて、一定の期間を設け、組織を挙げて発信を強化する取り組みを開始、東南アジア諸国連合(ASEAN)設立50周年(8月)とユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)(12月)を取り上げました。

● ウェブサイト、ソーシャルメディア

開発途上国を取り巻く課題やそれに対するJICAの取り組みや成果などを具体的な事例を中心に紹介しています。ソーシャルメディア(Facebook、Twitter、YouTubeなど)も活用し、国内だけでなく海外向けの発信にも注力しています。

● 広報誌

和文広報誌『mundi』(月刊)、英文広報誌『JICA's World』(季刊)では、国際的な会議のテーマとタイミングをとらえた特集や、関心を集めている課題に関連するJICAの事業などを紹介しています。2017年度の特集テーマは、難民支援、持続可能な開発目標(SDGs)に挑む企業、国際協力を担う人々などでした。

● マスメディア

本部や国内拠点から、個別の支援事業に関してプレスリリースを発信するほか、テーマを設けて勉強会を開催しています。本部は、日本らしい協力や革新性の高いJICAの取り組み、国内拠点は、地方自治体、大学、中小企業、青年海外協力隊員など、地域の組織や人が主役となって行う協力について特に積極的に情報提供しています。

海外のメディア向けには、各国の拠点がプレスリリース発信や勉強会、事業現場へのプレスツアーを実施しています。2017年度はASEAN設立50周年に合わせ、東南アジア10カ国から新聞記者を日本に招き、日本の技術・経験を取材する機会を提供しました。

● イベント

グローバルフェスタJAPAN(東京)などの国際協カ

イベントを通じ、広く一般の方々に直接、JICA事業をご紹介しています。国内外でさまざまなイベントを主催、あるいは外務省や地方自治体、大学、NGOなどと共催し、多くの方にご来場いただいています。

● JICAオフィシャルサポーター

元サッカー日本代表の北澤豪さん、シドニー五輪の女子マラソン金メダリストの高橋尚子さんが、JICAオフィシャルサポーターとして活動しています。2017年度は、それぞれコロンビア、ベトナムを訪問。お2人が現場で感じた開発途上国の現状やJICAが行う各種の取り組みは、マスメディアを通じて広く発信されました。



なんとかしなきゃ! プロジェクト

市民参加型の国際協力推進活動「なんとかしなきゃ! プロジェクト」(通称「なんプロ」)を、特定非営利活動法人国際協力NGOセンター(JANIC)、国連開発計画(UNDP)駐日事務所、国連広報センター(UNIC)と共同で運営しています。趣旨に賛同する著名人メンバーやメンバー団体と連携し、開発途上国の現状や身近でできる活動の情報を発信しています。

若い世代の共感を呼び寄せることを目的に、エンターテインメント性をより重視し、イベントやウェブサイト、SNSと連動した発信により、国際協力への関心や行動が社会に広がることを目指しています。2017年度は、特にSDGsを平易に伝えることに力を入れました。



タレントのやっぴいちろうさんがSDGsについてリサーチするシリーズ企画を展開。SDGsに取り組むNGOや国連機関、民間企業、スリランカで青年海外協力隊の活動を取材したほか、YouTuberとのコラボも行った

沿革

旧国際協力事業団・旧国際協力機構

1954年	1月 (財)日本海外協会連合会設立
	4月 (社)アジア協会設立
1955年	9月 日本海外移住振興(株)設立
1962年	6月 海外技術協力事業団(OTCA)設立
1963年	7月 海外移住事業団(JEMIS)設立
1965年	4月 OTCA、日本青年海外協力隊事務局(JOCV)設置
1974年	5月 「国際協力事業団法」公布
	8月 国際協力事業団(JICA)設立
1986年	4月 国際緊急援助隊(JDR)発足
2001年	12月 「特殊法人等整理合理化計画」により、JICAの独立行政法人化の方針が示される
2002年	12月 「独立行政法人国際協力機構法」公布
2003年	9月 特殊法人国際協力事業団を解散
	10月 独立行政法人国際協力機構設立

旧海外経済協力基金・旧国際協力銀行

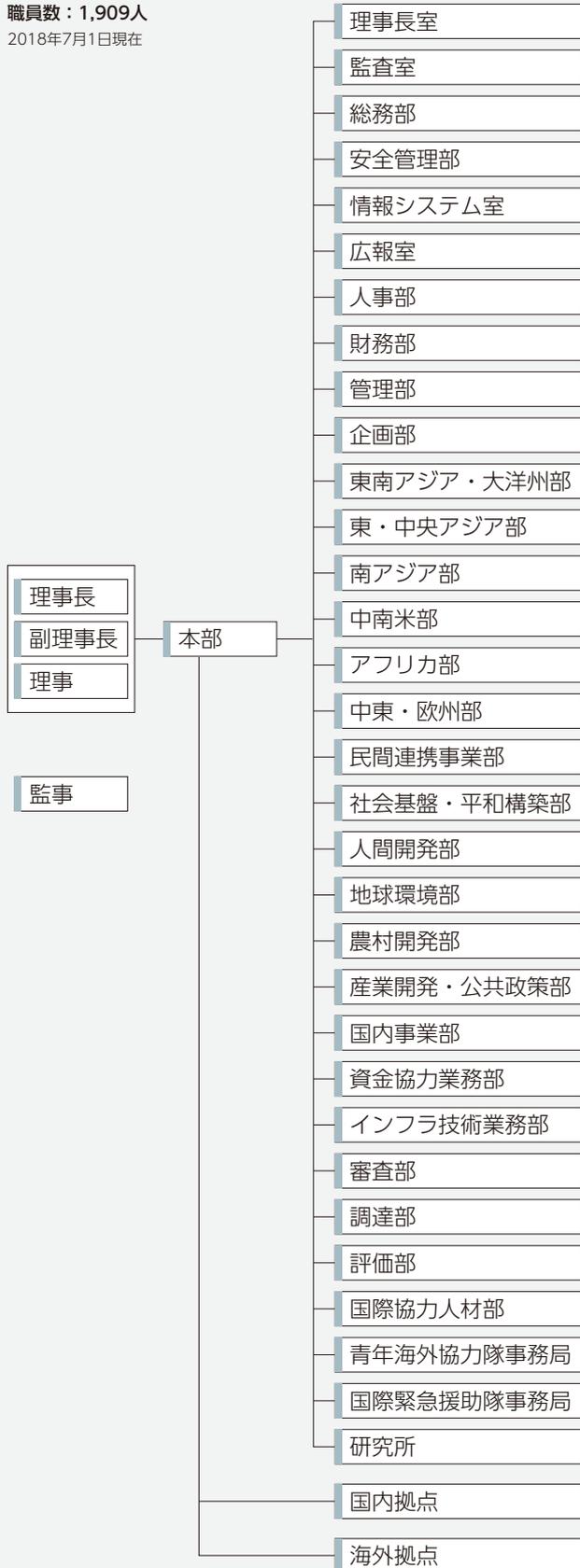
1960年	12月 「海外経済協力基金法」公布
1961年	3月 日本輸出入銀行の東南アジア開発協力基金を承継し、海外経済協力基金(OECF)設立
1966年	3月 OECF初の円借款供与(対韓国)
1995年	3月 「日本輸出入銀行と海外経済協力基金の統合について」閣議決定
1999年	4月 「国際協力銀行法」公布
	10月 国際協力銀行(JBIC)設立

国際協力機構

2006年	11月 「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」公布
2008年	10月 旧国際協力銀行の海外経済協力業務および外務省の無償資金協力業務(の一部)が国際協力機構に統合
	12月 JICA初となる財投機関債(政府保証の付かない公募国内債)を発行
2012年	3月 中小企業海外展開支援大綱の改訂により中小企業海外展開のための支援を開始
	10月 海外投融資の本格再開
2014年	11月 JICA初となる政府保証外債発行
2015年	11月 ドル建て借款の創設
2016年	7月 青年海外協力隊がアジアのノーベル賞とも呼ばれる「ラモン・マグサイサイ賞」を受賞
2017年	4月 第4期中期計画作成・公表

組織図・役員一覧

職員数：1,909人
2018年7月1日現在



国内拠点・海外拠点はP.88-89参照

1. 役員の人数：独立行政法人国際協力機構法第7条の規定により、理事長、副理事長1人以内、理事8人以内および監事3人。
2. 役員の任期：独立行政法人通則法第21条の規定により、理事長の任期は任命の日から当該任命の日を含む中期目標の期間の末日まで、監事の任期は任命の日から対応する中期目標の期間の最後の事業年度についての財務諸表承認日まで。独立行政法人国際協力機構法第9条の規定により、副理事長の任期は4年、理事の任期は2年。
3. 役員の氏名、役職、前職等
2018年7月1日現在の役員情報は以下の表のとおり。

役職名	氏名	就任日
理事長	北岡 伸一 <small>きたおか しんいち</small>	2015年10月1日(再任) [前職] 国際大学学長
副理事長	越川 和彦 <small>こしかわ かずひこ</small>	2016年5月23日 [前職] 特命全権大使 在スペイン日本大使館
理事	加藤 宏 <small>かとう ひろし</small>	2013年10月1日(再任) [前職] 独立行政法人 国際協力機構 上級審議役
理事	江島 真也 <small>えじま しんや</small>	2016年10月1日 [前職] 独立行政法人 国際協力機構 企画部長
理事	鈴木 規子 <small>すずき のりこ</small>	2016年10月1日 [前職] 独立行政法人 国際協力機構 国際緊急援助隊事務局長
理事	加藤 正明 <small>かとう まさあき</small>	2016年12月1日 [前職] 独立行政法人 国際協力機構 安全対策統括役
理事	前田 徹 <small>まえだ とおる</small>	2017年1月18日(再任) [前職] 独立行政法人 国際協力機構 総務部長
理事	長谷川 浩一 <small>はせがわ こういち</small>	2017年10月1日 [前職] アジア開発銀行理事
理事	前田 秀 <small>まえだ しげる</small>	2017年10月1日 [前職] 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 企画本部審議役
理事	山田 順一 <small>やまだ じゅんいち</small>	2017年10月1日 [前職] 独立行政法人 国際協力機構 上級審議役
監事	町井 弘実 <small>まちい ひろみ</small>	2014年1月1日(再任) [前職] SGアセットマックス株式会社 コンプライアンス・オフィサー
監事	乾 英二 <small>いぬい えいじ</small>	2015年10月1日(再任) [前職] 独立行政法人 国際協力機構 アフリカ部長
監事	早道 信宏 <small>はやみち のぶひろ</small>	2017年7月1日 [前職] パナソニックヘルスケアホールディングス株式会社 内部監査室主幹

(理事および監事は就任順)

➡ 更新情報は [JICAウェブサイト](#) をご覧ください。

国内拠点・海外拠点

国内拠点・地球ひろば（2018年7月1日現在）

JICA北海道

（札幌／ほっかいどう地球ひろば）

TEL：011-866-8333（代）
〒003-0026 北海道札幌市白石区本通16丁目南4-25
<https://www.jica.go.jp/sapporo/index.html>
ほっかいどう地球ひろば
<https://www.jica.go.jp/hokkaido-hiroba/index.html>

（帯広）

TEL：0155-35-1210（代）
〒080-2470 北海道帯広市西20条南6丁目1-2
<https://www.jica.go.jp/obihiro/index.html>

JICA東北

TEL: 022-223-5151（代）
〒980-0811
宮城県仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タワービル20階
<https://www.jica.go.jp/tohoku/index.html>

JICA二本松

TEL: 0243-24-3200（代）
〒964-8558 福島県二本松市永田字長坂4-2
<https://www.jica.go.jp/nihonmatsu/index.html>

JICA筑波

TEL: 029-838-1111（代）
〒305-0074 茨城県つくば市高野台3-6
<https://www.jica.go.jp/tsukuba/index.html>

JICA東京

TEL: 03-3485-7051（代）
〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-5
<https://www.jica.go.jp/tokyo/index.html>

JICA地球ひろば

TEL: 03-3269-2911（代）
〒162-8433 東京都新宿区市谷本村町10-5
<https://www.jica.go.jp/hiroba/index.html>

JICA横浜

TEL: 045-663-3251（代）
〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港2-3-1
<https://www.jica.go.jp/yokohama/index.html>

JICA駒ヶ根

TEL: 0265-82-6151（代）
〒399-4117 長野県駒ヶ根市赤穂15
<https://www.jica.go.jp/komagane/index.html>

JICA北陸

TEL: 076-233-5931（代）
〒920-0853 石川県金沢市本町1-5-2
<https://www.jica.go.jp/hokuriku/index.html>



JICA中部／なごや地球ひろば

TEL: 052-533-0220（代）
〒453-0872 愛知県名古屋市中村区平池町4丁目60-7
JICA中部 <https://www.jica.go.jp/chubu/index.html>
なごや地球ひろば
<https://www.jica.go.jp/nagoya-hiroba/index.html>

JICA関西

TEL: 078-261-0341（代）
〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2
<https://www.jica.go.jp/kansai/index.html>

JICA中国

TEL: 082-421-6300（代）
〒739-0046 広島県東広島市鏡山3-3-1
<https://www.jica.go.jp/chugoku/index.html>

JICA四国

TEL: 087-821-8824（代）
〒760-0028 香川県高松市鍛冶屋町3番地 香川三友ビル1階
<https://www.jica.go.jp/shikoku/index.html>

JICA九州

TEL: 093-671-6311（代）
〒805-8505 福岡県北九州市八幡東区平野2-2-1
<https://www.jica.go.jp/kyushu/index.html>

JICA沖縄

TEL: 098-876-6000（代）
〒901-2552 沖縄県浦添市字前田1143-1
<https://www.jica.go.jp/okinawa/index.html>

海外拠点 (50音順) (2018年7月1日現在)



アジア

アフガニスタン事務所
インド事務所
インドネシア事務所
ウズベキスタン事務所
カンボジア事務所
キルギス事務所
ジョージア支所
スリランカ事務所
タイ事務所
タジキスタン事務所
中華人民共和国事務所
ネパール事務所
パキスタン事務所
バングラデシュ事務所
東ティモール事務所
フィリピン事務所
ブータン事務所
ベトナム事務所
マレーシア事務所
ミャンマー事務所
モルディブ支所
モンゴル事務所
ラオス事務所

大洋州

サモア支所
ソロモン支所
トンガ支所
バヌアツ支所
パプアニューギニア事務所
パラオ支所
フィジー事務所
マーシャル支所
ミクロネシア支所

北米・中南米

アメリカ合衆国事務所
アルゼンチン事務所
ウルグアイ支所
エクアドル事務所
エルサルバドル事務所
キューバ事務所
グアテマラ事務所
コスタリカ支所
コロンビア支所
ジャマイカ支所
セントルシア事務所
チリ支所
ドミニカ共和国事務所
ニカラグア事務所
ハイチ支所
パナマ事務所
パラグアイ事務所
ブラジル事務所
ベネズエラ支所
ベリーズ支所
ペルー事務所
ボリビア事務所
ホンジュラス事務所
メキシコ事務所

アフリカ

アンゴラ事務所
ウガンダ事務所
エチオピア事務所
ガーナ事務所
ガボン支所
カメルーン事務所
ケニア事務所
コートジボワール事務所
コンゴ民主共和国事務所

ザンビア事務所
シエラレオネ支所
ジブチ支所
ジンバブエ支所
スーダン事務所
セネガル事務所
タンザニア事務所
ナイジェリア事務所
ナミビア支所
ニジェール支所
ブルキナファソ事務所
ベナン支所
ボツワナ支所
マダガスカル事務所
マラウイ事務所
南アフリカ共和国事務所
南スーダン事務所
モザンビーク事務所
ルワンダ事務所

中東

イエメン支所
イラク事務所
イラン事務所
エジプト事務所
シリア事務所
チュニジア事務所
パレスチナ事務所
モロッコ事務所
ヨルダン事務所

欧州

トルコ事務所
バルカン事務所
フランス事務所

予算

1 一般勘定 収入支出予算 (2018年度)

(百万円)

区分	2018年度
収入	152,504
運営費交付金収入(当初予算)	149,764
施設整備費補助金等収入	862
事業収入	258
受託収入	73
寄附金収入	18
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	1,530
支出	152,504
業務経費	141,949
うち開発協力の重点課題	103,689
民間企業等との連携	8,449
多様な担い手との連携	24,687
事業実施基盤の強化	5,125
施設整備費	862
受託経費	73
寄附金事業費	18
一般管理費	9,603

(注1)「2018年度計画」別表1に基づく(https://www.jica.go.jp/disc/chuki_nendo/ku57pq00000t0aea-att/nendo_h30_00.pdf#page=22)

(注2)四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。

(注3)無償資金協力の計画は、閣議により決定されるため、独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)第13条第1項第3号イに規定される業務における贈与資金に関する予算は記載していません。

2 有償資金協力部門 資金計画 (2018年度)

(億円)

		2018年度
出融資計画	直接借款(円借款)	12,993
	海外投融資	637
	合計	13,630
原資	一般会計出資金	460
	財政投融資	6,184
	自己資金等	6,986
	うち 財投機関債	800
	合計	13,630

事例索引

ASEAN地域 (ミャンマー、 カンボジア、 インドネシア)	港湾手続きの電子化を支援	P.39
アフリカ地域	課題別研修 「日・アフリカビジネスウーマン交流セミナー」	P.36
	アフリカのきれいな街プラットフォーム	P.63
インドネシア	ジャカルタ都市高速鉄道事業	P.21
ウガンダ	難民問題への包括的な取り組み	P.35
ケニア	非都市部における水資源保全と衛生環境改善のための 循環型無水トイレシステム普及促進事業	P.31
コロンビア	紛争被害者の生活再建のための包括的な協力	P.29
サモア	沖縄連携によるサモア水道公社維持管理能力強化 プロジェクト	P.22
ジョージア	東西ハイウェイ整備事業(I)(II)	P.25
シリア	平和への架け橋・人材育成プログラム	P.33
スリランカ	西部州の廃棄物管理マスタープラン策定支援 プロジェクト	P.43
大洋州地域	ハイブリッド・アイランド・プログラム	P.47
台湾	地震被害に対する国際緊急援助隊専門家チーム派遣	P.59
ネパール	震災復旧・復興プログラム	P.27
フィリピン	マニラ首都圏西地区上水道無収水対策事業	P.51
ベトナム	過積載車両取締り用走行計量システムの 普及・実証事業	P.52
ボツワナ	青年海外協力隊(ソフトボール指導)	P.57
ホンジュラス	「国家保健モデル」に基づく プライマリーヘルスケア体制強化プロジェクト	P.41
マダガスカル	コメ生産性向上・流域管理プロジェクトフェーズ2	P.45
その他	JICAが日本初の緑の気候基金(GCF)認証機関に	P.37
	授業で使える10分映像集	P.55
	インフラ事業の研究分析と発信	P.61
	日経社会イノベーションフォーラム 「SDGsから考える持続可能な社会」	P.62

国際協力機構 年次報告書 2018

2018年9月発行

編著・発行 独立行政法人 国際協力機構
〒102-8012
東京都千代田区二番町5-25
二番町センタービル
電話番号 03 (5226) 9781
<https://www.jica.go.jp/>

編集協力 高山印刷株式会社
〒113-0034
東京都文京区湯島1-1-12
NTビル2F
電話番号 03 (3257) 0231

落丁・乱丁本はお取り替えいたします。

©2018 国際協力機構 Printed in Japan



From
the People of Japan

